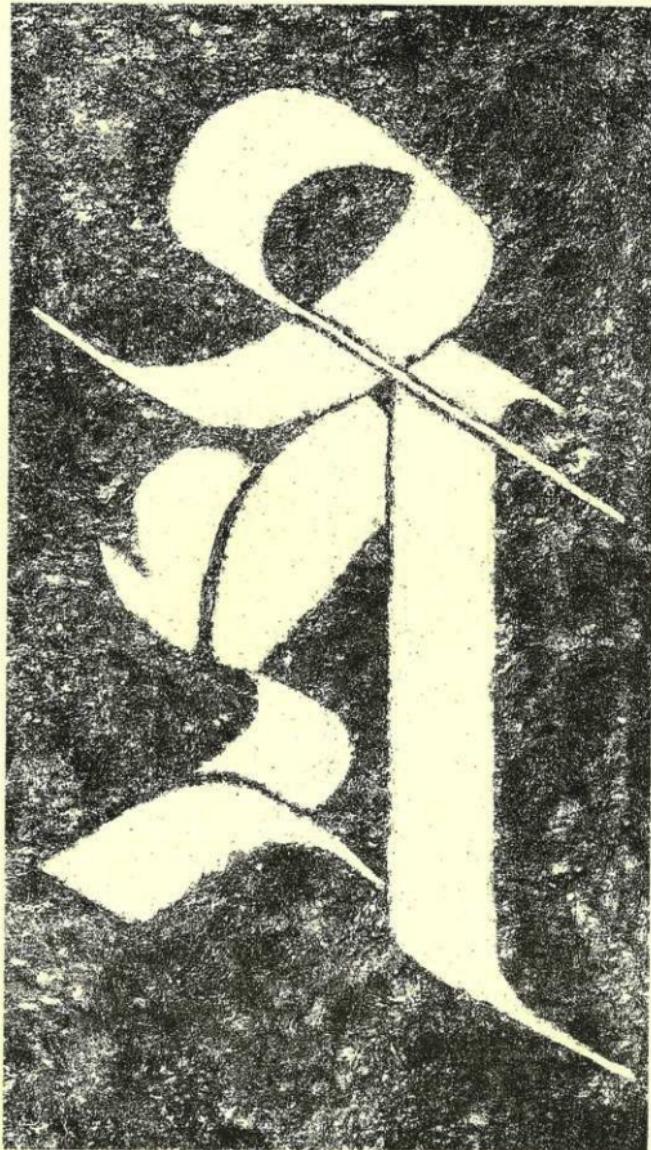


# 豊後國國東郷の調査

資料編補遺



大分県立歴史博物館

2009

## はじめに

当館では、平成一六年度から農後国衙領国東郷の故地である大分県国東市国東町を対象地として国庫補助事業「国東半島莊園村落遺跡詳細分布調査」を実施してまいりました。その中で、昨年度に報告書資料編として、国東郷の歴史を解明する上で基本となる諸資料を集成了しました。しかし、諸般の事情から収載できなかつた資料もあり、報告書資料編の刊行後に新たな資料も確認されました。

そこで、国東郷の歴史をより具体的に知るために、また当館の調査成果を広く公開するためにも、ここに報告書資料編補遺を刊行することといたしました。収載した資料には、国東郷の地域の姿や信仰の様子を伝えるものがあり、これらは国東郷のみならず、国東半島の歴史と文化を解明する上での注目すべき資料といえます。

最後になりましたが、本書の刊行にあたって、諸資料の所蔵者各位および大分県立先哲史料館、国東市教育委員会、国東市歴史体験学習館の御理解と御協力を得ました。厚くお礼申し上げます。

平成二一年三月

大分県立歴史博物館

館長 高橋 徹

# 目次

I	近世資料	3
II	寺社関係資料	
III	水利関係資料	
IV	石造文化財実測図	
		78
		63
		43
4	本報告書の執筆は以下のように分担した。	
I	近世資料	櫻井成昭
II	寺社関係資料	櫻井成昭
III	水利関係資料	櫻井成昭
IV	石造物実測図	平川 誠(2・3)・櫻井成昭(4・5)

## 例言

1 本報告書は、平成一六年度から五ヶ年計画で実施した国東半島莊園村落遺跡詳細分布調査（調査地区大分県国東市国東町）の報告書資料編補遺である。  
本調査は、最後高田市田染地区（昭和五六年度～昭和六一年度）、同市都甲地区（昭和六二年度～平成四年度）、同市香々地区（平成五年度～一〇年  
度）、国東市安岐町（平成一一年度～平成一五年度）に統く、第五次調査となるものである。

2 調査地区の大分県国東市国東町は、農後四街領国東郷の故地として種々の歴史資料にめぐまれ、莊園村落遺跡が残されている。国東市国東町のうち、大字治郎丸・網井・重藤の三地区は宇佐宮領武藏郡に属すことが確認されており、これら三地区については今回の調査では取り上げなかつた。

3 本報告書では、学術調査の立場から可能な限りの事実を明らかにしている。  
しかし、人権問題などの配慮を行った箇所もある。閲覧利用にあたっては、  
差別の解消、人権問題の眞の解決につながる視点を希望したい。

4 本報告書の編集と解説は櫻井成昭が担当した。  
5 諸資料の調査では以下の関係機関に便宜を図っていた。  
大分県立先哲史料館・国東市教育委員会・国東市歴史体験学習館・文森仙寺

6 国版・資料の作成にあたっては、豊山昌子の協力を得た。

7 諸資料の調査では以下の関係機関に便宜を図っていた。

大分県立先哲史料館・国東市教育委員会・国東市歴史体験学習館・文森仙

# I 近世資料

## 解題

ここには四点の史料を収録した。いずれも、一九世紀前半の杵築藩領の村々に関する史料である。

1の「御領分中御分地村、庄屋面附小門軒數控」（文殊仙寺蔵）は、国東郷の村々の庄屋名と家数を記したもので、村々の概要を知ることができる史料である。残りの2「来浦庄明細記」と3「成仏村明細記」は、いわゆる「村明細帳」の一種であり、米浦村（国東市国東町大字米浦）と成仏村（国東市国東町大字成仮）の状況を知ることができる史料である。以下、各々の史料について簡単に内容を記しておきたい。

### 1 「御領分中御分地村、庄屋面附小門軒數控」について

これは、横幅立てで紙数は7丁、縦一四五印・横四一〇印をはかる。表紙の記述と本文冒頭に「覚」とあること、書式が不統一な点などから、文政七（一八二四）年に文殊仙寺で作成されたものであることがわかる。この史料は、杵築藩領のうち、現在の国東市国見町・国東町・武藏町に属する村の庄屋名と家数を記したものである。ただし、国東郷域のうち、岩戸寺・源江・堅栗の三ヶ村は、元文二（一七三七）年から幕領であるため記載がない。

なお、杵築藩領の村々に関しては、「御領分中庄屋面附表」（個人蔵）という史料がある。これは、村名と庄屋名を記したもので、年本詳の史料である。表題にいう「席順」が何を示すのかは明確にならない。また、ここに記された庄屋の名前をみると、例えば中田村（国東市国東町大字中田）の中野相平は文久年間（一八六一～一八六四）に庄屋役をつとめていたことが知られ、成仮村の桜木寿老も同時期に庄屋役にあつたことが「中田村文書」（別府大学・大分県立先哲史料館蔵）から確認できる。そのため、この史料は一九世紀半ばの幕末期の作成とみられる。幕末段階ではあるが、国東郷域を含む杵築藩領の村々の庄屋名を知

ることができるため、付録として史料の記載順にデータ化して掲載した。この「御領分中庄屋面附表」の作成年代については、今はまだかなり年代比定に終わっており、詳細な年代比定は今後の課題としてある。

## 2 来浦庄明細記と成仮村明細記

### （1）来浦村と成仮村

近世には、各村の状況を記した「村明細帳」と総称される記録が作成された。「来浦庄明細記」（以下、解題中では史料2とよぶ）と「成仮村明細記」（以下、同様に史料3とよぶ）はそうした「村明細帳」の一冊である。

史料2は、国東市国東町の北端に位置する、来浦村と枝村諸石（同町大字来浦）に関するもので、文政九（一八二六）年に作成されたものである。

近世の郷帳では、米浦村は正保四（一六四七年と元禄一四（一七〇一年）年の「郷帳」では、高一〇六九石余、天保五（一八三四）年の「郷帳」では高一九〇三石余と記される。しかし、近世の諸史料をみると、あるいは、前掲の「御領分中御分地村、庄屋面附小門軒數控」や「御領分中庄屋面附表」では、来浦中村・来浦・浜・長野に庄屋がいたことがわかる。実際、史料2の本文の「逆法」の項にも「中村庄屋元」「浜庄屋宅」「長野庄屋」という記述がある。

こうした点からすると、郷帳上の来浦村は、来浦村（板に狹義の来浦村とよぶ）。中村・長野村・浜村にわかれ、史料2はこの狭義の来浦村（以下で来浦村という）には、特に断らない限り、これをさすにに関する記録である。そして、枝村諸石は「郷中萬登帳」（大分県立先哲史料館蔵・中田村文書）には「諸石分」と記され、高一八七石余りを数える。現在、諸石の名前は小字名として残り、来浦川左岸に位置する。

次に、史料3は成仮村に関する記録で、表紙は欠失しているが、本文末尾に文政九年の年号が記されていることから、史料2と同時期に作成されたことがわかる。成仮村は、国東市国東町の中央部を貫流する出深川の上流域に位置する。近世の郷帳上の村高は、正保期と元禄期が五三五石余、天保期が九五六石余だが、史料3は、成仮村三九八石余、下成仮四三九石余となり、郷帳は

この二つの村をあわせた記載であることがわかる。また、先の「御領分中御分地村、庄屋面附井小門耕致」などから、成仏村と下成仏村に庄屋がいたことが確認できる。史料3は、本文中の「方境」の項で「下成仏境」などとあるように、「錦中萬葉報」などでいうところの成仏村に関する記録である。

さて、これらの二点の史料のうち、史料2は「国東の庶民信仰」（國東町一九八一年）の米浦案の出来を語った簡所などでも引用されており、決して未知の史料ではない。それに、両者ともに現在は原本の確認調査がかなわず、今回は写真から翻刻を行つた。

その中で、あえて今回これらの史料を紹介するのは、例えば、史料2で米浦案という民俗行事の詳細や古墳出土の遺物を記すなど、地域の歴史と文化をたどる上で豊かな「歴史情報」を提供する史料として注目されるからである。

## (2) 史料の構成について

次に、二点の史料の構成について簡単に触れておきたい。まず、史料中の項目を一覧にすると、左のようになる。なお、各項目の頭番号は便宜上のものである。

### 〔史料2〕

- ①方境、②周題、③道法、④警高、⑤反別、⑥土量、⑦上地相応之品、⑧產物
- ⑨薪、⑩森場、⑪川流、⑫池、⑬庵、⑭牛馬、⑮山林、⑯橋、⑰井手、⑱地所、
- ⑲御茶屋、⑳神社仏龕、㉑姓氏

### 〔史料3〕

- ①方境、②道法、③警高、④反別、⑤土量、⑥土地相応之品、⑦確致、⑧人別
- ⑨牛、⑩山林、⑪薪、⑫川流、⑬庵、⑭村形、⑮地所、⑯古戻場、⑰神社仏龕、㉑姓氏

これらをみると、項目の順序や数が異なっているものの、両者とも基本的には構成を同じくしていることがわかる。そのため、史料3は表紙欠失だが、冒頭部とみられる所には「國東郡成仏村」とあることから、ここでは史料2の表題に随つて「成仏村明細記」と名付けた。

大分県における近世の「村明細帳」に関しては、大分県地方史叢書として、『西

後国村明細帳』（一九一九年六三年～一九八一年）、「豊前国村明細帳」（一九七九年）が公刊され、佐藤満洋氏による村明細帳の分析がある。その中で、史料1-2と同種のものが、「豊後国村明細帳」（一九八一年）に所収されている。「安岐手水中國村明細帳下書」と呼ばれるものがそれで、弘化四（一八四七）年に作成されている。同書の解題によれば、この史料は、文政一〇（一八一七）年に杵築藩では各村より明細帳を提出させたが、中國村ではこの時の調査が不充分で再調査した際に作成されたものという。

つまり、杵築藩では、一九世紀前半に今回紹介した構成の「村明細記」が作成されたわけだが、これらは構成の面で大きな特徴がある。いわゆる「村明細帳」は「地方凡例帳」などをみても、基本的に村高や田畠高といつての生産額に關する事項から叙述が始まるが、杵築藩の「村明細記」は方境など村の立地や環境が冒頭に記されており、ここに杵築藩の「村明細記」の特徴を指摘できる。さらにいえば、村の立地や環境から始まる叙述は、明治一〇（一八七七）年作成の「國東郡村誌」に近似する。もちろん、これを以て本史料を直ちに明治時代の地誌類の先駆と位置づけることはできないが、「西東郡村誌」といった近代地誌類の構成は新しいものではなくたことが確認できよう。なお、ここで紹介した二つの「村明細記」については作成機関を示すことができないが、一つに杵築藩では文政八年に松平親良が第九代藩主に就いており、これらの史料は藩主代替わりあつたて作成されたとも推測できる。

## (3) 内容について

さて、二点の史料の各項目の記述内容をに注目すると、例えば史料2の②周題は標題のみで記述がないこと、⑲御茶屋の項などにある頭注や⑯牛馬の項などにみられる挿入文言などがあることからして、史料2は草稿段階あるいは下書きといふべき性格のものといえる。これに比べて史料3は、頭注や挿紙はないが、挿入文言が見受けられ、これも下書きというべき性格のものとみられる。

さらに、記述内容をみると、本文をみていくとわかるように実に豊かな地域の「歴史情報」を記しており、興味深い記述が各所にある。特に、史料2では、

来浦業という民俗行事の内容と由緒を知ることができる。この地所では、鬼塚、鬼の穴と呼ばれた古墳が所在したことを記し、そこで発見された、いわゆる湖州鏡の鏡を掲載している点である。現在、この鏡の所在は確認できないが、ここでいう鬼塚は、現在来浦古墳として周知されている遺跡とみられる。この他にも注目すべき記述は数多いが、ここでは一点のみ指摘しておきたい。

それは、史料2・3ともに「神社仏閣」に関する記述量が多いことである。これは、村に所在する神と仏をまつる、さまざまな施設を編纂していること、主に鎮守や由緒ある寺院に関しては、その由緒を示す標札などの「歴史資料」を書きしたことに換る。さらに、由緒という点でいえば、史料2・3とも、最後に「姓氏」の項を設け、各村に居住する一族の由緒を記している。そこでは、例えば史料2の鷹谷氏の項が端的に示すように、必要であれば家に伝來した古文書を書写している。すると、「村明細記」は、村の現状だけではなく、少なくとも各村の人々とその紐帯をなす「信仰の場」の由緒を明確にすることを目指して作成されたことが窺えよう。右でみた記載の在り方は、いわゆる「村明細帳」にはなく、来浦の「村明細記」の内容面での特徴として指摘できる。

#### (4) 二つの「村明細記」と国東郷

今回紹介した「村明細記」は、中世の地域のすがたを知る上でも興味深い情報を提供している。

例えば、史料2は表題に「来浦庄」という名称を使用し、本文冒頭には「来浦庄 来浦村 桜諸石」とあり、さらに①方境の最初にある東西南北の境となる地を現地比定する、その領域は来浦川流域全体に相当する。つまり、史料2の記述は、中世に来浦庄という来浦川流域を領域とする「莊園」の中の来浦村に関する記録という認識を取取できる。中世、来浦川一帯は国衙領國東郡に属したことが知られているが、一方で米浦には地頭職が置かれたこと(『領西御教書』嘉慶三(一三三八)年付、「豈後國莊園公領力勤集威 三(國東郷史稿三七号)」が確認されている。こうした点から、来浦は別名的開拓の地と推測されるが、史料2の記述は中世あるいはそれ以前の歴史を間接的に物語るものといえよう。

また、史料3の⑤の神社仏閣の項には、山神社の標札の写があるが、そこに「上諸古」という地名がみられる。この上諸古は、「足利義詮御判御教書」(延文五年、一三六〇)年付、「豈後國莊園公領力勤集威 三(國東郷史稿一〇五号)」に「國東郷上諸古」とあることから、国東郷に属することがわかる。すると、上諸古すなわち成仏村は、六郷山寺院の一つである成仏寺が所在するものの、基本的に国術領國東郷の領域であり、同地の主たる開発者は六郷山寺院ではないことが窺える。つまり、史料2によつて国東郷は田深川上流域まで領域としていたことが確認できるのである。

ここで紹介した二つの「村明細記」については、言及あるいは検討すべき課題は多いが、ここでは史料の紹介に留めたい。なお、前述したように、今回の翻刻にあたつては二点の史料とも写真を利用した。史料2は「人分県史」編纂時の写真版、史料3は当博物館が平成九年度に実施した「六郷山寺院墓碑調査調査会」の一環として調査した際の写真をもとにしている。

(1) 村明細帳と被称されるものは、各々の史料をみると「村明細帳」「村筆帳」など、さまざまな呼び名を持つ。佐藤清洋「村明細帳と村筆帳の研究(上)・(下)」(『大分県史地方史』二〇・二二号・一九八五・一九八六年)によれば、標題のどちらから大きく四つのタイプに分類されるという。

ただ、これらは情況をまとめて記したのと、とは其過の性格を有する。以下の行論で、「村明細帳」と表現する場合は、「こうした広義での意味での記録類を示すものである」とをお断りしておきたい。

(2) 赤茶重筋「尋中島良穂」(中村文書)について、「史料館解説第一号」大分県立文化史料館(一九九六年)に簡潔紹介がある。

(3) 史料2・3 佐藤氏論文。

(4) 「来浦庄明細記」の鷹谷氏の項に書写されている古文書のうち、津原氏の部分に記された古文書の多くは、「大分県史書」(〇)に「吉永氏影響文書」として掲載されたものと同一である。すると、鷹谷氏の項に記された古文書も現在確認できるものもあるが、これらも

一九世紀前半には諸氏に伝來していたことが知られる。

### 〈凡例〉

- ①体裁は原本に従つたが、改行および開字は逐一指摘せず、割注は一行にまとめて活字を小さくして表現した。
- ②用字については基本的に常用漢字に直した。
- ③変体仮名は、夕（より）・江（え）・面（て）・著（は）以外は平仮名に直した。
- ④翻刻にあたり、便宜上 諺点・並列点を補つた。
- ⑤宛字あるいは誤字・誤用とみられるものについては、そのまま表記し、（ママ）と傍注し、重出する場合は初出のみに傍注を補つた。
- ⑥虫損等で判読できない文字については、字数に応じて□で表現し、字数が不明な場合は（ ）で示した。
- ⑦本文が記述された後、挿入された文言については「 」でくくって表現した。また、挿紙についても同様に「 」で示した。
- ⑧頭注については、文言を「 」やくくつて表現した。

1 御領分中御分地村、庄屋而附并小門軒數控  
(文政七年・一八二四) ○文殊仙寺藏

小門軒數 百七十軒  
寺 二ヶ寺

小門軒數 百四拾軒  
寺 壱ヶ寺

一 浦手村 庄屋 寶左衛門  
高式百三拾石 小門軒數 百軒  
寺なし

一 野田村 庄屋 大之助  
高五百六拾石 小門軒數 百式拾軒  
寺 壱ヶ寺

文政七年  
御領分中御分地村、庄屋而附并小門軒數控  
八月吉日 文殊仙寺知事  
喜眉山

一 藤澤村 庄屋 漢右衛門  
高式百三拾石 小門軒數 拾七軒  
寺 四ヶ寺

竹田津水  
千燈村 庄屋 伴右衛門  
高式百式拾石 小門軒數 百四十軒  
寺 三ヶ寺

覺 竹田津  
赤根村 庄屋 小右衛門  
高式百九拾六石 小門軒數 七十  
寺 壱ヶ寺

竹田津水  
伊美浜村 庄屋 又右衛門  
高式百九拾六石 小門軒數 五拾軒  
寺 壱ヶ寺

御分地  
伊美家村 庄屋 藤左衛門  
高式百八拾石 小門軒數 六十五軒  
寺 壱ヶ寺

竹田津水  
下役入五郎右衛門 佐左衛門  
高式百八拾石 小門軒數 一百八拾石  
寺 式ヶ寺

西方寺村 庄屋 弥平  
高式百八拾石 小門軒數 八拾軒  
寺 壱ヶ寺

竹田津水  
伊美浦手村 庄屋 六兵衛  
高式百八拾石 小門軒數 七拾軒  
寺 壱ヶ寺

御分地  
大熊毛村 庄屋 德左衛門  
高式百八拾石 小門軒數 六百餘り  
寺 壱ヶ寺

竹田津水  
岡村 庄屋 寿右衛門  
高式百五拾石 小門軒數 五十軒  
寺 壱ヶ寺

御分地

一 小熊毛村 庄屋 恵市

小門軒數 百拾軒

寺 塔ヶ寺

御分地

一 向田村 庄屋 忠左衛門

小門軒數 八十軒

寺 塔ヶ寺

来浦

一 長野村 庄屋 団五郎

小門軒數 百軒

寺 三ヶ寺

一 来浦村 庄屋 故右衛門

小門軒數 八拾軒

一 中村 庄屋 邪兵衛

小門軒數 九拾軒

寺 塔ヶ寺

一 浜村 庄屋 哲平

小門軒數 百式拾軒

寺 塔ヶ寺

一 洪村 庄屋 菅平

小門軒數 一百五拾軒

近來五拾軒程者増申

様子

一 沢手 庄屋 澄三郎

小門軒數 一百五拾軒

近來五拾軒程者増申

一 藩 築 庄屋 菊市

小門軒數 九拾軒

内下役人式人

一 吉木村 庄屋 茂平

小門軒數 一百五拾軒

内下役人式人

寺 塔ヶ所

一 柳迫 庄屋 順助

小門六拾軒

内寺 塔ヶ寺

メ 下役人式人

一 浜崎 庄屋 周平

小門六拾軒

寺 塔ヶ寺

一 寺山 庄屋 邪三郎「茂八」

小門軒數 七拾五軒

内 下役人式人

一 富来村 庄屋 一郎右衛門

小門百九拾軒

内寺 塔ヶ寺

内 下役人式人

一 大恩寺村 庄屋 兼助

小門七拾三軒

外二内下役人式人 塔ヶ寺

一 川原村 庄屋 順助

小門軒數 百拾軒

内下役人 三軒

寺 八当寺無住なり

寺 塔ヶ所

一 成仏村 庄屋 三平

小門軒數 百三拾軒

内下役人二人

寺 塔ヶ所

一 見地村 庄屋 潤平

小門軒數 百三拾軒

内役人三軒

寺 塔ヶ所

一 中田村 庄屋 市平

小門軒數 百五軒

内下役人四軒

寺 塔ヶ所

小門軒數 六拾三軒

内下役人式軒

北江村 庄屋 寿右衛門

小門軒數 八拾五軒

内下役人式人

寺 七ヶ寺

田深村 庄屋 増平

小門軒數 六百六拾軒

内下役人三人

寺 七ヶ寺

高六百八拾石

今在家 庄屋 代九郎

毛付高五百拾三石余

小門軒數 六拾五軒

内下役人式人

寺 無

興寧寺 庄屋 茂左衛門

小門軒數 百拾七軒

寺 式ヶ寺

内下役人三人

安國寺 庄屋 嘉左衛門

高六百五拾石八石

小門軒數 八拾軒

内下役人四人

寺 式ヶ寺

高六百八拾七石

原 村 庄屋 茂助

小門軒數 八拾二軒

内下役人四人 原・山吹

寺 七ヶ寺

高七百三拾五石半

岩 屋 庄屋 多右衛門

高三百八拾石

小門軒數 九拾七軒

内下役人三人

寺 七ヶ寺

赤松村 庄屋 仁平

高五百拾四石半

内下役人三人

寺 式ヶ寺

行入村 庄屋 武左衛門

小門軒數 百廿軒

内下役人三人

寺 式ヶ寺

高七百四石

小門軒數 八拾軒

内下役人四人

寺 六軒

高三百三拾九石

上小原村 庄屋 治助

小門軒數 百軒

内下役人三人

寺 七ヶ寺

高三百八拾石

小原 村 庄屋

高四百五石

小門軒數 七十軒

役人式人

寺 無

次郎丸村 庄屋 卵助

高七百四石

内 下役人二人

寺 七ヶ寺

小門軒數 百廿軒

内下役人四人

寺 無

高五百拾石

重藤村 庄屋 利左衛門

小門軒數 百軒

内下役人三軒

寺 無

一 池ノ内 高三百七拾石

内田村 庄屋 無

小門軒數 百廿軒

内下役人三軒

高六百三石

内下役人三軒

寺 無

一 古市村 庄屋 文五郎

高三百六拾四石

小門軒數 百拾軒

内下役人三軒

寺 無

一 稲原村 庄屋 担右衛門

高九百八拾六石

小門軒數 百七十軒

内下役人五人

寺 老ヶ寺

武昌寺

一小城村 庄屋 儀平

小門軒數 三十五軒

内下役人武軒

寺 老ヶ寺

手野村 庄屋 長左衛門

小門軒數 百廿軒

内下役人四人

寺 無

浅田村 庄屋 俊助

小門軒數 百三十五軒

内下役人四人

寺 武ヶ寺

大高村 庄屋 俊助

小門軒數 百三十五軒

内下役人四人

寺 武ヶ寺

一 梶岡村 庄屋 元右衛門

小門軒數 三十軒

内下役人武人

寺 無

一 丸小野村 庄屋 牧之助

小門軒數 百軒

内下役人三人

寺 老ヶ寺

一 成吉村 庄屋 源次郎

小門軒數 五拾三軒

内下役人四人

寺 老ヶ寺

内下役人三人

寺 老ヶ寺

一

吉弘村 庄屋 源四郎

小門軒數 弐百軒

内下役人五人

寺 壱ヶ寺

(以下、後筆)

一 小原村

小門 百三十軒

庄屋 無

下役人 三人

寺 弐ヶ寺

一 池内村

小門 八十軒

庄屋 無

五郎左衛門

一 寺老ヶ寺

役人 三人

庄屋 無

一 七拾八石

小ヶ倉村

庄屋 無

一 小門 三十五軒

役人 二人

庄屋 無

寺 無

〈付録〉「庄屋席順表」(個人蔵)

村名	庄屋名	村名	庄屋名
1 藤野川	松原孫右衛門	56 池ノ内	徳丸分次郎
2 横手	後見 利行孝平	57 露井	宇都宮雄八郎
3 綱井	置崎信右衛門	58 大恩寺	兼 文吾
4 内田	照山源助	59 見地	竹田伊折兵衛
5 真那井	渡辺曾右衛門	60 市橋	渡辺礼作
6 米油 中村	宮崎任左衛門	61 中園	小保兵助
7 笠口	植田平左衛門	62 上小原	平尾三郎助
8 横城	手嶋嘉左衛門	63 渡多方	馬場寿助
9 竹田津	竹田諒孫九郎	64 北江	田口官助
10 宮司	工藝祭次郎	65 大内山	加藤恭作
11 守木	加藤治助	66 吉市	大谷雄作
12 永松	宮川進作	67 吉松	後藤半七
13 下山口	安瀬益八郎	68 富来	吉田利左衛門
14 馬場	麻生勢平	69 鴨川	阿部進右衛門
15 次郎丸	福田唯右衛門	70 沢	國弘政右衛門
16 米浦	竹内牧右衛門	71 丸小野	麻生義哉
17 片野	工藤兵右衛門	72 西本	本多金兵衛
18 白木原	重光廣六	73 弁分	加藤貞作
19 西方寺	佐藤治平	74 堀屋	松原準作
20 本庄	麻生平太郎	75 赤松	西田清兵衛
21 横道	一丸證右衛門	76 新栄	田口慎助
22 下成仏	桜木格右衛門	77 竹田津 薩手	小串兵八
23 小野	財前忠兵衛	78 千燈	河野义七
24 赤木	重光卯三郎	79 岸奈	末弘里助
25 系原	吉田居右衛門	80 重泰	伊藤普三郎
26 濑留木	秋吉敬助	81 富来 清手	太田祐四郎
27 三井寺	松作兵衛	82 浦下原	林 邦治
28 年出	中山選平	83 小原	加藤翠亭
29 斎懸	加藤太郎兵衛	84 八坂原	阿部伝治
30 今在家	中鶴小左衛門	85 生地	工藤半助
31 河原	重光徳右衛門	86 小野	財前忠吉
32 手野	加藤弁作	87 濑戸田	中鶴忠右衛門
33 濑手	駒 文左衛門	88 浜崎	河野口二郎兵衛
34 尾山	佐藤彦兵衛	89 赤根	後藤儀助
35 行人	岡 庄平	90 成久	利行重右衛門
36 岡子	林 美助	91 加賀	板原源平
37 小城	坂本儀右衛門	92 馬場尾	板浦口作
38 中田	中野和平	93 京多	手嶋健二郎
39 田深	安松定治	94 野道	佐藤猪三郎
40 今市	溝部彦三郎	95 挟間	麻生七郎
41 小原原	森 源兵衛	96 祐宿	齊宿勝三郎
42 安国寺	一丸泰藏	97 下原	今富儀三郎
43 小原岩屋	小山田伝三郎	98 下司	專瀬忠平
44 吉弘	高原源四郎	99 下馬場	吉原俊治
45 八坂岩屋	岩屋礼太郎	100 俣見	長谷尾牛之助門
46 山口	重光立平	101 諸田	末弘康義
47 畠永	三浦口治	102 長野	友成春太郎
48 興尊寺	古武社三郎	103 吉木	重光庄太郎
49 八坂中村	穴見源治	104 下成仏	桜木佐久馬
50 新庄	佐藤太右衛門	105 北江	田口治右衛門
51 麻田	構井寿藏	106 成仏	桜木壽老治
52 石丸	後藤源右衛門	107 桃手	利行伝十郎
53 久東	植田官左衛門	108 志和利	吉武普助
54 成仏	桜木新右衛門	109 成吉	厚田太左衛門
55 大添	手嶋頼作		

\*表中の番号は記載順を示すために便宜上付けたものである

座候、谷横差渡八鶴川往還筋之所ニ而川端今北山之達迄七丁程、  
西長野界之所八長野分下長野田入込壁候付右田端今日半被道尾辻  
向田村界迄凡五丁余、北八向田村尾辻水分れ界候

一一周法選

從庄屋宅

東 御茶屋迄宅一五拾間

御高札家まで右間断

中村庄屋元へ四丁式拾五間

来浦、郷藏へ式拾五丁拾五間

浦御高札家迄右間断

氏神迄四丁三拾五間程

濱庄屋迄式拾丁拾五間

御料深江村庄屋本迄凡式拾丁程

長野界金剛寺東傍小溝迄四丁式間程

長野庄屋迄拾丁五拾間

御料岩戸寺庄屋本迄凡式拾五丁程

文殊山迄壹里半

鳩原御領高田町迄凡七里程

南 郡城下迄 山手通凡七里半程

高来村庄屋宅迄凡壹里拾五丁程

成仮村庄屋宅迄凡壹里式拾丁程

内九丁戈拾八間 本村分 七十四拾六間強 諸石分

西 長野界金剛寺東傍小溝迄平界四ヶ所迄拾七丁拾四間余  
内九丁戈拾八間 本村分 七十四拾六間強 諸石分

今東京卯之間二当ル

南北 南中村界鶴川橋詰迄往還通宮之上尾辻御分知向田村界迄凡二當ル

戈拾七丁間程

但兩中村界大抵八川を限り候へ共人家田地共二打交り候場所二御

一地高

四百四拾石九斗式升九合六夕

竹田津御茶屋迄凡二里半程

御料中岐部往来筋川邊迄壹里拾四丁程

文政九年	來浦庄 枝諸石 明細記
來浦庄	枝諸石 明細記
戊六月	

一方境 来浦村 枝諸石

御科岐部村奥五つ之不動之聚ニ當

東 濱洞崎二當

南 御科堅来村奥宇土山肩耳取ヶ尾ニ當

北 御分知向田村境候石山卓让ニ當

各何れも庄屋宅分

谷筋 御料岩戸寺村境八鶴川往還筋法凡式里余、西申

西 鳩原御領高田町迄凡七里程

南 郡城下迄 山手通凡七里半程

高来村庄屋宅迄凡壹里拾五丁程

成仮村庄屋宅迄凡壹里式拾丁程

内九丁戈拾八間 本村分 七十四拾六間強 諸石分

西 長野界金剛寺東傍小溝迄平界四ヶ所迄拾七丁拾四間余  
内九丁戈拾八間 本村分 七十四拾六間強 諸石分

今東京卯之間二当ル

南北 南中村界鶴川橋詰迄往還通宮之上尾辻御分知向田村界迄凡二當ル

戈拾七丁間程

但兩中村界大抵八川を限り候へ共人家田地共二打交り候場所二御

田高 索百五拾七石卷斗武升九合六勺

内

烟高 百八拾三石八斗老合九夕  
此畠武拾九町壹反七畠武拾四步

高式百九石八斗七升五合四夕  
此内 出畠武拾五町九反三畠拾六步半

一 高式拾三石五斗老合三夕

永損

寛文二年寅年令文政八申年迄水損

田高 拾八石武斗五升壹夕

内

此畠壹町武反八步半

烟高 五石武斗六升壹夕

此畠壹町武反八步半

一 高三石武斗六升六合七夕

社領御教免

田高 老石武斗八合老夕

内

此畠壹反武拾九步半

烟高 武石壹升八合五夕

一 高拾六石八斗九升九夕

家下御教免  
永損

残面三百九拾七石武斗九升三合六夕

一 高六升五合五夕

此畠壹反四畠武拾三步

内

烟高 武石壹升八合老夕

内

此畠壹町武半

毛付高三百九拾七石武斗武升八合老夕

内

田高 百五拾九石六斗六升六合三夕

烟高 百五拾九石五斗六升六合三夕

一 土量

上田 七反五畠武拾半

同拾壹石三斗武合五夕

麦ノ三石武斗九升四合

反別大麥三石  
反別大麥三石

水引、肝煎者其種三而高引候故半、增減御座候、状番給出米入渡來候

總成メ八拾八石六斗三合八夕  
總成二口メ百九拾四石七斗武升四合八夕

但高四拾石庄屋、三拾石山之口、武拾石并指老、拾五石御茶屋歸除給手

水引、肝煎者其種三而高引候故半、增減御座候、状番給出米入渡來候

田畠拾六町  
田畠拾六町

反別大麥四町  
反別大麥四町

水引、肝煎者其種三而高引候故半、增減御座候、状番給出米入渡來候

水引、肝煎者其種三而高引候故半、增減御座候、状番給出米入渡來候

水引、肝煎者其種三而高引候故半、增減御座候、状番給出米入渡來候

一 土量

上田 四町四反五畠武拾七步  
高七拾壹石三斗四升四合

同拾壹石三斗武合五夕

中田	五反畠半歩	同六斗五升武合武夕	中畠	八反九畠拾七歩	同五石三斗六升武合		
下田	老畠拾七歩	同老畠七升武合三夕	下畠	老畠拾六歩	同四石三斗四升四合三夕		
下、田	老畠拾夢半	同老畠五升老合五夕	下、畠	三反拾五歩半	同三石九斗老升五合五夕		
田畠メ五町武反九畠拾七歩半	田高八拾三石六斗三升武合四夕	老反二付	烟畠メ五町老畠四歩	烟高メ三拾三石三斗武升三合三夕	老反二付高升六斗四合六夕三才三		
上、畠	八町六畠拾四歩半	高七拾五斗七升九合武夕老才三	一 土地相応之品	七嶋・唐芋・麻・花胡麻・繩等、年、豐凶ニ隨相応ニ出来候 薬品其外拾別之品無御座候、尤半夏者少、宛出来候、蠶油桐等 者少、ハ御座候、金芽、初芽之類ハ出来候、松茸等生不申候	中畠	八反九畠拾老畠	同五石三斗六升武合
上畠	高七拾五反三畠武歩	同拾武石武斗四升五合三夕	一 產 物	村山平均ニ而者余程不足仕候、御料深江村・御分知向田、長野 ・岩戸寺村寺貢入候者多御座候	下畠	老畠町三反拾六歩	同四石三斗四升四合三夕
中畠	武町四畠六歩	同拾武石武斗五升武合	一 薪	中村分奥畠山之草、前、今当村寄会切取候ヘ共免角少々二付御 科堅来村・御分知大熊毛村・向田村・蘿蔴邊ニ而賣場相立間を 合來候	下、畠	老畠町三反拾五歩半	同三石九斗老升五合五夕
下、畠	下畠七反八畠六歩半	同拾八畠武升八合七夕	一 川 流	西長野鶴鳴谷田ノ口上ノ渡り橋今東洪境四十郎前川迄未申之 間合升寛之間ニ二流候、凡拾五丁程、南八中村境川之半を限り候 △共中村八元来一村分れ候故混雜仕居申候	一 池	老畠町三反拾六歩	同五石三斗六升武合
田畠メ老町八畠六歩半	田高メ百五拾四石武升九合四夕	老反二付	但浅岩戸寺村奥畠原分流出浜江口迄、凡武里有余 申片作二御座候	小池	老ツ	同四石七斗老升武合	
上、畠	老町老反八畠三歩半	同拾武石九斗九升武合八夕	本村者水損場ハ余り無之、少、照候へ八早損出来仕候、諸石分 者貨船邊以東少、湧水有之、天水同然ニ而早損多出来、冲田口 を深田も御座候而水損場ニ而御座候、右深田之分之妻作出來不 申片作二御座候	川魚類	鰐・鰐等ハ居申候、鮎・鮎八至而少く鯉・鯉八居申候	瓜生野	
上畠	高拾五石老町九升三合五夕	同四石五斗老升五夕	當村者田地堅リ池無御座候、長野持岩戸寺村木川落し引采候	宮園			
上畠	五反八畠武拾七歩	同四石七斗老升武合					

同 老ツ 火消用水、清部氏屋敷内ニ有、慶長以來有來候由申候

九拾武門 内 本門七拾老軒 分門式拾老軒

内

社人三軒

百姓門八拾九軒

但庄屋・山之口・弁指共二

絵踏之節當村帳面二者無御座候へ共、小串送風が處家内共二  
座上踏被仰付候

一 牛馬 六拾武定 内 馬老元

「田畠畝歩入別當り之事此の間に記すへし」  
但高山無御座跡成木も無之候、氏神馬場大杉老木于今御座候、

一 山林 山畠七町九反畠畝武拾六歩

廿一年請山

御年貢米三石武斗六升老タ

内 四町四反八畝廿六歩 本村

三町四反武畝廿八歩 諸石

蕨畝三反拾五歩 請救 枝共二

御年貢米六斗武升八合武タ

上田ノ口采石橋七間程、中村と組合掛米候、其余往来筋絕川橋

ハ中村二引受掛米候、元來乾川ニ候へハ采石橋と申程之儀も無

御座候

一 井手 穴神闇井手 長野之内 すき圓井手

壺ヶ所

一 地所 壺ヶ所

老塚

土塚二て上二松あり、七八年前迄八郎・佐代吉  
と申者兩人此所江農業ハ米居簡、少・糞崩見候處

西十畳山之草

鬼塚

但平賀船込ノ東湖水少、有才、井手懸り無御座候、仲田井

ハ深田勝ニ而是又井手懸り無之、右ニ付小手井二ヶ所斗リニ  
而御座候

志間角轍へぎ石ニ而墨有之候、真中ニ而意三ツ掘出

(頭注

一 高札家 老軒 何面 何問  
但やね瓦普請上□被仰付□の□高札( )

其辺ニ而場出候處之銀成物一面形左之通  
候、内一ツ者損候、曲陰並と申物にて御座候

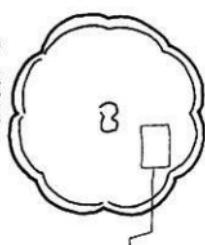
縁少シ高し

此角の内文字

湖州真石家  
○○叔照子

此二文字不分明

裏の図



鬼の穴 同所ニ御座候、口三尺程にて横巻間斗、内ハ辰式間

・横八尺程・高五尺程、天井大石の老松石にてたた

り御座候、其石二鬼の指跡又ハ頭の跡と申て號等ヲ

見候、此内ニ御茶碗等御座候、近來真忍ニて指口な

と堀出候者御座候

但小申八郎右衛門殿延宝中来浦組大庄屋ニ而当村・小熊毛村今

被引越候節分御茶屋有候、其後宝磨中小申友右衛門殿在役中

御川之御沙汰ニ而愛特、今以不相付候

但其以前吉兵衛と申仁、来浦組大庄屋被仰付候外、御咎を蒙

り中村乾川田中ニ而新耕被仰付候出、墓印其地ニ相残、子孫

千燈村ニ住居、尤元來千燈村今出候由ニも申候、其頃御茶屋

有無者不相付候、同人原籍ハ群居園之東里道之端ニ而古井跡

等御座候、當時土上屢縛と唱候

此節普請之始末并「口等之事」

一 神社仏舍 但間致往古御改之節内法又ハ外法ニ而書上少、宛達御座候、此

度當時之間數外法を以書上候

丸山  
牛頭宮

勅請貞觀十八年丙申、出雲國大社今勅請候由申伝候、其頃八國司按察遣

等之儀も一向申伝無御座候、宮殿先年ハ當時往還之南傍畠中今之浜殿場

二御座候歲 元極二年己二月十二日御免を蒙り、翌三年午十月十九日當

地之官地丸山ニ遷置仕候、大工棟梁長州蘇佐人三郎と申者相勅候由

御代ハ澄山様時代、時之役人大庄屋小申五郎助・長野庄屋吉武佐次右衛

門・来浦村庄屋竹内藤七・中村庄屋宮永伝左衛門・浜庄屋鈴木善右衛門

・祝主宮崎源太夫・当時子孫宮崎石見

祭礼日 右丸山遷座以來六月十五日・十月十九日兩座ニ相改候由、其以

前幾日祭候或ハ不相分候

御幸御免場ハ享保三年戊午十月十九日三預主下る ( )

神 殿 長次四尺八寸 小板葺

但兩院様御代天明七年未春再建仕候、夫々以前造替御座候遇相

分不申候

神社 上小屋 長次四尺八寸 芙葺

但延享五年辰四月造立仕候、御代ハ寛量院様御時代ニ而御座候、

文化八年未八月再建  
勅請以來上権札之尊左之通

但貞觀十八年丙申より貞治四年乙巳迄四百九十年之間棟板捨枚神

嚴に納藏し有といへども漸形而已歟て腐蝕強く文字消失ニ付略  
之、貞治以来之上権札ニも假文字不分明、標も御座候得共其前

關如仕、左ニ相記申候

「挿紙」

大久保  
御南行山

内苑反七歐式拾五步

此所八升式合二勺

七町七反四歐壹歩

此木三石壹斗七升七合八夕

三反壹歐式拾五步

式町三反五歐

壹反三歐拾五步

壹町壹反八歐廿五步

三反八歐式拾三步

三反壹歐拾五步

式反五歐

三反五歐式拾三步

六反四歐式步

式反四歐

四反九歐壹歩

九反五歐拾六步  
上分 壱反二付三升七合二勺  
下分 壱反八四升式合也

瓜生野  
諸石ノ上  
花ノ木  
大久保  
宮山  
村川山

外二  
壹町三歐拾歩  
壹反七歐式拾五步

はまかけ手

大旦那藤原 藤原親 代官宇佐 以下不分

六鉄程  
三鉄

式敵

工寺  
池ノ上

奉造立來浦納守牛頭天王御社一字  
享德三年甲戌九月五日

大旦那藤原氏忠 同藤原親範

奉造立來浦納守牛頭天王御社一字

貞治四年乙巳卯月廿五日

奉造立來浦村牛頭天王上棟二字  
天正四年丙子五月二日

藤原吉太夫 大工 以下不分

藤原吉太夫 大工司播磨守 祝主源太夫 小司忠次

大類主藤原氏能 沙弥正受源榮 結緣衆 紀長時 結緣衆

右意趣者天下泰平四十豐饒、殊蒙仰大旦那源朝臣親家執名宗角、同

親實朝臣御武運長久御子孫繁栄丹誠者也

御代官太神公兼 大官司播磨守 祝主源太夫 小司忠次入道

大工源宏後 繪治姫太郎

大願主軒仰 寺主麻生大和人道

別而加當社再選功成之刻、蒼鳴大藏少輔、紀玄恒朝臣精魂真實

致駕走者也

奉再造來浦村牛頭天王上棟二字

慶長十八癸丑十二月十三日

右意趣者天下泰平四十豐饒、殊蒙仰大旦那小又右衛門殿、佐藤信玄

右意趣者天下泰平四十豐饒、殊蒙仰大旦那小又右衛門殿、佐藤信玄

右意趣者天下泰平四十豐饒、殊蒙仰大旦那小又右衛門殿、佐藤信玄

右意趣者天下泰平四十豐饒、殊蒙仰大旦那小又右衛門殿、佐藤信玄

右意趣者天下泰平四十豐饒、殊蒙仰大旦那小又右衛門殿、佐藤信玄

上棟奉造立牛頭天王御宝嚴二字

慶安三庚寅九月廿六日

大旦那源朝臣公平市正領次尊公御代

御住庄屋竹津佐助 稢主庄屋久兵衛 当社神主宮崎源太夫

大工藤原真人 同古武彦右衛門尉 小工吉武新右衛門

猪俣惟助 繪治藤原野田七郎右衛門 大鍋源部久左衛門尉

同林新右衛門

奉造立來浦納守牛頭天王御社一字  
文安四年丁卯七月廿九日

銀治不分

奉造立來浦納守牛頭天王御社一字  
文安四年丁卯七月廿九日

大宮宮深忠

頼主代官佐幸成

結緣衆等源輔

藤原貞吉

太神能

紀子代房

太神幸能

太神徳尾

字佐範盛 永理

小司伴家次

祝主佐伯盛次

藤原不分 藤原宮太夫

佐伯盛安

佐伯盛不分

大工佐伯不分 小工四郎五良

大工次郎四良 同叔心房幸則

結緣衆名字不分

沙弥選心 大勅進僧鑑筆

沙弥正受源榮

結緣衆

紀長時 結緣衆

祝主不分明

藤原成安 安部乙女

伯齊太子

安部國純

以下不明

奉造立來浦納守牛頭天王御社一字  
慶永三十四年丁未卯月十九日

大願主藤原名字不分

大勅進御代官佐貞代

結緣衆名字不分

祝主不分明

小司伴家次

以下不分

奉造立來浦納守牛頭天王御社一字

慶永十一年己未卯月十四日

大旦那藤原親範

同藤原氏忠

大宮宮深忠

頼主代官佐幸成

結緣衆等源輔

藤原貞吉

太神能

紀子代房

太神幸能

太神徳尾

字佐範盛 永理

小司伴家次

祝主佐伯盛次

藤原不分 藤原宮太夫

佐伯盛安

佐伯盛不分

大工佐伯不分 小工四郎五良

奉再興牛頭天王御社一字

元禄三庚午九月吉祥日

大旦那源重賴公

大宮司宮崎源太夫安信 御代官清末伝右衛門貞安

大領主大庄屋小串五郎助定道

長野庄屋猪俣惣八郎助賣 上中村屋藤竹内藤七郎忠綱

下中村屋永源右衛門政高 滨村屋屋根木善右衛門道房

大工熊野椎太夫造道 小工宮永安左衛門政通 小工新谷忠右衛

門兼常 小工猪俣惣太夫兼重 小工今富與右衛門玄行

銀河河中五兵衛宗法

奉修理祇園社

天明七丁未孟春吉旦

御領主松平義河守源實賀公御武運長久

神主宮崎源太夫安吉 御代官竹本六兵衛勝重 大正屋来浦新

二郎重久

長野庄屋猪俣英石衛門則長 来浦村庄屋竹内卓右衛門徳基

中村庄屋宮崎政右衛門安毅 滨庄屋小串右衛門定一

人工棟梁來浦村伊勢川甚左衛門家人 同長野安田伝右衛門政

房 石工棟梁來浦村熊石村伊助秀時

丸山

若宮八幡

勸請元年子寅飯塚の城主田原常陸介親安創立之由申伝候、是ハ鎌倉より

二階堂左京進と申仁在貢之時分氣後國に賊徒蜂起二付督軍足利義詮公よ

り討手として左京進を差下され、遂に賊徒を伏降之處其身手続を蒙り彼

地にて遁去、其頃鎌倉より妻子跡を追下り来浦に着船、此因を聞事よ

るべなく大友氏へ身を托す、爰におみて来浦の庄にて所領を与へ置る、

田原氏領國中の事かたく常に丁寧を加へられしと誓、且左京進の子息六

九武勇人に勝れたる故親宏遠氣鷹野の席を以其第宅へ立入相語二時を移し或ハ夜に入居城せらる、此地奸民相呴て二階堂氏の後室に通すと風聞す、親宏の室家族姫深く怒り憤りにたたず、親宏六丸叛逆を謀るよし大

友屬形に内訴す、府内驚て討手を促する、親宏尾を箇で人に怖れ逃も陣説叶ふましとて夜中潜に討手を遣し康安元年八月九日夜深更忍ひ入事不

意に討んとす、六丸母子遁れ得さるを討て自殺、其蓋親宏及ひ里民に祟りありたるに於て、其嫌愈より来れるを以鶴ヶ岡八幡宮を達満し右宮八幡と勧請ありと申伝候

右縁起の大略ニ御座候、但書別紙相添可写人事

官殿、先年鶴川今之元官と申所に御座候由、元禄三年に牛頭宮一円當

時の丸山宮地に遷座、祝主宮水采女、當時子孫宮永河内、社僧長野治

地山大聖寺、從古來天台宗にて比叡山末也

祭礼、先年と違ひ此時より相改、六月廿九日・十月廿日両座に相授候

演説、先年ハ鶴川河端ニ候遷座以後元官に御幸なし奉る、若宮御幸

演説ハ享保三年歲十月廿日初而有則鶴川に下り給ふ

神被、長生同五寸 横坐同七寸 小板葺

神座

上小屋 長生丈六尺五寸 横生丈六尺五寸 茅葺

但延享五年歲四月造立、文化八年未八月再建

上棟札写

但勧請貞治元年より元禄三年迄之間三百廿九年中の棟□□□造却

候由、宝殿に納成無御座、元禄之遷座之節棟札左

元禄三庚午九月吉祥日

大旦那源重賴公

大宮司宮永采女政高 御代官清末伝右衛門貞安

候由、宝殿に納成無御座、元禄之遷座之節棟札左

大領主大庄屋小串五郎助定道

長野庄屋

上小屋

猪俣惣八郎則賣 竹内藤七郎忠綱

下中村屋

宮永源石衛門政高

鈴木善右衛門道房

大工熊野源太夫造道

小工宮水安左衛門政道

小工新谷忠右衛門

門妻常

同猪俣惣太夫乗重

同今富貴右衛門玄行

鐵冶河中五兵衛宗広

兩宮支配人代、米浦村庄屋

同前一所

押殿舞殿兼

宅所

長六間四尺三寸

横式四八寸

門

長八尺

横八尺

赤塗

瓦葺

但恐泰院様御代、安水八癸亥年建替、其以前之儀者不分明

同前

長八尺

横八尺

赤塗

瓦葺

但龍溪院様御代、宜永八年卯十月建立、其後再建無御座候

同前

長八尺

横八尺

赤塗

瓦葺

但安永四年未年、御料深江村猪俣吉右衛門寄進

同前

石高渡狗

一对

高

但門の左右二有、文政八年申七月造立、寄進人長野猪俣政右

同前

石鳥居

一字

高九尺

横式四尺

柱巡四尺

同前

馬場孫右衛門寄進

同前

但寛文七年未年、馬場孫右衛門寄進

同前

馬場氏八元来中國浪人二面当地へ來久被退留、其後山香鄉

江荒越遠留候處全休病氣差薨、占卜二來浦氏神祭候由申二

付、再当地へ屢移鳥居寄進仕候由、其子孫當時も社役相助、

中村三住仕候

同前

石鳥居

一字

高九尺八寸

横式四尺

柱巡四尺八寸

同前

但宝曆十二年、四ヶ村氏子寄進

同前

銘文二日

此祠此持難至及

於神之術衡止純直

同前

右三浦安貞作并書

同前

石燈籠

一对

但年月寄進銘書、右島居同断、尤石燈籠八口二付略之  
共格別古きも無御事候、元禄已來之漫籠二付略之  
高木善右衛門政高

隨身

一对

木像彩色

作者吉松公

中鳳軍八

但門内左右二在

年中絶申候

西宮所

樂興行

但毎年七月七日、四ヶ村より出相勤候事例二御座候、祝主・神奏、  
四ヶ村役人等詰申候、尤先年大庄屋相知候節之席頭ニ罷出來候事之丙  
社奉納而已ニ無御座、諸神・諸仏江奉納之事ニ御座候、凡濫觴者不詳  
候得共中興由來左三相記候

来浦旧例樂由来 楽本長野勝右衛門 所持之事付左ノ通

樂根元覚

来浦旧例之奏中絶二付、当所氏神宮之太夫ニ御樂移被成、奥之大庄屋拾郎右  
衛門殿急度呼付被成、旧例之奏当年急度取立可申、無左紙ハ、爰ニ而たち  
まちけニロシ、氏子迄悉風宿を付可被成由二付、此上者氏子一人三罷成迄旧

例之樂打を可申と御請申上候出たる、丁亥親八郎右衛門を被召出 右之通之  
様子ニ候間其方なしで樂を覺申たる者無之候間、当度ヲ取立打申様ニと被仰  
付候、則御請申其度々村中之者共ニ教申、口笛ふき八郎右衛門一人二面おん  
とう打申事二年程、三年めニハおんとう一人三面ハ不尋ニ付來守之甚九郎と  
申者ニ向おんとう打せ笛八郎左衛門やとひ五・六年も

つかせ申候、其以來上本部七郎左衛門・岩戸寺九郎右衛門、此拵ヶ年やと  
ひ勤申候、あまり年、笛ふきをやとひ申事も如何ニ存、音右衛門・長五郎十  
四五之時から岩戸寺九郎右衛門弟子ニ仕伝者共一勤、善右衛門跡役ハ次  
右衛門・長五郎跡ハ利兵衛ニゆつり笛役仕来申候、其間に二笛の之有之断申  
ニ付上中村伊兵衛・又八・矢介・与四右衛門、下中村伝右衛門・嘉吉・伊右  
衛門、此衆ニ当分之縛と断申され付ふかせ申候、式年以前演村権四郎と申  
者此方御断なしニふき申ニ付接候申、式年余分もハ泥出申ニ付殊ニ皆

細工ふきの前故樂そろい不申ニ付、去年又樂前日ニ指留申候事  
其後来寺之甚九郎おんとう役か、ち屋敷五介、おうち浅石翁門ニゆつり今迄  
四代打米候申候、其以後おんとう式人ニ而さひしく候ニ付せんきの上ニ而伊  
右衛門、おうち源太夫ニ打せ是モ四代打米申候、八郎左衛門樂之儀ハ今伝十

郎迄五代打米申候事

おんとう三人ニ而ハ引分八念仏之時半有之、元来四人

之等之由ニ付治右衛門、おうち庚午七月二打せ申候、是ハ若年之時分打、其後庄

屋役右衛門其子市郎兵衛打申候、彼八郎左衛門樂取立申以白拾余年樂本

仕来申候事

今氏神ニ參上仕、二・三年斗も庭ヲ取申候、其後たへて庭取役無御座候事

大のほりハ往古大聖寺・金剛寺古今迄無傳息出来申候

右、先祖令段・中米候過無相違書上候、以上  
貞享三年

寅六月廿六日

九郎右衛門 佐次右衛門

樂本 伝十郎

来浦五郎助殿

右

貞享三年

庄屋

九郎右衛門

武管

鉦

芭翁

芭翁

芭翁

芭翁

芭翁

芭翁

芭翁

芭翁

奉獻旧例樂之次第

樂箇如米 签攝

天道

牛頭天王

若宮

奉獻旧例樂之次第

長野村  
米浦村  
中村  
濱村  
岩戸寺村



立  
章

行列旁惣宰領

御供奉

矢武勇

但先年仕来候延、宝曆初之頃矢を過ち人二時當候故翌年々相止、

今以中絕

神領御証文左之通

毫人

山之口四人 麻上下着用

大聖寺院主・大庄屋

四ヶ村庄屋以下惣供

田高老石壹斗五升七合

畝數九畝武參

内

下田壹畝武半

高老石三升七合四夕

右被附置訖、全可被致社納之旨如件

元保三庚午年三月日

宮内新四郎

権並喜兵衛

下中村分

柳・伊美田・鶴川 坪數三ヶ所

来浦村 太神宮・牛頭宮・若宮八幡 開鑿地高 四石九斗七升壹合五夕

此内

田畝放四反壹拾三歩半

内

田高老石四斗八升八合九夕

長野村分

畝數老式反式拾六歩半

胡麻畑・下井手・水口・薄留

四ヶ所

田畝放八歩

高六斗八升四合七夕

下田五畝式拾五歩

高六斗五升壹合七夕

田高老石武斗八合三夕

上中村分

畝數下田壹反式拾九歩半

四十郎川 墓數老ヶ所

田高老石壹斗七合五夕

濱村分

八枚・流れ・八ヶ坪・□

高五斗

高四斗武升式合五夕

下田壹畝老步半

高壹斗老升五合五夕

下・田武拾六歩半

高七升九合五夕

丸山  
宮山式反程  
神明宮 内宮 外宮 相殿 本社之宮地東之方ニ有  
但勤請慶長六年細川候豈前、當國之内御領知之節當近鄉稻虫移敷出來二

内

来浦村内来浦村

牛頭 若宮 支配人

支配人 来浦村庄屋

神殿 長式間 犀頭半 茅葺

但勤請慶長六年細川候豈前、當國之内御領知之節當近鄉稻虫移敷出來二

付伊勢太神宮を勧請仕候、祭礼八十月廿一日神樂を奏、造酒供物相備

候、其後当御領宣重様御代延享元年甲子神田區御改之節御殿如何候

之段御尋二付久懸破却相残御候申上候處、再延之儀被御付内社ハ

大原平左衛門殿御寄進、竹木八時の御御奉行平井藤兵衛殿御寄進、神

木改京都令御勅請被成候、寛延元年辰月十日平井藤兵衛殿御寄進、神

御廟之由ニ而給馬堂牧御寄進仕遊御者請方板屋高橋屋七喜舎御二面、

同月廿八日神嚴ニ懸候、長毫間・幅二尺余、志渡浦海士玉取之國ニ而

御座候。

大原平左衛門殿 安西源兵衛殿 大原勘七殿

佐藤九郎次殿 清末庄右衛門殿 鈴木友八殿

坂部十太夫殿 松田三伯殿 小野如庵殿

并二六手水少、宛寄進、上田六畝老歩神明宮神田寄附有之候

其頃清末庄右衛門殿今季供物御進、大庄屋・支配人、兩税主立会無

意相備候様被仰付候處、其後立会ハ中絶相止申候

神明宮清末庄右衛門殿四月御進、大庄屋・支配人、兩税主立会無

意相備候様被仰付候處、其後立会ハ中絶相止申候

石鳥居 一字 高九尺 幅四尺 両袖 高七尺 幅四尺

但安永三年、祝三百河水内願主ニ而來浦手水氏子中寄進ニ而建立

神田八前惣廟之所ニ一縉ニ相成居候

上棟等  
奉再建神明宮上家一字

宝曆八年戊寅八月古井作 塚上來浦手水碧氏子

御領主松平市正義盈公 墓上來浦手水碧氏子

御代官 渡辺源右衛門綱房

大庄屋 来浦友右衛門常定

神主 宮水河内守政吉

宮庄屋 竹内牧右衛門宗次

大工棟梁 長野 安田加太夫政重

天神宮 本社宮地西之方ニ有  
勧請年齢不相分 祝主吉崎石見 支配人米浦村莊屋

神殿 長老間 横堀間 茅葺

幸神社 本社宮地西之方ニ有 石ノ小社

戎社 同所 右同斯

稻荷社 同所

吉瀬ノ下ニ有

藥師堂 長毫間 狩老間 瓦葺 長野金剛寺持

但元禄四年五月大建立、寛保三年癸亥再建、元馬場糸庭ニ有之候を壇

上籠原ノ西ニ移入

地藏堂 長毫間 狩老間 瓦葺 長野大聖寺持

但光院寺と号候、建立年不相分、往古ハ一ヶ寺ニ而有之候由、以前

之著宮社僧大聖寺院主神事出仕之時分休み場之由ニ御座候、寛保二

戊年再建、其前之儀不相分候、元来ハ宮ノ馬場筋東戸ノ外ニ有之候

を近年宮地神明宮前ニ移申候

右兩堂共宮地ニ移り候事故想支配ハ米浦庄屋仕申候

以上本社之地即ニ御座候分

奉再建大聖寺堂一字

十王堂 長毫間 狩老間 茅葺

元阿弥陀堂なり、長野大聖寺持、支配人与作

但建立年不相分、此知先年來興寺と申一寺御座候處いつ之頃ニ哉滅

却、其名前より此邊の字米寺と唱来る

永照院 長毫間 狩老間 茅葺

但建立年不相分、元文二年丁秋再建、平井一郎左衛門殿〔〕

口一ヶ寺之由ニ申伝候

〔〕先年

護庵寺

當時石之小堂 大聖寺持 支配人伴助

但建立年曆不相分、宝曆十三年未五月再建、是も先年一ヶ寺二面此辺

之字義庵と呼ぶ矣

文殊堂  
長六間 檻三間半 茅葺

但安永四年未十二月建立、文殊仙寺隠居所、願書・裏書翌甲二月一日  
丸唯助殿、當時長野大聖寺預り、支配人來浦村庄屋

長九尺 桁丸だ 重五  
長野金剛寺持 支配人作助

但建立不相分  
貴船堂  
長九尺 檻九尺 重五 祝主宮嶋石見 支配人弥右衛門  
氏子十三軒程

但勤請不相分  
石鳥居一字  
森九尺毛寸 檻八尺三寸 柱の御間七尺九寸七分  
寛保二年子戌正月、施主竹内猿石衛門、氏子中  
祝主圓原左近・宮永掃部・坂本宮内  
支配人来浦村庄屋 氏子村中

但勤請不相分

石鳥居一字  
森八尺五寸 檻七尺四寸  
柱の御間七尺四寸五分  
安永四年乙未七月建立

但勤請不相分

秋葉宮  
長九尺 檻九尺  
祝主宮嶋石見 支配人平藏  
氏子村中

但勤請不相分

石鳥居一字  
森八尺五寸 檻七尺四寸  
柱の御間七尺四寸五分  
安永四年乙未七月建立

但勤請不相分

秋葉宮  
長九尺 檻九尺  
祝主宮嶋石見 支配人平藏  
氏子村中

但勤請不相分

石鳥居一字  
森八尺五寸 檻七尺四寸  
柱の御間七尺四寸五分  
安永四年乙未七月建立

但勤請不相分

秋葉宮  
長九尺 檻九尺  
祝主宮嶋石見 支配人早助  
氏子村中

但勤請不相分

石鳥居一字  
森八尺五寸 檻七尺四寸  
柱の御間七尺四寸五分  
安永四年乙未七月建立

但勤請不相分

秋葉宮  
長九尺 檻九尺  
祝主宮嶋石見 支配人早助  
氏子村中

但勤請不相分

奥

今日電  
但右同断

但右同断

祝主宮永左仲  
支配人来浦村庄屋牧右衛門

但右同断

但右同断

但右同断

祝主宮永左仲  
支配人来浦村庄屋牧右衛門

但右同断

美濃星数  
今日電

但右同断

祝主宮永掃部  
支配人宗作跡

さいのゆ  
道根津  
但右同断

祝主宮永掃部  
支配人作助

吉武氏

四軒

但先年吉武何某成人當時二住居之由、當時之田地二相成字二吉武と呼

米候、名前も不相分格候等も一向不存知、尚亦書信之物も無御座候、

近邊他領并長野等二も同苗御座候へ其方ニ被申伝候事も御座哉、

当村之所八唯由續有者と申伝候耳二御座候

石村氏

武軒

宮水氏

武軒

但先年今社役相勤來候、其初祝主宮水河内様家二而も候哉、駿と不相

分候

津崎氏

五軒

但人友氏領國之頃津崎太賀入道齋春之末業と申伝候、感狀類其外書伝

之物無御座候、長野同苗之家御座候、是二者感狀類所持仕居候

坂本氏

三軒

但其先不詳候、數代社役并村役勤來候、林氏と唱候事も御座候

式軒

林氏

八軒

但本家平藏方へ感狀類數十通所持、其内少斗左二写し候

去廿二日至西郡遠江守野依若秋懸候處、息弥太郎最前切左計死

候、不便之至感悅之余不知所謝候、何本領之事清部藤兵衛尉當知

行分之外一筆免行候、全領掌手要之状如件

親玄 書判

八月廿四日

清部九郎兵衛尉殿

義鏡 書判

十一月廿日

是若清部山城守弟か子か分家仕候由委敷不相分候

去年退国以来、順路乞徇分、細書曉先之段、感性候、然者今

度到間東隣可被列候、以小人數罷下候矣、暇遣候、隨身身相

去春入鄉以來別而含順路駕走之条、為其僨安岐郷之内清部枝麻

左衛門跡參貢文、同經成安藤九郎路五貫文之事令扶助候、倍専

此官令勵効功事軒要候、恐、謹言

天正六年

六月五日

清部右近光殿

於越淡牟礼任判形之旨、成安藤九郎路加扶助候、給分本郷大添

有之、全令領知、故奉公府要候、恐、謹言

天正九年

親家 書判

五月三日

清部右近光殿

數度出張之刻軍勞感入候、就中於時枝、佐野碎手次第無比類、

殊去年当年就後表發向打穀粉骨之趣、雖非忘却候、相忘之觸地

依氣之、不顯其志候事心外候、然之來秋御出事之機調數被仰承

候、誠辛苦雖無定期候、以分過之聽定別而可勵忠貞事、可為此

節候、必造而可賛候余可被得其意候、恐、謹言

六月廿四日

清部右近光殿

親家 書判

老軒

但當時死絶女子老人吉米村吉藏と申候者へ嫁居申候、其家に持伝候感

狀類吉米村二持參之写

入郷以別而貞心之覺悟神妙二候、何為其僨安岐郷之内龍王名

三貫分、同郷之内手鶴大藏丞跡三貫分之事、加扶助候、弥守此

旨可勵軍忠事肝要候、恐、謹言

七月廿一日

清部延殿助殿

親家 書判

綱領様才克于要候、猶竹田津志摩入道可申候、恐、謹言

八月十二日

中庭 書判

奉還立牛頭天王社一字

慶長十八癸丑十二月十三日

津部弓左衛門殿

中庭 書判

岡原弥左衛門

去年退國已來、中國筋迄之見届誠御頃敷、開東迄同心可申事者少人數二而御下向之条不申候、先之一身相続候様ニ可有才覺候、万事者以法ノ書拔仰出候參不申候、恐、謹言

八月十二日

竹田津志摩入道一本 書判

津部弓左衛門殿

中庭 書判

伊勢川氏

尚、去年以米之所之義勞難申候、不得申分之仕合候へ八尊情御祈念候、何因へ居住候共不可有失念候、与左衛門耐望之由可存知候、恐、謹言

四月九日

津部勅藏

宗嚴 書判

此所捐し字性不相分

菅鷦氏

四軒

但大友氏之御薦爲相泉守鎮鹿末榮と申伝候へ共感状類・書伝之物所持無御座候、山原家新職之選署者相見候一通、津部氏之家に所持仕候写  
大添村成安主計殿跡給所五反三十之事、攸有論人公第ニ被召置候、併主計殿忠儀云右地當知行無勤候之条被成御分別候、早、至成安可被打凌之出候、恐、謹言

五月二日

董道 書判

董慎 書判

親並 書判

菅鷦勅藏弓左衛門殿

七軒

岡原氏  
但其先官役相勤候様申伝候由、其後多落小倉へ參、暫住居、又、当所へ帰候由、氏神様木之写左之道

祝主源太夫

大工吉武市右衛門

十三軒

伊勢川氏

但感狀・書伝物等無御座候、大友氏領間之節伊勢諸太郎と申者來浦ニ

而所領御座候處如何之訊ニ而濟候、其頃八富来氏へ預ケ地ニ相成候由、後年川之字を相加候も記合年号等も申伝無御座候、近來ニ而者長野光明寺著請之節之書付之宝永七寅年、同五子年名前ニ伊勢川氏相見候、宮来橋本家ニ御座候書面而之寫

此所大將軍何とか有之候名字不相分候

御判

豈前国安内院五郎公豪跡並後國来浦伊勢諸太郎跡地頭領職事、為熱効之實冤死也、早守先例可致沙汰、仍執述如件

文和六年十月三日

沙弥 判

富来全助殿

三軒

但感状宅通、左二写候

毎年辛劳神妙候、必顧地次第可顯其意候、然者米狀出張之儀別而可助驅走事專一候、追而可質之条能、可得其意候、恐、謹言

六月廿四日

觀家 書判

三ヶ尻氏

右之書先年大坂江表具二登七候處鉛失、其節古き磨机之表ニ写し御座候を夥付朱人ニ仕持伝御座候を寫御物考候、三ヶ尻ハ田原家之侍と相見候、又津部氏ハ田原家客分と申伝候、左も□文面大友氏直參二

而田原家附人と相見候

有松氏

三軒

但系譜等所持無御座候、鎧兜矢ノ根等ハ所持仕候、是ハ満部氏家

伝とも申、又ハ客分寄食の土の末とも申伝候由不詳候、古き塔

など三箇字ハ相見申候

莊屋竹内氏

紀姓之由申候

家之紋、丸之内ニかたばみ きり紋 だきめうが

但感状、系図・書類物都而無御座候、武内宿禰之末葉と承伝候へ

共一向相分之儀無御座候、役儀相勸候も何之頃今相勸候哉、古儀

不相分候、三四代以前急火二面不残焼失仕候、書録之類其御焼

亡仕候儀と相考候、世代相知候分左之通

十郎右衛門 代、居住屋敷之字を奥と相呴來候

右年齢、元龜・天正・文禄之頃ニ候哉、法者大庄屋役と申伝候

跡三郎

右、慶長・元和時分在役と相見候、此代迄大庄屋と申名目相見

候

久兵衛

右、寛永・正保・慶安中荏と相見候、此時代著庄屋役と相見、

大庄屋ハ竹田佐助殿支配ニ而御座候、以來之皆庄屋と申伝候

又左衛門

後忠右衛門と申候由

右、承応・明暦中荏と相見候

伊兵衛

右、万治・寛文・延宝・天和中荏と相見候、寛文二年御檢地

之時分相勤居 申候、帳面二名前相見候

藤太郎

右、貞享・元禄時分在役

吉右衛門

右、宝永・正徳・享保・元文之頃在役

牧右衛門

右、寛保・延享・寛延・宝曆中荏

卓右衛門

右、明和・安永・天明中荏

吉右衛門 在役中ハ送藏と申候

右、天明・寛政時分在役

牧右衛門 始伊兵衛と申候

右、享和以來相勤來候

右先祖十郎右衛門時分元龟元年今文政九年迄凡百五拾七年役御

相続仕来候、尤古代之儀者相分不申候へ共、兄吉右衛門代村方

相接候儀御座ニ付□被召上、中庄村屋政右衛門 江御領ケニ相成

居、其後私役儀被仰付候

(附錄)

御断申上庄屋敷被下竹木之事

松五寸角木捨本

但柱木式間ニメ

タ五寸角木四本

但はり木長式間

タ九木柱一本

但柱木

タ丸木柱四本

但柱木

タ丸木柱六本

但じさす木

タ五寸角木五本  
タ中杭木四捨本

但し大引木式間

内式捨四本「竹二代リ

一から竹八束

右、来浦村惣右衛門、去西正月火災達候に付、屋敷式間三間分材木御定□□御波

宝曆四年戊正月十九日

来浦五郎助

渡部源右衛門

「表紙欠」

### 3 「成仏村明細記」（文政九年・一八二六）○個人藏

佐藤彦兵衛殿  
次藤次郎太夫殿

御都所

(裏書)  
表書之通山小泰行・山目付・庄屋・山之口立会改可相渡候、以上

戊二月五日

高橋清石衛門

國東郡

國東鄉成仏村

一方境 東西

東下成仏境筋小谷々西大だけ林下樺現之鳥居迄或拾七丁程  
其今大嶽辻村境迄拾一程合三拾七丁程

南北

北下成仏・糸糸口〔境御所陳直〕〔地名〕〔宅西〕

小谷二〔

南西〔

〕

西面 西坂ヶ多尾弓弓子室山尾辻〔一〕尾辻二登り北の方赤根  
村境大森道辻二出、御音機辻二引立、御領岩戸寺焼尾辻下  
リ高瀬境清瀬音機音東弓之辻迄三拾丁程

北西

西清瀬音東弓之辻至高瀬境分東岩之辻通り地蔵か尾辻通  
辻、夫今大寺迄尾辻下り夫今大寺渡半礼北平七合目程横道境、  
東の方雄波車礼瀬落之便今尾辻境二成御所附之東論地迄三  
拾丁程

四方丁數メ百拾五丁〔數ニテ三里七丁〕

一 道 法

南〔

〕

西 観音堂迄拾九丁

旗尾辻迄三拾四丁

犬鼻辻迄三拾五丁

地蔵か尾辻迄廿四丁

文殊寺迄廿九丁

赤根村庄屋迄凡老里七丁程

北

米浦御素屋迄老里四丁半

五百石七升六合四夕

此畝六拾八町七反六畝武歩

五百石七升六合四夕

此畝六拾八町七反六畝武歩

五百石七升六合四夕

内 烟高 三百廿 「 」

内 烟高 百八拾 「 」

三石武斗毫合 「 」

此田畝三反 「 」

拾八石九斗八升七合三夕

此田畝武町毫反三畝八步半

毫斗毫升六合

此畝畝三畝廿六歩

八拾三石三斗三升三合或勺

此畝拾武町武反毫毫步半

烟高甘三石六斗三升八合

此畝五拾八石武斗武升八合七夕

烟高甘三石毫斗四合五夕

此畝五町三反三畝廿步半

高メ百二石六斗三升八合

此畝四町七反一

田高六拾七升七反

高メ百二石六斗三升八合

此畝四町七反一

田高六拾七升石 「 」

一

此畝五町三反八畝五歩

烟高 「 」 八夕 此畝九町三反四畝拾五歩

此畝廿七町三反三畝武歩半

五百石七升六合八夕 此畝廿七町三反三畝武歩半

五百石七升六合 此畝廿七町三反三畝武歩半

畠高六升

此畠廿步

三石毫斗七升八合

毫石三斗三升四合毫夕

此残四拾七町九反或畠廿三歩半

三百九拾七石毫斗四合三夕

毛付  
此畠廿町式反六畠拾七步

上田  
中田  
下田  
下々田

出高式百五拾八石式升四合毫夕

物成百三拾九石三斗三升三合毫夕  
免五つ四分

烟高百三拾九石八升

此畠廿七町六反六畠六歩半  
免四つ四分四厘

物成六拾毫石七斗五升壹合五夕

免平均四つ九分式屋

低、高四拾石庄屋、三拾石山之口、三拾五石式斗并差、兩人も百五

石式斗此分役高引肝煎高役高引候得共、老年替二而至年、増減二付

相不定、同番給者米式石四斗前、今出米入二而渡來候

一 土量

上々田

田畠

田高

平均毫反二付

田畠

田高

平均毫反二付

田畠

田高

上烟

中烟

下烟

下々烟

烟高

烟畠

平均毫反二付

上々烟

同 同 同 同 高 同 同 同 同 高

一 反 別

田烟畠拾三町

内 田畠式町

烟畠拾毫町

右之内

大麦畠

一 土地相應之品

五穀類、其外七鶴・磨芋・麻・蕷尾・胡麻・里芋・蕷麥いつれも作り候、  
格別相應之品も無御座候、尤其内右「」里芋、古地應シ大体之年二  
八宜出来候

此大麦式石四斗

武町

此小麦式斗

大麦ニメ三斗

大麦メ式石五十斗

一 同 六斗七升八合

御条文

一 痞 数 百三拾九軒  
内 寺 老軒  
本内七拾五軒 分内六拾四軒

農家 百三拾八軒

庄屋、山之口・弁蓋共二

穀賦式反七畝  
御年貯米五斗三升六合三夕

請數

一人別

内宿船免人 男女四十九拾人 女武百九拾人

但、田畠畝高合男女込免人二付高畠

一牛

百拾疋

但、當時村中馬無御座候

一山林

仙觀巒立木所高抬工程

但、卯方三兩子歲又八大歲<sup>ノ</sup>谷坏申候、此辺之高山ニ候

雄度牟礼 高八丁程

牛 犢 高八丁程

観音櫻 高五丁程

大平山櫻 高八丁程

鳥納子櫻 高四丁程

前 櫻 高武子程間

但此分當村懸リ高山ニ候

大嶽之内、尾末木松<sup>ノ</sup>うふり小山松が多尾岩なめり<sup>ノ</sup>谷龜石等之谷

(木敷候へ共珍敷木ハ無御座候、格別之大木も相見へ不申、柳木ハ候得共延懶之用立候ハ少キ候、右南之地ハ沢山ニ御座候、葦草八里之山ニも出来申候

一 著

但山中候得共私底候、他村々買入ハ不化候得共漸々聞合候、殘木ハ少、宛年分壳出候、上分ハ竹林候而時分ニハ竹壳出候

山畠七町五反五畠

御年貢米三石三斗式引三夕

廿ヶ年請山

葛草 但、村内沢山余分御座候

一川流

西赤根村境犬鼻之下分觀音堂下落合迄東ニ流れ拾丁程、南旗か尾

下分河所迄北東ニ流七丁程、北清瀧觀音<sup>ノ</sup>こう之森落合迄南東ニ流八丁程、此三谷合本川ニ成觀音下分下成仮境密<sup>ノ</sup>迄西南間<sup>ノ</sup>北東之間流れ拾九丁懸流<sup>ノ</sup>九丁當谷川ニ助田深浦迄

凡三里

橋七ヶ所

成仮寺前田

飛石橋

同前西

土橋

田中橋

飛石橋

床波橋

飛石橋

同前西

土橋

二小津

飛石橋

長五間

井手拾七ヶ所

但此橋先年合土橋之處近年洪水ニ而損シ當時飛石橋

向川原井手

水懸ヶ

東田井手

一地所

市只井手

鬼石

西田井手

白はげ

佐藤頭井手

長刀石

前畠井手

但、大石二者無之候得共、長刀形故名三呼ひ申候

正ノ田井手

かと若

同新井手

失穴

成仏「口」井手

俱、平谷東平ニ壹丈程穴寄付無之場所、口之広壹丈差渡シ、

立岩井手

深さも壹丈余ニ相見へ、大穴ハ里人之申伝も候得共、不都合

田中井手

故不相記

神田井手

ときり石

川原田井手

但、割尾山之背ニ有、高さ壹丈余、長横共ニ壹丈程、頑二股

床波井手

目付石

前半井手

石、晴天ニ八字佐近辺今相見候

割尾渡井手

大森止

こふ之森井手

但、大森本所北之高み、あかね村境ニ有也、高壹丈余之大

同

堆岩

同

石、晴天ニ八字佐近辺今相見候

但追田之分ハ天水場ニ面候

二出候大石

古家形跡ケ所

古家形跡ケ所

但山半・うど・わらひ・紫根 雉・「こんにやく玉」・かすら・風とう蔓し

つと・風蘭 せつこくしのぶ・半夏其余ニ無御座候、尤當村第一之產物は

鎌倉柴胡ニ面御座候

事故記置候

但西ノ方大山ニ面南北ニ広く、東ノ方雄渡車前山谷出ハ谷幅狭く、全軸

山陵斗二而例年水損難、山迄ハ日照ヲ好ミ候方最も

同様、毎年二八米作御座候

雄渡車前

但府内大友義前守親繁三男橘義前守親治築城之地と承伝候

## 一 産 物

### 一 村 形

但山半・うど・わらひ・紫根 雉・「こんにやく玉」・かすら・風とう蔓し

つと・風蘭 せつこくしのぶ・半夏其余ニ無御座候、尤當村第一之產物は

鎌倉柴胡ニ面御座候

### 一 古 戰 場

#### 雄渡車前

但府内大友義前守親繁三男橘義前守親治築城之地と承伝候

# 雄波半礼城

金分  
断子天王宮

大友十六代五郎左衛門大夫改義豈子修理大夫材親家督相続早世、伯父備前

守親治高崎城今府内ニ移家曾繼、十八代目之城主ニ成、其子修理太夫親元

ヲハ世子と先主材親嫡男修理太夫義基高崎二有、豈前妙見城主田原中務

少輔親述・竹染城主木付紀伊守義炎と謀り、永正二年乙丑府内城ヲ攻メ親

治夜中府内落、飯塚城主田原中務少輔親述ヲ頼り、其後雄波車利山の櫛二

坂城ヲ構へ、唐堀櫛格カキ轟ひ廻し、両子・文殊・成仏寺衆徒

藤野・長野・熊毛・岐部・伊美井床並・影山等ヲ押領ス、八ヶ年過候、此

辺田原親述所ニ著度、府内二訴たるニ依前永正十年庚酉八月府内令吉弘

石見守直氏・寒田三河守親博・田原親直、親述軍兵ヲ卒シ藤野ヲ本陣とし

攻候ハ影山西四郎左衛門近末采内者ニ面間道々寒田三河守手之兵ヲ引て火ヲ

放つ、親治雄波車利山上ニ逃登り、暫く「口戰」ハ共、つひニ彼軍嫡子修理

太夫親元・二男五郎親教始、本庄九郎左衛門末満・永松刑部太夫政清・本

田与四郎興英・竹田津兵部丞時以下三百余人討死、備前守親治・同三男

草地十郎重治・藤原信濃守近清・太田民部少輔・小田原四郎安國・長野次

郎左衛門助元以上六人、雄波車利萬・由布様之薦塙原迄落行申候、顧見・

由布二姫之者共大勢相懸、六人皆此所ニ而自害

始障取之處御所碑と唱、壇跡・石垣等相残候、尤此所者織賀分ニテ御座

候、雄波半礼之江ろく二切ならし候分式反面も相見也、此处ニも焼物割

杯口御座候  
雄波半礼之西裾地裁ケ尾、往還之東東一小石立懸り、石「こと」明きたる  
處有而、里人針の耳と唱候、此穴門ニ似てる故、山の名を小門山と書、  
おとふれと説、ふれハ山之名之よし申説候へ共、憶ニも相聞へ不申候

# 神社仏閣

但、問數之儀往古より治政之節内法又者外法ニ而書上ケ少々宛通ひ御座  
候、此度当時之間數外法リヲ以相印候

神殿長七尺八寸、幅五尺六寸

小板葺  
茅葺

上家良  
横

押殿長五間  
横流間

石鳥居  
一基高  
横

天神社

右小社同拜殿之内有

祝主  
桜木左大夫  
下成弘

支配人  
長左衛門  
源助

氏子  
四拾軒

祭礼  
六月十五日  
十月十五日

但、同慶主三祝詞、持奏人・村役人・氏子寄合送酒神德頂戴

祝主<sup>ム</sup>神人持人江山茅恵兒源兼、祝詞後笏ヲ上候ヲ相國ニ被聞

追立候、是を<sup>ハ</sup>御道ひと申旧例二候

當社勗請之儀ハ養老年中文殊菩薩渡朝之時乘所之獅子此宮ニ祭ると申伝候、

其事ハ正しからず候へ古所ニ二者既沒承伝候、上林札古キ處相見へ不申、延

宝之札  
左之通

當社勗請之儀ハ養老年中文殊菩薩渡朝之時乘所之獅子此宮ニ祭ると申伝候、  
其事ハ正しからず候へ古所ニ二者既沒承伝候、上林札古キ處相見へ不申、延  
宝之札  
左之通

上林于時

雄波半礼元癸丑磨大宮司甚助小宮司麻生長右衛門

上林奉建立櫻吹河内金鷲山神獅子天王社一字之事

当御大檢郡源朝臣南羅公御武運長久所題  
十一月吉祥日祝主神造大阿闍梨槇木兵部太夫和氣清

御代官大田想兵衛尉御惣庄屋櫻木覺兵衛和氣清  
維時天和三年癸亥御代官清本伝兵衛、小庄屋有松右衛門、大庄屋横平

内上様奉建立後州國東崎縣成仏村上諸吉山神獅子天王御神樂座一字

當御大禮那瀬朝臣重賴公氏子名々敬曰

十二月十一日祝主神道大阿闍梨桜木兵部太夫和氣清

大官司金鷲宮内

小官司麻生長兵衛

うら二筆方桜木甚六清玄

本宮始年号貞和四年戊子八月廿三日、其時願主平太夫道弘、四郎太夫、後再興  
心水十六年己丑十二月初一為後日如此

右板之表二

延徳四年子三月廿六日 大願主□□郎 大工次右衛門尉森貞敬白

上様後國東都上諸吉當所山神社當一字信心

大禮那瀬原親宗臣門繁昌祈歎

維時宝永七辛酉曆御代官井上平兵衛

御忠庄屋小中兵右衛門

小庄屋森重彦治

上様奉建立桜吹河内金幡村上諸吉山神獅子天王御神樂座一字

當御大禮那瀬朝臣重形公御武運長久祈延氏子村中男女各々敬白

祝主神道大阿闍梨桜木兵部太夫和氣清

大官司基助

小官司麻生長兵衛

寛文六年丙午御免  
高五斗四合  
田畠五畝拾八歩  
文化元年子六月  
右開発之地先規之通慣例祭礼為供料被附置、全可被致社納之旨如件  
高橋又作

しう田 四ヶ所

高五斗四合

寛文六年丙午御免

文化元年子六月

右開発之地先規之通慣例祭礼為供料被附置、全可被致社納之旨如件

増田藤八

豐嶋左近衛門

高橋又作

平井一郎左衛門

米浦郷成仏村

山神宮支配人

高橋又作

平井一郎左衛門

高橋又作

平井一郎左衛門

維時寛文三癸卯曆大官司□□  
御忠庄屋櫻木貞石衛門尉

上様奉建立櫻吹河内金幡村山神獅子天王御神樂一字之事

當御大禮那瀬朝臣直次公御武運長久祈延氏子村中□□敬白

九月吉祥日 祝主神道大阿闍梨桜木兵部太夫和氣清

小官司麻生長兵衛

右板之裏書

本官始貞和四年戊子八月廿二日之時願主平太夫道弘□□太夫後再興応永十六  
年正十二月初一亦後上諸吉□□社一字建立□延徳四年壬子三月廿六日大願  
主源次郎大工次郎右衛門尉森貞、大禮那瀬朝臣親宗為後記古櫻木写事、寛  
文三年九月十八日建立櫻吹河内金幡村山神獅子天王御神樂座一字

俱、例年七月十四日、当村・下成仏・見地三ヶ村各四拾武人罷出、下成仏庄  
屋宅二而益擴打社二面與行、三ヶ村役人立会、先年八大庄屋出席其後年番  
庄屋出候、当社相濟候後下成仏天神・見地村東庭武所ニ而打申候、其訛八相  
分不申候

岩後  
山神宮

御寄附御證文寫

寛文十五年御免

高八斗七升八合八勺 しゃうの田・つきの小調・立石之新川・川原

田・小そひた 八ヶ所

田畝九畝半歩

神殿基三尺 埼四尺五寸  
上 家長 横  
拝殿基四間 埼三間  
石鳥居 一基高 横  
但<sup>三</sup>

茅葺

祝主

櫻木兵部太夫

支配人

与市

政右衛門

氏子 四拾軒

祭礼 七月・十一月初申

夏祭り祝詞斗・祭り神樂一季共二社人・村役人・氏子寄合、

但、勸請不相分、古き上棟等相見へ不申候

于時享保十六年夏十月

宮本  
山神宮

神殿基五尺 埼四尺五寸

上 家長 横

拝殿基三間 埼三間

石鳥居 一基高 横

祝主 櫻木兵部太夫 和氣清輔

御代官財前三郎右衛門尉  
大正屋小室四郎兵衛尉  
御大旦那松平市守

本社上棟奉再興山神宮御宝殿一字  
源朝臣重実公御武運長久如意安全

其余無用分略之、庄屋<sup>二</sup>前後年書入候有人陳也

神殿再興上棟札、其後相見へ不申候

上家再興寛政十年午四月、拝殿再興

明和八年辛卯三月、石鳥居明和元年中十二月、同文化七年庚午九月、右

棟札四枚有之候得共、書留候程之義も不相見略之

右、先規之通社恒例祭礼為供料被附置候、全可被致社納之旨如件

文化元年子六月

下田三畝拾壹步

下田五畝拾九步半

高五斗八合五勺

高橋又作

増田藤八

疊鳴左近衛門

大原文藏

平井一郎左衛門

来浦惣成佐村

山神 支配人

茅葺

祝主

櫻木左太夫

支配人

長吉 八歳

氏子 八拾軒

山神 支配人

祭礼 六月・十月中の申

石壁 山神宮

石小社

坪 延長 横

祭礼相極り候儀無之候

茅葺

祝主 標木左太夫

支配人 標木左太夫

氏子

勅請由来不相分

御寄附御証文写

高壹斗武升

立石前川  
巻ヶ所

下、田壹戸拾歩

右開発地先親之通被附置訖、全可被致社納旨如件

文化元年子六月

高橋亦作

高橋亦作

高橋左近衛門

高橋左近衛門

大原文藏

平井一郎左衛門

来浦城成仏村  
山神 支配人

右、先祖之通当社恒例祭礼為供料被附置訖、全可被致社納旨如件  
文化元年子六月

高橋亦作

高橋亦作

高橋左近衛門

平井一郎左衛門

神体立石

私記  
権現宮

来浦城成仏村

夏祭祝洞斗、冬祭リ神妻一季共二社人・村役人・氏子寄合、

造酒・神供頂戴

但、勅請由来不相分、上標等占き處ハ不相見ヘ、明暦中之上標左之通

維時明暦三天丁酉八月時正吉祥日 祝座主櫻木口太郎

上標奉造立成仏河内山神御神業慶一字之事 当御大權那御武運長久

大願旅宿免右衛門尉和氣清雅 施主小庄屋有松六右衛門尉

元禄二年己巳十一月十一日神殿再興標札大庄屋京亂亭作等  
名前相見へ候、相遠之義も無之付略也、其後文化十二年亥四月神殿再興上

標札有之候得とも略之

御寄附御証文写

寛文六丙午年御免

つきのこふち・谷そふ前・ばん口田小久保、  
高岩石四斗壹合七夕

田戸戸反壹戸貳三歩

芋の尾・岸の下・赤根田・古口堂・西小畑  
田戸戸反壹戸 赤根田等 七ヶ所

内

下田戸戸四歩 高式斗三升四合七勺

下、田八戸廿七歩

高八斗七合

右、先祖之通当社恒例祭礼為供料被附置訖、全可被致社納旨如件  
文化元年子六月

高橋亦作

高橋亦作

高橋左近衛門

大原文藏

平井一郎左衛門

但、先年ハ神体無之、只大威をさし神体といたし候矣、下成仏因覺

と申□之山伏石ヲ立神体といたし候、右様之義ニ候得共、一日

崇ル事ふへ取除不申、其保ニ差置候

石鳥居

一基其構

但、是ハ先年々□□

金毘羅拝所殿長六尺  
椎毛面

茅葺

支配人 岩藏

京都上坂山天台宗  
山号竜下山

成仏寺

但、御見仕不來候、住職隱居□古學上京、□諸等都而願書差出候節八

僧頭村役人寺達印二而御代官・御郡奉行衆・寺社奉行衆〔 〕差出

来候

本堂第六間  
燒桐面

茅葺

客殿第三間  
燒桐面

茅葺

護摩堂丈六間  
燒桐面

茅葺

庫裏長五間半  
燒桐面

茅葺

本尊不動臺  
木仏立像四尺程

茅葺

阿弥陀堂三間  
燒桐面

茅葺

木仏彩色座像三尺程  
燒桐面

茅葺

講堂五間  
燒桐面

茅葺

本尊觀世音木仏彩色立像  
鎮守妙見菩薩

石像を石之内二安座

當等開基養老五年戊午仁閏善應申伝候、毎年正月五日鬼会、修行天台僧人  
峯之節止宿場、住職正保元年以来ハ相分候得共、其以前相知不申世代左之  
通

右

豪尊

蒙賢

清順

蒙惠

円敬

良純

慶桓

敬順

泰純

順清

順道

澄

順心

順善

順法

道

當時現住 法順

御寄附御詔文写

寛文六年御免

高毫斗七升七合

下、田毫斗廿九步

先規之通被附置事、全可被致寺納之旨如件

文化元甲子年六月

高橋又作  
増田藤八

豊鳴左近衛門

大原文藏

平井一郎左衛門

来浦攝成仏村

成仏寺

但、建立年号不相分

成仏寺持

本尊

堂主 説藏

御寄附御証文写  
延宝八庚申年御免

高姥斗八升

下田式政 桐ノ本・田ノ口 武ヶ所

右、開発之地、先規之通被附置罪、全可被致寺納之旨如件

文化元甲子年六月

高橋又作 増田藤八

蒙ノ下  
地蔵堂長式間 高九尺

本尊

文殊仙寺持

堂主

但、建立年号不相分

御寄附御証文写

右、開発之地、先規之通被附置罪、全可被致寺納之旨如件  
文化元甲子年六月

高姥斗八升  
延宝八庚申年御免

高姥斗八升

國田  
愛染堂長式間半 横式間

本尊 木位彩色立像

高さ三尺

桐林寺持

堂主

来浦攝成仏村

地蔵 支配人

但、建立年号不相分候得共、此地ハ占所之由申伝候、昔ハ愛染谷ニ候是山沙  
以前只今之場所に移し候由、寛永三年上棲札ニ題損し後年書改候のよし相見  
へ候、則左之通

当御國務細川越中守源忠利尊公御武運長久 領主野花六郎兵衛 御務庄屋

内 煙  
觀音堂長式間 植九尺

茅 莖

萬永源右衛門、名主金脇甚助

上棟奉立堂之後國東郡佐佐木榮堂一字事 賤主宝珠庄善口比丘・村司桜木兵助

大工古松藤左衛門

貞永三年正月十八日ヨリ初二月十一日迄成就

當別當新兵衛

于時貞永三年丙丑二月九日

當別當新兵衛

墓二

當別當新兵衛

當別當新兵衛

并差金脇甚助・某助

諸 聲

相撲リ本尊無之、自然石口口・之通御座候也無也、觀音燐東霧下二候

米浦擴成仏村 愛染堂 支配人

成仏寺持

支配人

相撲リ本尊無之、自然石口口・之通御座候也無也、觀音燐東霧下二候

草の庵

庚申堂辰 横 茅 薈

石林切石之面二きさみ付

堂主

墨木助右衛門  
野華新次郎  
伊藤千右衛門  
同 浅右衛門

御給人

以上五人也  
一姓  
氏

桜木氏

三軒

但、庄屋別家ニ候

影山氏

六軒

但、雄度半札「障」之時寄手二加リ候影山四郎左衛門口末未齋也、

其後細川侯御領國之領近ハ山緒も細く相分候ニ候得共、近來ハ印

候ものも無之所ニ而申伝來候ナリ御座候

右、開発之地、先規之通被附置訖、全可被致収納之旨如件  
文化元甲子年六月

増田藤八

疊鶴左近衛門

大原文藏

平井一郎左衛門

森重氏

八軒

但、山緒者相分不申、先年今呑米古き書もの等ニも段々相見へ候、  
尤先庄屋此家ヲ相勤、當時も此内合数代下役勤来候

麻生氏

式軒

是八家二而所々棟札其外書物二も相見へ候、尚又持伝候感状頼之  
写

（存真欠失）

園松氏

八軒

但、由緒不相分、先年今夕來候

五軒

但、由緒不相分、先年今夕來候

三軒

野花氏

三平

但、大友氏領國之頃今細川侯御領地左郷士之類二而相勸候哉、其頃  
給人と啓候由、古キ上様札二野花一郎兵衛新二郎杯相見へ候、老人八  
肥後江總越、老人当所ニ相残り候、子孫□中伝候

桜木氏

庄や

姓和氣 家之紋丸之内二花次辱

但、下成仏庄屋同姓、祖父新右衛門当村先庄や乙右衛門不勝手退役  
後庄屋役被仰付候

新右衛門

官・觀音宮進物 文殊・南寺等・泉福寺常夜燈寄進、其余猿宮・秋葉・  
興尊寺・本護寺・大恩寺・源繁繪・長野大聖寺不仏・屋山長安寺・求吉  
提山等諸々寄進致・之延ミ候。六拾武才之時役義御免、夏六月高野  
山西生院ニ罷出家と成、同所ニ於て寄進七年同所ニ而仏事相當、天  
明元年丑十月廿一日同所ニおもて入定致候、其節山西院書面長手とハ  
候へ共珍重候故、左二寫

一筆啓上候、先以秋冷候御座候得共、弥御安全ニ可被成御座□察  
候、然者觀照房參去朝野院江願旨有之承候処、元來拙僧登山仕候義、  
是这一切御啓しも不仕候得ともヒナ年も御山ニ相勸候ハ、高祖大師  
御入滅之通二人減可仕候、因元二而登山仕罷在候得共、近年御寺モ  
普請彼是二付去年今延引致罷在候矣、當春以来今日、齡リ此分ニ  
而者中、當年中ハ存命得致し申間敷左候へハ善而之念願も成就致不  
申、左様二候得者一生之殘念、依之十一月廿一日二者入滅致候可申間、  
左様御聞可被下也、今朝觀照坊被申候二字付野院も甚驚人候、先左様  
之存心御無用と留候へ、いゝ様被仰下候義も拙僧一生之願大師も  
右之御入滅之處御差留メ被下候段乍便□奉存候と被申、是非十一月  
廿一日二者いゝ様二御留被下候而も人減可致、是非御留メ被下候得  
共格別之存心御座候と被申候、依の野院も法願之事差留メ候而ハい  
ケ様之事出来之御留斗、依の觀照坊江野院申候者、先國元幸次郎殿井  
定助殿江右之段御届ケ申上候事と申候得者、其段ハ兼テ申置候間  
弥、十一月廿一日二人減致し候御申造し被下候得者宜と被申候而、  
何分十月廿一日二者大師之通二人減可申山ニ而いゝ様申候而も得心  
不申候、甚而左様思召可被下候、去依万事入定之法等□二付近  
口今兩庄語用「」可申候、左様之事ハ高野山ニ而毎年も申有  
候事ニも無之、五ヶ年ニ老人程者有之事ニ候へ共野院方面ニ而ハ覚不  
申候、自身口・文度被致候、野院ハ不及候、寺内之者共も此節石之  
様子承リ御立ハいつれも甚殘念至極と計申野院義幸次郎殿江右之  
御登山有之其上之事と色々申談候得共老人之八ヶ年も此方右之覺悟

相定巻年延引ニ相成段ハ御當辛普庸中一年ハ見合漫在候大師様・本  
尊様御再述も当月中二者出来不申、兼而此段も國元江中遣し置候得  
者、此段も近日此上者幾申心少シ無申候御聞済被下候上ハ生、世、  
大願成就難成ニ斗ニ而十月廿一日之人滅日之□兼申候、右之通御  
座候得共出家之大道人心遇事二者候得共甚殘念不過申候、野院共  
ケ様ニ存心ハ無申候、観照坊ニ野院も□リ度存候、領首

九月廿七日

高野山  
西生院

桜木幸次郎殿  
甚勤殿

養子

幸次郎

後改名平内

其子

寿三郎

當時在役仕候

後改名三平

右者御尋ニ付書上候處相違無御座候、以上

文政九年戊□

成仏村□□  
三平

## II 寺社関係資料

ここには四点の史料を収載した。

まず1・2は、清流川が貫流する国東市国東町大字小原のうち、上流域にあたる上小原の庄屋平尾家に伝来した史料である。ともに、表題はなく後掲の表題は内容をふまえた上で前者がつけたものである。

1は堅稲仕立てで紙数は四丁、上小原の神をまつる社を書き上げたものである。ここには、天神宮のような鎮守だけでなく、小規模な石祠のみの社も網羅されていいる。本文をみるとわかるように、各々の社には「森主」(守主の意味である)が記され、地域の人々によつて社が管理運営されていたことをよく伝えている。

次に、2は」と同じく堅稲仕立てで紙数は五丁、上小原の神をまつる寺院や小堂および寺院に附属する鎮守を書き上げたものである。「こでも」と同様に、上小原に所住した仏をまつる施設を網羅し記している。ともに、表題はなく、今回各々の内容から1を「上小原神社小祠等書上」、2を「上小原寺院仏堂等書上」と名付けた。

こうした1・2の内容からして、両者はセフタで作成されたものといえる。ちなみに、2の末尾には天保七(一八三六)年の年号があり、これをふまえると1も同時期に作成されたものと考えられる。また、これらの史料は、本文中に体消部分があることから、控もしくは下書きという性格のものといえよう。なお、翻刻にあたっては、抹消部分は省略したことをあらかじめお断りしておきたい。

次に、3と4はともに文殊仙寺(西東市國東町大字大恩寺)の住職日記である。既に、文殊仙寺の住職日記は、昨年度刊行した「農西園西東郷の調査 資料編」に天明元年のものを収載したが、これは前年度で年間を通じた寺の姿を充分に捉えることができなかつた。そのため、今回は近世寺院の年間行事や生活などをしることができるべき二つの日記を複数した。内容面で一点のみ指摘しておくと、寺の田地の田植えや「なきのふ」と記された焼畑の管理など、農事に関する記述が散見されることが注目される。特に、焼畑に関しては、一八世紀後半から一九世紀初の

焼畑の記録として興味深い。

### （凡例）

①体裁は原本に従つたが、改行および闇字は逐一指摘せず、割注は一行にまとめて活字を小さくして表現した。

②用字については基本的に常用漢字に直した。

③変体仮名は、タ(より)・チ(え)・タマ(て)・者(は)以外は平仮名に直した。

④翻刻にあたり、便宜上段点・並列点を補つた。

⑤宛字あるいは誤字・誤用とみられるものについては、そのまま表記し、(マ)

マと傍注し、重出する場合は初出のみに傍注を補つた。

⑥虫損等で判読できない文字については、字数に応じて□で表現し、字数が不明な場合は「—」で示した。

⑦本文が記述された後、挿入された文言については「—」でくくつて表現した。また、挿紙についても同様に「—」で示した。

小原手水

上小原

一 拝 殿玄門 三間

但家茅葺

石生

上小原

一 鳥 屋高八尺四寸 遠り三尺四寸  
泰造立

天神宮

但祭礼日六月廿五日 九月廿五日

神主 櫻木遠江  
森末吉庄屋 廣兵衛  
氏子中

宝曆十二壬午天四月良辰

一 鳥 屋高八尺四寸 遠り三尺四寸  
泰造立神主 櫻木遠江  
森末吉庄屋 廣兵衛  
氏子中

一本 杜九尺 九尺

但家根板葺さやえ面半 三間

茅葺

石生

但家根板葺さやえ面半 三間

茅葺

石生

一本 杜九尺 九尺

但家根板葺さやえ面半 三間

茅葺

石生

一本 杜九尺 九尺

但家根板葺さやえ面半 三間

茅葺

石生

但、屋根茅葺御供殿九尺 武間 造就

茅葺

石生

一本 杜九尺 九尺

但家根板葺さやえ面半 三間

茅葺

石生

但家根板葺さやえ面半 三間

茅葺

石生

但家根板葺さやえ面半 三間

茅葺

石生

一本 杜九尺 九尺  
但祭礼日十一月中ノ申 御註文地 下、烟管反

茅葺

石生

一本 杜九尺 九尺

但家根板葺さやえ面半 三間

茅葺

石生

一本 杜九尺 九尺  
但祭礼日十一月中ノ申

茅葺

石生

一本 杜九尺 九尺

但家根板葺さやえ面半 三間

茅葺

石生

一本 杜三尺 四尺

茅葺

石生

但家根板葺さやえ面半 三間

茅葺

石生

神主 櫻木遠江

但祭礼日六月初申ノ日 十一月初申ノ日

森主

順藏

稻荷宮 石社高さ六寸 横八分

神主

桜木遠江

一本社 石社高四寸 横五寸

神主

利八

但家板塀さや九尺 八面

茅葺

一鳥 居高サ八尺七寸 幅三尺九寸

但祭礼日十一月廿二日

神主

天下泰平國家安民  
空曆十一己未二月吉日

氏子中

金毘羅宮拝所 石社高さ老尺或寸 横八分

森主

茅葺

金毘羅宮拝所 石社高さ老尺或寸 横八分

森主

歲之神宮

氏子中

但祭礼日六月十四日 九月十九日

松木主祝

金毘羅宮拝所 石社高さ老尺或寸 横八分

森主

一本社丈八寸 老尺八寸

岩助

金毘羅宮拝所 石社高さ老尺或寸 横八分

森主

但家板塀さや七尺 八尺

茅葺

金毘羅宮拝所 石社高さ老尺或寸 横八分

森主

力量

貴船宮 石社高サ老尺八寸 幅二尺 入老尺

茅葺

金毘羅宮拝所 石社高さ老尺或寸 横八分

森主

但祭礼日六月十四日 十一月十四日

岩助

金毘羅宮拝所 石社高さ老尺或寸 横八分

森主

力量

貴船宮 石社高サ老尺八寸 横八分

茅葺

金毘羅宮拝所 石社高さ老尺或寸 横八分

森主

但祭礼日十月九日

茅葺

金毘羅宮拝所 石社高さ老尺或寸 横八分

森主

文藏

2 上小原寺院仏堂等書上 (天保七年・一八三六) ○個人藏

人森山安國寺末

一 桜宗東方山保福寺

御詮文附

高九斗七升二合五勺

下

御長丈武四寸

上小原

横一間半

但以前瓦葺、宝曆年中焼失後茅葺

本尊 正觀音

木仏坐像

御長一尺五寸

左 弘法大師

木仏坐像

御長九寸

脇立 四臂 作者不詳

右 十六羅漢

御長一尺九寸

本堂

一字一軒

長五間五尺

岸裏

横四間

但以前瓦葺、宝曆十年焼失後茅葺

木尊 藥師如來

木仏坐像

御長丈尺五寸

開山

彌室源祥師

開基 保福寺殿前備州太守居叟保安

木仏坐像

御定門

神龕

半邊 指渡八寸式寸

堅一尺一寸六分

小鎌銘受

田心無方

金口真言

開性善長

見秦德□林□識

見往荷錄

銘

見秦德□林□識

見往荷錄

門 瓦葺

但、宝曆年中焼失後未建

保福寺第守

弁天宮

堅一尺五寸

床舎宮 三神一字 石社

橫一尺五寸

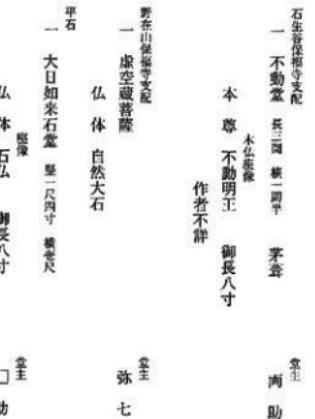
天神宮 神体自然石

御長八寸

保福寺

御長八寸

護音堂 長或間



			野在西山
	一 地藏大土石龕	堅三尺 橫八尺武寸	
	佛 体 石仏	立像 御長式尺	
	作者不詳		
	勢至尊石堂	堅六尺四寸 橫一尺四寸	
	佛 体 石仏	坐像 御長八寸	
	作者不詳		
	弘法大師石堂	堅一尺九寸 橫一尺四寸	
	佛 体 石仏	御長九寸	
	作者不詳		
	保唐寺東力室		
	一 福嚴山照陽軒坐玉面	橫一尺四寸	
	御誕文附高僧本昇 上座三級		
	本 尊 地藏菩薩	御長武尺六寸	
	作者不詳		
	金剛山普明寺長丈面	橫一尺半	
	木公塔像		
	本 尊 觀世音	御長八寸	
	作者不詳		
	保唐寺本昇頭		
	一 金剛山普明寺長丈面	橫一尺半	
	木公塔像		
	本 尊 觀世音	御長八寸	
	作者不詳		
	掌主		
	立		
	虛空藏		
	御長八寸		
	作者不詳		
	政左衛門		
	同人		
	掌主		
	立		
	虛空藏		
	御長八寸		
	作者不詳		
	安國寺本昇右		
	一 正壽庵長玄圓	橫一尺四寸	
	木公塔像		
	本 尊 阿彌陀如來	御長式尺	
	作者不詳		
	掌主		
	同人		
	掌主		
	立		
	虛空藏		
	御長八寸		
	作者不詳		
	同守本昇原		
	一 慈雲庵長良圓	橫一尺四寸	
	木公塔像		
	本 尊 地藏菩薩	御長一尺一寸五分	
	作者不詳		
	掌主		
	立		
	虛空藏		
	御長一尺一寸五分		
	作者不詳		
	同守本昇原		
	一 慈雲庵長一圓半	橫一尺半	
	木公塔像		
	本 尊 阿彌陀如來	御長一尺三寸	
	作者不詳		
	掌主		
	立		
	虛空藏		
	御長一尺三寸		
	作者不詳		
	天保七年		
	申		
	掌主		
	立		
	虛空藏		
	御長一尺三寸		
	作者不詳		
	音松		

3 公用并諸用控（天明二年・一七八二） ○文殊仙寺等藏

同 大聖寺二而手水護摩相勸當山不殘出仕致候、法席之次第開白尊師大聖寺、初夜護摩文殊仙寺、翌廿七日中大般若尊師文殊仙寺・朝護摩導師成仏寺

手折傳布施之控

天明二歲  
現住永順  
公用并諸用控  
王貢  
知事

正月  
四匁  
老匁  
式匁  
四匁  
老匁  
六位  
武匁  
武匁  
院主  
凹房  
勤教房  
文殊仙寺家業五分

十二日、大恩寺友左衛門方江祝言の祝儀武匁  
廿六日、岩茶苦方江祝袋四匁致ス、是又祝言致儀（ ）  
同日、扇子箱来油十五郎穀江金吉鹿祝言祝儀致ス  
廿九日、六位入行始ル  
元日、中之坊江年始二行、難煮出ル  
同 貞助方ニ面も難煮出ル

十七日晚、加左衛門方江難煮若飯三被招也

十日、老師百ヶ日二付両子寺様請致  
御布施八匁、仏布施老匁、布巻反上ル  
但シ伴僧三友家來營匁

御布施八匁、仏布施老匁、布巻反上ル

二月  
三日、成仏寺次郎殿萬野參山立、錢別式匁致

四日、彼岸中日鑿米旦中寺參り例年之通

十五日、長野光明寺七高祖勤化二錢十匁出ス

十七日、安岐福田屋義伴藤重郎見ル、酒宅樽・銀札式匁持參致ス

十二日、六所權現石垣成就、願主中之坊 日音院 施主作治郎

廿三日、講堂之底々金輪檀込杉苗四拾本植ル、苗長の清七方々元寄七代銀毫

本二付五丈六分、但シ頭苗五尺程有リ

廿日、長野小右衛門惣泰山伏許致候事、論道ト名付候事

廿二日、六位萬子寺江加行、使僧ニ出ス

廿三日、庚申座勤ム  
廿六日、御札上福壽院取次、門田氏  
酒宅樽米也升大麥或斗持參是も六位入行礼として持參見ル  
大恩寺村金左衛門

長屋かべ繕ひ成仏治助毫工毫匁出ス

くりむね大風ニ而蔽損繕ひ成仏麻吉毫工毫匁出ス

廿八日、年行事回章到来先達而本山回状准具此節出来二付本山奉納被評儀、來ル十四日今岩戸寺山王会席三相談二存候趣、年行事今申来ル

本茅成仏嘉代七世話ニ而毫匁ニセミニ付六匁がん質置也

三月

赤根村卯兵衛六位行見舞として酒老樽持參、但シ官〔 〕

中之坊病身ニ付隱居致度由、毎度被願候、右ニ付願之通隱居申付候

四日什物諸道具院主六位福寿院立会之上請取候事

後往六位と名付然而万事品々〔 〕院主請込候事、猶亦當時凹了房江中

之坊看主申付候事

六日朝伊古方江寺役日善院遣ス

權現堂葺家模屋成仏治助・九平作料式匁当寺分出ス、まかなひ寺中口役繩

かや山百姓中

七日、院主千燈寺・清淨光寺・靈仙寺泊り、翌八日寒天院今庄磨寺・無動寺

・天金寺泊り、翌九日長安寺・富貴寺泊り、翌十日赤根村与助・作右衛門・

清兵衛方へ參宮祝儀致ス  
同日西子寺御出

十四日六位行見舞として淨滿寺分給米三升使里平りん

同白銀式匁五分

墨毫丁 宮仙寺 実相院

筆式本 視儀式匁

文鏡式匁 中啓 店唐寺

半紙 紙子箱 天念寺

津並菅連 長安寺

右西組六ヶ寺御出、茶つけ出し酒出、何も同道致大内坊山王会江出勤ス  
山王講、三匁院主・五匁親教原・五分日音院令奉納候

廿日、岩戸寺村安左衛門死去ニ付、千燈寺今書狀燒香ニ相立候様ニ申來候間、尋自總越候事

廿一日、来浦浜四國供養關眼江邊越候事  
問日承田屋藏藏江普請祝儀として白銀式匁持參見候事

廿日、杵築天神坊入來、符左者に入宅持參見ル  
申之點火し  
一 上。 九畝拾八歩 高八斗或升四合  
上米或斗五升九合武夕

かへ青  
一 下。 四畝拾壹歩 高七斗三升毫合

上米三升九合三夕

をちらさ  
一 下畠 壱畝拾七歩  
上米壹升四合毫夕

高四升七合

畝メ壹反五畝拾六歩  
高メ壹石四升武合

上米メ三斗壹升武合六夕

高四升七合

上米三升九合三夕

をちらさ

一 下畠 壱畝拾七歩  
上米壹升四合毫夕

高四升七合

畝メ壹反五畝拾六歩  
高メ壹石四升武合

上米メ三斗壹升武合六夕

高四升七合

上米メ三斗壹升武合六夕

天明式寅年三月

右中之坊隱居致ニ付田畠上米ニ而山作中江作り候様申付候事

廿七日、千燈寺御入來但シ札物御持參

廿七日今本堂東居間うしろ附の西長屋前手つま蓋替、廿九日迄相清、家模屋

上成仏手つたひ、岩戸寺村且中山中御科拾武匁出ス

一 此度長の和右衛門殿上京致付競別として忠封進候事

四月分

一 初日、千燈西之院祝儀毫匁懷紙壹枚持參見ル

一 田深範屋權右衛門丈殊參詣立寄銀札式匁置候

二日今延毫連かつら原令貿取代六分出ス

同日めうと石七兵衛方江參官祝ひ二者又五分祝儀致ス、  
同日成仏寺院主殿へ式匂祝儀致、同日影山六平方江老匂五分祝儀致ス

七日、長野和右衛門上京留主見舞壹樽出入、此度山門瀧頭仏具建立ニ付瀧山  
寺院銀奉納致へく之旨申来候

瀧山寺院奉納錢込

七拾文四百式匂九匂三分三厘

七十文实匂 文殊仙寺 五歩 中之坊

七拾四匂八分五厘

總目那中

右八寅四月行司回章到来候写體也  
廿七日、六位護摩開闢二法印招請之為旃陀主尚子等江罷越走路事、追物半紙

此外祝儀意匂五分持參兩子寺入瀧頭留主以書狀申残置候事

三日六位加行護摩開闢二夜三日、同五日二結願護摩供廿三座執行 大乘西  
子寺法印・兵部・成仏寺・淨滿寺・大聖寺・円了坊・觀教房・院主

錢八匂 両子寺

津並毫通 同斷

白銀三匂 同断

錢式匂 兵部

銀札一匂 両子家米

錢四匂 大聖寺

同五分 両子寺江礼として林泉房造ス

六日、本山寺納錢俄ニ取立かたく候間、堅來庄屋善助殿江惣旦中辻借り式拾  
日借用致候事

十日、当寺分奉納錢拾七匂三分五厘使以淨觀錢両子寺相納候事

中之坊臨居日音院相果ニ付於本寺引受釋迦法事九日今相勸十日仕上ヶ

十一日晚々成仏寺ニ而伝教大師講組合打寄相勸候事、朝夕導師文殊仙寺

十二日、朝飯後最若軒發尊師文殊仙寺

十五日、大恩寺村金左衛門方江被為招請難忍候事

十六日、大船若軒說致候事

此度本山奉納錢且中江渡符申

式分五厘 赤根分九軒前

三匂 岩戸寺村分拾式軒前

四匂七分五厘 成仏分十九軒前

七分五厘 大恩寺分七軒前

式分五厘 富貴治平

式分五厘 中村山ノ上四左衛門

意匂 文殊山中四軒分

七分五厘 めうといし三軒前

式分五厘 わらミの諸兵衛分

七拾四匂分五厘

廿三日晚今成仏善右衛門方江法事ニ院主行く

錢三匂岩戸寺村日中本山羅伊吉持參受取清

廿五日、曾左衛門聲日音院博ニ被見候事

当山小役日三月以來相助一日勤ム

廿六日、御札上使僧觀教房御城取次郷司宅右衛門  
中之坊死去之段、寺社田原氏江御届申上候事、右之段代官渡辺藤左衛門駿江

も中之坊死去之段、寺社田原氏江御届申上候事、右之段代官渡辺藤左衛門駿江

廿八日、田うへ赤根村世話人畠卯兵衛惣辻四拾七人村中今出ル

同日、浜田屋藏藏殿月参二見、酒御持參

廿九日

寺社方佐藤甚右衛門殿此度表御用番被仰付、跡役平井一郎左衛門殿宗門口成

六月

朔日、寺議參、成仏・赤根村參ル

二日、岩戸寺村參ル

三日、堅来村・大恩寺村參ル

同本山銀拾勿善助殿江返清麻七江渡ス

序ニ善見舞温純粉式袋進上候事

七月、めうと石新作方江被呼候事

八日晚々赤根村親回付能越候事

同日、来浦大聖寺江修當料銀一袋、不残相渡候事尤錢箇取手紙相借候也

十一日、杵葉出府、十三日帰来

一 うとん粉 武袋 祝儀四匁

家老斧番見舞

用番衆同断

大矢又右衛門殿・八田安左衛門殿・大原佐五左衛門殿・佐藤甚左衛門殿

郡奉行衆見舞

六代官 八坂 渡辺義右衛門殿 安岐 元田甚兵衛殿

米浦 竹本六兵衛殿 竹田津 加藤喜内殿

一 十五日、中村茂治見ル、江戸土産として風呂敷持参、酒持參中食出ス

一 十八日朝、本村惣代として由松見ル、御酒花締持参、ヒエまつり

一 廿二日、成仏久左衛門方江招請參ル

一廿六日、少音院四十九日、淨満寺本智房相見法事致候事

一廿八日、堅来且中草取八人見ル

メ

七月

朔日、堅来且中草取三人見ル

二日、成仏寺江本智房病氣祈禱行

四日、五日両日、龟之甲なぎ野切ル、但シ式招人役致ス、日よふ式拾式勿出ス

六日、大恩寺村草取六人見ル

七日、来浦村柴二行候、隠居所江うんとん粉一袋、大聖寺江白米一袋持參候事

八日、成仏且中草取五人見ル

九日、同村日中草取六人見ル

同日、成仏われ尾吉三方今きん粉式升持參見ル、是十日明少輪極無縫堂の回向料

也例之通

十日、長野和右衛門殿京都令届着二付土産扇芭本持參

十一日、山嘉石衛門江請取之場所道切申付候事

右者長八〔うしろ〕分壽福院の三ツ江嘉石衛門分馬場の荒神蔵分仁王之前迄嘉石

衛門分、右之通 先年分山百姓通中場所極り候候處、近年嘉石衛門自由ヲ致

道切不致候間、先例ヲ云立請取之場所尋目為致候事

十二日、山中百姓謹出当寺北岸さらへ道切相済

十三日、施鏡鬼拂前かさり候事

十四日、盆參として堅来且中より作あまり參ル

十四日朝、諸堂勤行墓所不殘水まつり致候

十五日朝、使僧円了房西子寺江遺 白米壹升・毫勿持參先例通

十五日晚、山百姓中二夕飯二招

十八日、庄屋本分業の使書狀來ル、親教房樂請道スのほり立林平出ル

廿日少堅来且中寺役二出ル

廿一日、淨滿寺止宿、夫々杵築江出府、但シ高榮寺二祝儀致ス

廿三日、殿様御札被仰付、五ツ時二登城致、四ツ半時□逢相済、玄昌寺へ当住間

居祝儀致

廿四日二福寺、香樹林泉房人足等

一 單之甲なき日よふ十七人役者勿各分分、

メ十八匁七分当山成仏致ス、外手人十三人役

一 日よふ科前十七人役者五匁五分出ス、但シ十人成仏五人八山

八月分

六日、大恩寺村庄屋平助酒持參見ル、當寺借用之儀付同日修音院方々左平太様

之使見ル事、十四日夕後岸二入

十五日、弥左衛門方江月見三行

十八日晚今日音院百ヶ日法事致候事

十七日、彼岸中日參り聚來且家合十九人參る、岩戸寺村旦中今式人參ル、赤根村

中今三人參ル

廿五日、御縁日青天散敷百拾武勿有り、場錢都合或拾卷勿あり

同日、安政浦禍力羅儀兵衛文殊堂江金燈籠上ル、納子榮作殿中食出又來式人

同日、赤根阿弥陀寺御出年玉毫勿持參、毫勿五分元尊老持參見ル

廿九日・晦日兩日広燈焼草始拾武人役切、成仏われおやとひ切日よふ九匁六分八

人役、手人四人

九月分メ

八日、青天散敷六拾枚勿場錢九匁あまり

四日今本村伝七方江法事二行、此日帰寺

六日今戸寺村覺助方江法事二行、七日帰寺

八日、庄屋本吉書狀到来、右者九月三日後部文右衛門殿死去之由申來候

同日、又書狀到来、右者大坂御城代岐美濃守殿先八月廿日御斎去被成候、依之

九月五日今七日迄御停止被仰付、庄屋本吉申來候

九日皆天

十一日今來浦江彌誠、光明寺江上京ノ祝儀或勿致ス、同新和右衛門殿江も致、岩

戸寺村元右衛門方江昔請之祝儀或勿致ス、十三日帰寺

十四日、山内嘉石衛門方江參、法花経一部説讀終日懸り帰寺

廿五日、大般若經軒疏僧奉

円了房、觀教房、林泉房

廿六日、御祈持上引了房御取次寺社方江苦状差出席ニ御證明科米請取手形差出ス、

別寺社方御承知被候候

請取申手之事

一 合米五石也

右者文殊御燈明科当寅年分備ニ請取申處寔止也、依而請取手形如件

天明貳年寅十月

文殊仙寺

平井一郎左衛門殿

右之通手形請取出置也

廿八日晚今先住駕願法印一圓忌法事執行、導師両子守伴式人

布施物覧

一 拾武勿 布善反 仏施老父

一 武勿 布善反 門之坊

一 武勿 布善反 恵觀房

一 四匁 大聖寺

大聖寺

十月

一二日、長野村檢見奉行衆御泊りニ付当山作劳營之ため使僧觀教房差出ス、尚

又御都奉行衆江使僧及面談候

三日、御都奉行小中助右衛門殿當寺江御參籠被成候、小中□洞穀門道ニ而候

七日、寺社奉行所書翰長野村方到來

一筆感上候秋冷之節御座候得共跡無御別条御度可被成珍重奉存候、然者先頃仰

下候御證明科五石諸取過候様被仰下度承知候、尤未滿藏ニ而御受取被成度由、則切手相受取申候ニ付差越申候、御受取申上ニ而御返報御請取被成候段早々可仰下候、右得御意度如此御座候、恐懼謹言

田原源右衛門氏長 判

十月六日

文殊仙寺

常夜燈明料御差紙之写

差紙

一米五石也

右者來浦手水御物成之内於來浦藏御渡可有之候、重而御或書替を以此差紙二引替可能申候、以上

寅十月三日

工藤兵助  
判

竹本六兵衛

来浦郡右衛門職

十四日、院主宇佐參詣致前後一夜高田還留致、十六日帰寺人足山和助

十八日、来浦祭り二行、浜村庄屋園右衛門賀普請祝儀策札式勿致ス、来浦郡右衛

門慶江も岐義之祝儀四匁致ス

廿日今成仏寺卒次郎殿方江歎照房一周忌の法事二行、香典三匁致ス、御布施八匁

一十月十七日両子寺領主付上京御出船被成候、右二付留主間表候事拙寺江

御出之節御  
頼被成候事

一同廿三日、小宰相見ル、強法印上京被成候付、堀園迄ハ両子寺之儀事文殊

仙寺請持候事、尚又小宰相炭火候持參候二付もらい候事

廿五日今淨滿寺仁園禪二行、朝夕導師文殊仙寺

廿七日はん々弊來喜右衛門方江法事二行、廿八日帰ル

十四日、講堂縁板はば取大工來浦覺誠長の良助武人、作料三匁遣ス

晦日、当山祭礼、座本本坊

十一月分

朔日、氏神祭礼、院主相勸先格

二日、赤根祭り、院主行

半紙源藏愛江、普請祝儀四匁住屋子惣治殿、白銀毫包安藤元首老江、三日帰寺

七日、大恩寺平助方江被招請行道宿致、翌六日朝市右衛門方江被呼事  
十日、東叡山御回朝淨満寺乞到來致

公儀御触害之写

是迄寺院之出訴者本寺頭領之添簡を以奉行所江龍出社人之出訴者添簡無之罷出候得共、以來地頭之寺院之出訴者御代官・領主・地頭と本寺頭領兩添簡を以罷川、社人出訴者御代官・領主・地頭之添簡ニ而可罷出皆寺院社人江申触置、御代官・領主・地頭ニ而も其旨可相心得候、右之趣万石以下上共不済様可被相触候、以上

二月

工藤兵助  
判

一 摂州多田院勅化御免寺社奉行之連印之勅化状持參ニ面、当寅三月今米戊三月

迄二山城・大和・浜津・屈張・近江・はりま・備前・備中・播磨・安芸・周

防・長門・島根・豐前・ちくこ・ちくせん・ひご・ひぜん・日向・さつま武

十ヶ国ヲ勅化致由中來( )

満山寺院銘、

別紙

一 山門横川慈惠大師御入寂之靈場、四季講堂別大師法會執行之精舍也、然

所会持得乏慈惠代大法會執行相承疎矣、彼院内之大眾多年及悲歎之余り不得止

此度右大法會法寶勸進奉願候所、願之趣格別之筋被開台、則從貢主大王も御

尊被施諸國一宗寺院勅化御免寺社奉行之本事、物之多少によらず投誓財、永代令預大

法會執行之旨趣可有之候、仰聞山伝教・悲歎・慈惠之上祖者弘法通之極樂

ニ而別而法流、宗之出家者徒輩繁榮太極思召繁榮之高祖也、然に辰辰

年正月三日慈惠大師八百年之御遠忌被為當候ニ付取越、來卯年九月元三会御

執行被仰出候得者、右賴恩得脫之志意趣可有之候事

但、右動物者本寺又者仲間或者組合之内取集、來卯三月迄山門横川別当代

江可相納候、右回章成仏寺江十一月十一日朝六ツ時遣ス、夫鬼助

追只今迄大寺以下之寺院法印付之書狀被差出候儀間、有之候、向後八法印様  
と可被相認候

寅六月廿五日

弘頂院  
真覺院

竹本六兵衛嚴へ 山いも巻束・瀧巻升、使僧林泉房ヲ以十一月廿一日会所遣

満山寺院

十月廿四日、淮頂具寺納銀請取書面両子寺江到来二付、由原山年行事懸合申事、

本山令申來候趣ヲ控置也

一二白追而由原山年銀五枚奉納候様致承知候、同山年行事事當山井ニ輪門様

合御免許候、船否之儀此方三而も左様之事一向不致承知候、勿論當山令申付

候儀無御座候、尚与明吟味可來候、以上

十月廿四日

延命院

普釋院

兩子寺

寅十一月十二日、小宰相持持披見定

一一十一月七日今赤根村木引文藏呼寄候而講堂板引七候事

工費六工半 此代錢八匁五分五厘 文藏江相渡

但シ老工二付老匁三分當り

十一月十三日

十五日、大庄屋谷米書、右ハ當寅年文殊分拂教米老石、上々城下候事

同日、村曾右衛門△も右故米之礼として御兩人江会所罷出候様申來候事

十五日、成仏寺死去二付、十六日葬送

引導師 文殊仙寺

淨滿寺

大聖寺

岩戸寺

林泉房

円了房

十一月廿一日、当初長野村候見奉行所へ使留ヲ以文殊分拂忠召之筋御願申上候是、

御兩人取斗殊二小串助左衛門殿いか□山分米也石御故米上々被仰付候、御札之覧

来浦鄉左衛門殿へ山いも武東、嘉石衛門威ヲ以御礼申小串助左衛門殿

両子寺令内寺守江間草戻し添候此紙の間二人置也

十一月廿六日、上成仏堂屋次郎、下成仏龜右衛門見ル、先達而成仏寺本智

房葬送之礼として老練・米一升特參、尚亦寺無住成候付、火番として当寺觀

教房造造候事、尤村役人 旦中組合寺令も成仏寺無住ニ付万事之事文殊仙

寺引受候様ニ皆、被申候、右例任承置候事

十二月四日、庄村屋許江行、右八講室板縫修繕此度仰付、七ヶ村庄村屋兼江右

入用寄進之事相手右衛門殿乞委細申入置候

入用書付控

一 五工 老匁五分取

一 五工 老匁式分取

一 六工半 老匁三分取り

一 広輪三寸鉄武百七拾本

一 たり四寸鉄武百七拾本

一 広輪三寸鉄武九分五厘

メ作料式拾老匁九分五厘

右代九匁三分

右代九匁三分

一 白米老匁斗式升五合職人飯米

右之通書付相右衛門殿相頼置也、前酒中飯出ル早速帰寺

一 六日、両子寺江飛越候事

一 七日、寒氣見舞として木付江出席、両寺社江番麥式袋小串助右衛門殿江同式

袋、是ハ御救米御取手ひ之礼二進候事、御代官江式袋、外屋清助江一袋、天

神坊座主江袋荷代式袋 遣ス、九日帰寺

一 六日、年行事回向到来、此度山門慈惠大師捧納銀申采候事

一 四匁六分四厘 文殊仙寺旦申

文殊仙寺

一 三分

中之坊

一 五分

成仏寺

一 壱匁四分三厘

成仏寺旦中

廿六日、米一升夫金平ヲ以赤根作右衛門方江付之傳三造候事、問銀札十匁錢武勿

米一升安藤元吉老江載木暮札旁ニ金平持七選ス

一 四拾六匁五厘講堂修復銀

廿八日二村祖右衛門殿方々到來致受取

一 四匁四分五厘

わらミの

五匁五分八厘  
大恩寺

七匁八厘  
寺山

五匁三分式厘  
拂近

右之通、七ヶ村割符祖右衛門添江請置候事、手代跡右衛門殿御世話二而早、御

取立被申候、此方江銀受取相済事、為後日控置者也

一 拾武匁四分七厘  
富来

七匁八厘  
浜崎

五匁三分式厘  
浦手

一 室内十三年

寛政十三年酉年

#### 公私諸用雜記（寛政三年・一八〇一）

○文殊仙寺藏

正月十二日

文殊仙寺

右真更書相認飛脚二渡候、萬義令以飛脚昨日中相屆候様ニ庄屋本二申造候

一 十四日、白屋半藏殿令使与今年玉杉原式帖卷毫申米九

一 十九日、城下江飛出候、廿日納請先通而之通宿寺正覺寺御宿被下候、御布施

一 金式百疋、其日直二船引付篠井稻葉・弥作・和助内合升半

一 廿一日晚今先住慈眼院三十三年之供養致執行候、両子寺城下罷出御用二付還

留名代千燈寺御入來小僧覺人組合之寺院不深入來、素未毫升香料武勿免御持

參御布施五匁免致候、両子寺名代二六匁伴僧三匁人足五分致候、晚西發後一

一廿四日、雨天晚勤行、例之通

廿八日晚城下松村又兵衛方々致出火御家老衆不殘六軒町船手迄燒失致自身為

元日、例之通一之燒燒被候山内鄰者葛原少年男見る、年玉毫升持參

二日、一之燒燒被候山内鄰者葛原少年男見る、年玉毫升持參

廿八日晚城下松村又兵衛方々致出火御家老衆不殘六軒町船手迄燒失致自身為

御機縫何可識出之所、痛所有之候二付使僧遣候

一 三日晚、使僧帶の大庄屋殿伴葵母り御立寄一宿年礼之儀ハ御中飯二付御領分

一 統相止候ニ付年礼二ハ不出候

一 四日、堅來修正会ニ付僧遣候

一 五日、成仏寺代七方へ光例之通年始三造候毫升年玉

一 六日、嚴様御中飯二付鬼火文殊講相止候、日中年礼例之通來ル

一 九日、葛原広助方へ年始ニ造候、米毫升白酒毫升年玉

一 十一日、心経会仁王門ニ蘇民木立候、注連引候、山内百姓懇出松櫛致候、雜

煮白酒出候

一 十二日、伊勢太夫御報來ル、御初尾四匁九分造候、山内中

一 十三日、朝百手摩福魔方、拙寺祝詞致本寺ヲ神酒代五分出候

一 十三日、寺社大願文誠殿々來書飛脚來ル

右度伯馬守様御新嘗御法号

寛政院殿節度了儀大居士

右之通被仰出候御事於義徳寺執行被仰付候ニ付、來ル廿日御當日ニ而先達而之

通納經有之候様ニ被仰出候、其心得ニ而御出頭可有之候、右申入候、恐惶謹言

大原文藏

場錢堂匁七分、酒屋武野式匁五分、散錢拾九匁五分

廿六日、御城へ御祈祷上使僧兵部遣候、寺社役所へ相属候所御忌中相淡候得  
共百ヶ日不遇中御祈祷御不被遣候二付天神坊へ御礼頂置候様ニ寺社奉行被

仰候ニ付頂置候り候

廿八日より於成仏寺手水祈禱相勧例之通、同日今鬼会替り之折持致候行候、  
護摩供三座大般若壇座、晦日日中迄相勸相濟帶り

廿四日、講堂普請追つけ夫寺々やねや管人夫七人来ル  
廿五日、青天勤行例之通  
廿六日、講堂普請三付四分、酒屋武野式匁三分、散錢八拾四匁、場錢七匁三分、酒屋三匁五分

廿六日、講堂普請三懸りニやねや富来々上り大恩寺・葉養八人手伝夫十三人寺山

廿七日、墨根や九人、手伝夫廿人浜崎・柳迫  
廿九日、墨根や七人、手伝夫廿人浜崎・柳迫

## 二月分

## 三月紙

朔日、青天勤行例之通  
場錢八匁四分、本堂六拾八匁、五匁酒屋式匁  
二日今堅來次右衛門所ニ付行

三日、富來会所江寺判二使僧兵部遣候

六日、堅來定八方へ願成就大般若壇誠二行、同晚親式人の法事相勧候

七月、彼摩之中日、堅來村寺參り有之候

十日、奉公人取付候采威助、同日鬼会替り之御祈祷護摩供壇座大般若執行

致候

十一日、大正寺先住七回ニ付行候

十二日、東畠山御元章先翁淨満寺持來ル、慥ニ受取成仏等ニ經候

右趣ハ御尋者偏中國賈陽郡井手村百姓伊七年式拾武歳母へ疣付侍候人持書

此節楞伽院病身ニ付退役明靜院へ被仰付住心院至被仰付候

執当 円覚院 住心院

十四日、当谷筋庄や中へ年頃勞使僧遣候、鬼会替り之御祈祷御札目録完枚二

て庄屋衆へ遣候、小門江小札壹枚ニ付遣候

十五日、涅槃会、青天參詣少し

十六日、堅來勝兵衛母死去ニ付収置二行

十七日、庄屋木々飛脚先達而年内向田村喜兵衛子虎松拂寺弟子二寅置候所刺

髮願書差出候申來り候、則印形仕差出候

西門寺先達而色衣致候ニ付先年満山衆許大門坊本寺職之旨衆評有之候ニ付、満

山集会之節ハ用不致様兩子寺々先達ニ被申候得共 宮様ヲ御免之色衣ニ候ヘ

八致着用出勤候、右ニ付追、満山衆許可致申合退散候

十五日、帰寺

十九・廿日、大恩寺庄村屋伝助殿所江行、右当寺修業料證明科借付僧候所年内少利分不參ニ候ハ且郡中及相談候所年数も久敷事代替リニも候間一通り元利返弁致候様二申遣候所十年賦ニ致後等ニ申極帰り候

廿日、堅來貞誠所年回二行、法花宅部送通致候

廿二日、くりのうらひろ登替、やねや七人、手伝夫七人、下やね復し返し候

二付むね卷之程残ル やねや武人采ルふきしまひ候

廿五日、連夜乞勤行例之通雨天參詣無シ

廿六日、両子寺二行、満山老分寄有之候、右者岩戸寺一件詳識持寄別ニ致置  
廿七日、岩戸寺庄村屋本へ行、岩戸寺一件相談致候

同日、春烟碑植候

晦日、庄屋本々来書、此節御免礼改替被成候ニ付浦手会所ニ差出候様申來

り候、即日使僧會所ニ差遣候、御免礼三枚為〔 〕

当山和助御末進方道分有之候ニ付、ば、之烟九畝廿三年奉手会所ニ付浦手会所ニ差遣候、代銀札百匁年明候元銀返弁之右上烟相渡可申答謹文相調り申候、元

領返弁無之候へ八年明候而も何ヶ年も拙寺方へ作り申候等ニ申板候、代銀

之儀百匁之内六拾匁庄屋本へ相立候、殊分四拾匁申募迄迄井之管ニ申遣候

廿七日、七ツ時両子寺飛脚到来、今日満山老分中寄合有之候間拂寺へ相見へ

候様二申來り候、猶又岩戸寺一件善物にも有之候ハ、持參御諸申來り候、直

両子寺へ行、一宿相談不決候

四月紙

朔日、兩天堅來喜右衛門方へ供養二行

三日、堅來勝兵衛方へ年回二行

四日、両子寺二行、右岩戸寺一件之儀ニ付

七日朝、成仏寅藏方被招行、同日花堂普

八日、誕生会天気よ、參詣すなし

九日、御厨給諸奉行參詣御初德上ル

十四日、庚申座勤ル、和助不參

十五日、岩戸寺庄村屋久右衛門殿方岩戸寺一件口上書相認飛脚持來ル、別三口上書持置候

十六日、使僧大式両子寺へ遣候、右岩戸寺村口上書為持遣候、拙寺ヲ書状添

則両子寺々受取之返書

廿日、なきのふけつり仕舞候、十三人當寺々遣候

廿二日、植豆、向之坊中之坊六人

廿六日、赤根忠兵衛致死去被招候故調経二行

た、らか追 十式人茂三郎タル

五月分

朔日、勤行例之酒

二日、広畠菱史のふ武石八升

四日、広畠禪候、四人

七日曉、祖師講相勧候、大正寺々使僧中持見る、大門坊當等役ニ付不參

十一日、七嶋禪候

十二日、大正寺本御免礼受取使僧遣候

十三日、麥のふ仕舞候

十九日、田植成仏村今雇人覺

廿代七、貞助、三右衛門、八十八、嘉七、由太郎、安次郎、利三郎、伴藏、達

藏娘、久兵衛娘、松次郎、庄蔵、植蔵、九蔵、用助娘、福蔵牛共、与一娘、円

海跡、金平、

久右衛門、市五郎、佐一、友助内、市次郎内、新兵衛娘、元助娘、善治妹、

山内茂三郎牛共、福蔵、和助、藤三郎、弦作内、織助、榮蔵、外平、  
飯焚として家内五人

三拾七人

田坪猿ばみ中之坊田、寿福院田、一之木戸中之田、馬場之田畠、メ五反、苗不

足馬場之田三耕斗残る、苗殊之外あしく不立日二付朝たね營斗渡し

廿四日、薦養疫神除大祭若軒誠、衆僧寺内法事、左弁、兵部、大武、役人、組頭、肝煎大札、村中戸口札角大師守別闇札

廿六日、御城江御祈持上左介遣候、本寺破損届致候

御届申上候

本堂茅屋根東のひら損し雨絕漏り候、何卒近、御縁被成下候様奉願上候、宣

教御改被仰

上可被下候、以上

亨和元年酉五月廿六日

平井一郎左衛門殿

大原文藏

右之通月番文藏殿方相届西帳

一本村今議右衛門見ル、此間大般若之為礼酒添花持參

一廿九日、水浦田植人數、弁職、三十、菊松、援助方式人、庄作、藤次郎内三  
人

六月分

朔日、講參成仏六人、福寿院烟稟致候

二日、岩戸寺村赤根村今講參り、寺福庭煙稟、時候仕舞候

三日、朝椎現宮・福荷・山神祝詞致候、座木福蔵、神酒代、五分出候

四日朝、講參り、茂三郎・福蔵・弥作・庄作・千代吉・成仏市五郎・用作メ

七日、庄作・千代吉・成仏市五郎・用作メ

十日、土川之入、作り上り体致候

茂三郎・福蔵夕飯ニ呼

九ツ過今白雨致潤沢山

同日、山内虫除祈祷風病祈禱致候

十二日、堅来村今草取、広助・伊右衛門・東石衛門・新助・宅右衛門・三平・良助・伊兵・衛・善次・勝兵衛・重蔵・貞蔵・多右衛門・次右衛門・半五

郎・久藏・氏藏・源六・幸右衛門・嘉吉・猪藏・定八・善助・卯助・庄藏・周平・忠次郎・代藏・吉藏・勝藏・專太・又右衛門・儀藏・喜兵衛

メ三十四人

十四日、今當來祭り、外平・榮藏左弁婚ス

十五日晚、庚申座助和夕飯二兵部遣候、皆・留主二付夜へ出てなし出米粉老

斗五合遣候、捕空も被呼候得共不快二付不參

十六日、赤牛かへ候、仙助へ右之牛遣候、捕守今進銀五拾匁遣候

十七日、杵築豊見舞ニ使僧左弁遣候、先例之通

十八日朝、先例之通本村今組頭庄藏停入來、紫竹觀音祭り致候、酒壹樽初尾

麦老牛三升持・參

酉歲反別観

一大麦三升・本寺

一同式升・和助

一同式升八合

茂三郎

一間芭升五合・与七

一同式升

弥作

一同式升三合

右八來ル廿日・廿一日兩日之内藏納候様申来候

庄屋本今和助相納候

廿八日堅來多右衛門方法事二行

七月紙

三日、岩戸寺村中草取二履候、三右衛門ハ善哉なきのふけつり候二付不參

之由申来候、元七軒煎二而不參、弥三郎病人有之二付不參

八日、岩戸寺入來、麿粉式袋持參

十日朝、成仏われ尾伝吉入來、金輪か檜無縫祭

十二日、山内百姓道切、当寺毫ざらへ

十三日、掃除施餽鬼糊拂り致候

十四日、堅米口中寺參り十七人

十八日、當來斐二使僧兵部遣候、職立福蔵

十九日今成仏寺日用二付行、廿二日帰ル

廿三日、葉萬候

廿三日夜、成仏村今飛脚平井一郎左衛門殿タケシ來書  
來ル廿九日、泰義院様御三回忌御法事於泰德寺御執行被為差候ニ付、先例も有

之候間、納経相願候ハ、可被仰付之旨申來り候、尚返書右飛脚ニ為持帶ス、明日中成仏村今飛脚杵案ヘ相届候様申遣候  
此度も先例之通納經仕度直出候、廿八日出府可仕當返答致置候

廿八日、城下へ出府等社一郎左衛門殿へ届致

廿九日於泰德寺納経懲候御布施金武百疋被下候

八月分

一 胡日、節句札山内老人づ、見る、大雨

一 三日、広畑釋しのふ六人内斗三石六斗八升

式四五款

同日、庄屋本タケシ來書、此度壇割付有之候、文殊山内へ六俵割付取夫遣候様二申  
米り候、則取夫山内タケシ出候助、藤次郎  
六日、七口四日、幾歳、重兵衛属、二づ板候

七月、榮藏米浦浜へ買物ニ遣候  
十二日、土蔵井替致候、やねや五人手子五人、七ツ仕舞

十六日、庚申座跡作持上申上致候、拙寺夕飯二行、塵二升平出候

十七日、彼岸中日參り鑿來分四人  
十九日、大洪水、田大分水押ニ成候

廿二日、西子寺御入來  
廿四日、雨天、晚勤行例之通

廿五日、青天、參詣少し、散錢五拾匁、場錢八匁、酒屋五匁、同日成仏今客  
入來

廿六日、一茶同道二面千代平方タケシへ行

廿七日、中村山之上為七瀬相果取置二行

廿八日、大庄屋本へ參る、岩戸寺二立寄席

九月紙

一 胡日、奇天、參詣少し、散錢三拾匁

同日田深村文平と申もの当山仁王門二面魚肉完り申候所、寺世話人成仏宅右衛  
門・赤根貞之進見届候ニ付差留候得共、段、法外之儀其申候由承り候、右二付

田深村庄屋又右衛門殿へ右之段以飛脚申遣候、向後当山へ田深村之商人不參候  
様二申遣候

一二日、飛脚福藏田深村庄屋本へ遣候、返書來ル

向後右軒之不持もの商人登山不致候様二申来り候

同日、寺山伴七方へ官幣一周忌ニ付行

一 三日、江戸タケシ智乗房下着、当寺借り候

一 四日、岩戸寺入來、此間兩子守へ仁王之銘写差出候所、岩戸寺号名乘候儀八  
満山當寺江八差候様旦家組合八御勝手次第之由申來り候由岩戸寺書状持參

二付被見候

一 十一日、成仏寺頭勝藏殿、佐右衛門殿、只右衛門殿入來、智乘房儀成仏寺  
役斷申候所、又、拙寺へ納皮願申候

一 <sup>ヘ</sup>看主相頼度由申來り候、右此間免右衛門殿入來之節不持之儀被申候ニ付寺  
役斷申候所

一 十三日、成仏寺只右衛門入來、右此度智乘房贈國ニ付成仏寺看主頼度由願出  
候、看主致候、等極重候

同日、東畠山同章淨満寺タケシ來到來、用印形相請成仏寺二遣候

一 十四日、智乘房道同致成仏寺へ行、看住之管申候置候、万事引渡相済申候、  
留主居定居候所、殊之外不持之儀共聞、有之候ニ付吟味仕候ハ其恩皆々  
江野乞も不致帰り申候

一 十四日、広畑小麦種候、四人

廿五日、なきのふそば取候

廿六日、御城御祈持上使僧兵部御札相納候、月番大原文誠殿  
燈明料請取手形差出候、則差紙御謹被成候、使僧持帰り候

一 本當才やね葺替之儀願出候、則届書相認差上候  
廿七日、使僧逗留、廿八日寺致候

十月紙

十月朔日、江戸表妙泉房分書状米ル、右智乘房罷下り候所、江戸表大不付二  
付養善院ヲ欠落致候旨申来り候

同二日、下成仏作左衛門親靈性死去ニ付、成仏寺無住故拂寺取盤二行

同五日、下水蒲田しのふ六人内共、糊三石六斗八升

同六日、一ノ木戸馬場の田しのふ五人武石武斗八升

九日晚、成仏寺へ行、智乘房先達而看王之著ニ致置候得共、今月三日晚寺を

出申候間先当分留主番として真教院遣置候苦ニ申極置候

十三日、使僧兵部入主屋本ニ遣候、作り初尾式付為持候、文殊燈明科五石

之御送紙老院

大屋本へ差出申候、山内烟方不作之營申遣置候

十四日、以飛脚御代官所御都所へ山内烟方至而不作仕候間少し之御散米被仰

付候様御忍召之書状相認御代官所へ差上申候

廿五日夕於成仏寺仁聞講出勤致

廿六日、満淨寺・大門坊・昌戸寺・同達致、当寺三面先達而各大門坊跡之儀

彼は評議致候

廿八日、後藤伴右衛門殿今來寄、右ハ先達而文殊分煙方不作ニ付御當申上候

所、此節米苞石被仰付候旨申来り候

同日、例之通米ル正月鬼会執行仕候間御祈折料米例之通富來或ニ御差出被下

候様七ヶ村へ申遣候

右御救米割方米苞斗五升文殊様御初尾合八斗五升文殊分煙高割賦ニ致候様庄

屋本へ申遣候  
屋本へ申遣候

十一月分

朔日、本當助行例之通

一 二日、寺社大原文藏殿分來書  
右ハ来ル八日賣屋様御一固忌於泰徳寺ニ御法事御執行被成候、右二付納経獻  
物相認候ハ、御免可被成旨申来り候、早ニ申越候申来り候

三四日、使僧差出候、右ハ御納経獻物仕致願出候、先例之通奉納被仰付候、四

日使僧帰寺

六日明方、中田分飛脚寺社大原文藏殿分來書、右ハ此節御納経之儀先例之通

被仰付候、來ル七日夕迄能出候旨申来り候

七日、殿様御法事ニ付出席放候、伴僧左弁人足弥作屋栗藏遣候

八日、御納経獻寺ニ而相濟候、直ニ帰寺致候、同晚分當山祭

九日朝、梅現・橘荷・山神祝詞致

同日、大恩等教右衛門鋪死去ニ付取置二行

十一日、兵部大武入行致候

十五日夕方、寺山祭り二行

十六日、飛脚來、文殊堂替見分ヘ杵築分木元伝兵衛殿入來之趣申来り候、

利左衛門殿・達誠殿入來相得候得共、城下出火ニ付御延引

酉ノ御物成観

米六斗八升五合九夕

本寺 福寿院

同八升武合六夕  
ノ老石武斗五升老合三夕

同四斗四升九夕

和助 福盛

同武斗六升八合憲夕

同武斗七升九合八夕 弥作

同三斗五升四合四夕 茂三郎

同老斗七升六合九夕 与七

悲ノ武石七斗七升老合四夕

御教米割賦観

米老石 上合被下

内老斗五升 御初尾除ヶ

八斗五升 割符

- 右之通御敷米烟高割符御書付いたし差上申候、以上  
西十月十六日
- 文殊仙寺様
- 御教米進物人用升二八匁づ、
- 廿日、堅来久藏母死去ニ付取置二行
- 廿一日堅来日中請參十五人
- 廿二日、堅来太助死去ニ付取置二行
- 同日、赤根 岩戸寺・大恩寺且中請參り
- 廿三日、三夜應勤ル
- 廿五日、門木取薪取山内百姓想出 朝なめし  
昼夜もち 晚ぞう〔一〕
- 廿五日、来浦藏無尽長野林藏と拙寺仕舞座取候ニ付、会座浜会所ニ面仕候、  
当寺今左弁遣候、常太郎雇遣候
- 入用惣江四拾五匁卷分八匁
- 内壇人前式拾式匁五分九匁づ、
- 廿六日、杵築御普請方木元伝兵衛殿やねや定吉□御入來、本堂茅やね葺替見  
分被成候御泊り、廿七日直ニ御帰り
- 極月紙
- 朔日、雨天ニ付木取延引
- 三日、鬼会松明木取薪取百姓想出
- 四日、庄屋本寺御用銀割符書付來ル
- 米式斗式升八合 本寺 一 竜斗六升五合式夕 向之坊
- 同式升七合老夕 福寿院 一 竜斗四合七夕 和助
- 同竜斗壹升八合六夕 茂三郎 一 同五升四合八夕 福藏
- 同五升九合四夕 与七 一 同九升式合式夕 弥作
- 米式斗式升八合 本寺 一 竜斗六升五合式夕 向之坊
- 同式升七合老夕 福寿院 一 竜斗四合七夕 和助
- 同竜斗壹升八合六夕 茂三郎 一 同五升四合八夕 福藏
- 同五升九合四夕 与七 一 同九升式合式夕 弥作
- 向之坊
- 同四合式厘 福寿院 一 竜斗八分三厘 茂三郎
- 同老匁三分八厘 福藏 一 同九分式厘 与七
- 同老匁四分式厘 福藏 一 同式合三分式厘 和助
- 同老匁三分式厘 福藏 一 同式合三分式厘 和助
- 右当四年御上々御用銀被仰付割符書付差上申候、十五日銀相納候様小門江御申聞  
被成可被下候
- メ拾四匁三分式厘
- 西十二月四日
- 文殊仙寺様
- 五日、白酒作り候、範巻斗、米壹斗六升
- 五日、杵築江寒見舞二道候使僧左弁、寺社式軒蕎麥粉式袋づ、都所山芋□  
束づ、御代官所江紙袋束、天神坊へ山芋、郡所御代官所へハ先達而御教米  
被下候礼人足仲右衛門
- 六日、拙寺内用二付米浦へ行、大庄屋本へ粉或袋遣候、長の柴右衛門方へ一  
宿
- 八日、札拾致、年始札三百、杉原札四丁、鬼会札五十、杉原十式枚、大黒天  
札十四枚、同 御影十四枚、蘇民札百四十枚、卷數三十
- 十一日、成仏伴葬只右衛門方御見舞来ル、食熊酒米
- 十三日、班耕ひ候、榮藏浦手二米光二造候、ふし木屋重藏方へ米四石式斗充  
候、代駄札四百廿六匁四分受取、百拾匁かへ
- 十七日、杵築今飛脚来ル、当冬來浦藏無尽取前之所大庄屋本至而通追ニ付御  
借り被成度被仰遣候ニ付、來ル皮皮三月限リ御借申入候則借札來ル
- 同日、田深谷御簾帳配ニ遣候外半
- 十八日、米摺へ仕舞候 白米壹石壹斗
- 同晚便申持座茂三郎所外平出、拙寺被招候
- 十九日、高田賈物ニ遣、外平榮藏日帰り

廿一日曉、白屋半藏夫常石衛門一宿、素綱代式百九匁八分九厘相渡  
廿三日、煤取山内老人づ、出仕三度通 朝ぞう水

量ぼう長

晩かゆ

同晚三夜座和助所采藏出候

廿四日、来浦新三郎殿人正等・岩戸寺・大門坊へ歳暮二遣候、成仏へ増平遣  
候

廿五日、文殊講中へ參敷配二遣候、大恩寺庄や本へ捨本、富来庄や本へ捨三  
本、同日大恩寺伝助殿分銀札三拾匁受取

廿六日、米かし候、餅米壹斗四升、栗な

廿八日、餅糰舛平里三遣候

廿九日、掃除

晦日、松飾り山内百姓惣出、白酒出

同日、赤根求馬廄見る、曾右衛門方算用二遣候、銀札百五拾匁払置候

(一丁白紙)

返書有石覺

一米武俵

一初拾六俵

一小麦一俵

一稗四俵

一味噌七丁半

一蕷麥三斗

一人豆蔻石武斗

### III 水利関係資料

以下に収載した表は、昭和四一年度に実施された水利調査にもとづき、地元から提出された各井堰の調査票をまとめたものである。

調査票は昭和四二年二月の日付をもち、宛先は大分県知事となっている。調査票は、河川ごとにまとめられ、各河川に設けられた井堰の代表者が井堰名・受益面積・関係農戸数・灌漑期間などを記入したものである。そのため、井堰名は「井堰」や「頭首工」、「用水」、受益面積も「反ト引ト放」あるいは「ha」と記述内容も統一された規準がない。また、井堰の記載順序は基本的に上流から下流へと並んで記載される場合もみられる。しかし、今回は各調査票の記載内容や文字使い、記載順序は補正・訂正せず、そのまま掲載した。また、備考欄に記入した取水方法などについても、同様に調査票に記入された百葉表を基本とした。ただし、受益面積など、調査票の内容に関しては、調査にあたって改めて測量あるいは確認されたかどうかは評らかではなく、その意味で客観的な数值であるかは明確でない。

つまり、この調査票の内容は、あくまで地元の方々特に調査票の記入者との認識に基づく所が少なくないのである。例を挙げれば、築造年代では富川用川水系の「蓄貯用水」が明治二二年五月六日と日付まで記している。水利調査票には、こうした築造年代について日付まで記したもののが散見される。これが実際の築造年代であるのか、改修年代であるのかは決して明確でない。ただ、少なくともこの時に何らかの形で井堰に手を入れたことは認められる。そのことが記録に残され、水利調査票作成時は築造年代として記入されたことが窺える。あるいは、来浦川水系の井堰の多くは築造年代を元禄年間としているが、これは同川上流域の山口池が元禄六年（一六九三）に築造されたことと無縁ではないだろう。おそらく、実際の築造年代は不詳であったが、山口池築造という地域の歴史をもつて、調査票に記入したことが窺える。その意味で、築造年代に関しては記述内容が直ちに史実を伝えるものでないといえよう。

ところで、水利調査票をみると、井堰名という基本的な事柄で留意される点もある。端的な例を小れば、横手川水系には「築造井堰」の名称をもつ井堰が複数みられる。これらは井堰が所在する小字名を付したものであり、今回の調査において当該地域で複数の話者に聞き取りを行ったが、なかには名前はないという井堰もあった。これは、水利調査時から四〇年以上経過したため、井堰名が忘れられたのか、元来名称がないのか現段階では明らかにできない。あるいは、同じ横手川水系では昭和四二年の調査票に下在開頭首工とあるが、現在これは在間イゼとよばれており、水利調査票と現段階では井堰名が異なる場合もある。これも複数の話者から聞き取りしたが、現在では右のような呼称で統一されている。ちなみに、本書のIに収載した「成仏村明細記」をみると、一七の井堰が記されているが、その中には「市只井手」や「田仲井手」、「床波井手」など、調査票で確認できないものも多い。

このようにみると、井堰の名称は決して固定したものではないことが改めてわかる。時代によって、さらにいえば人によって名称が異なることも想定される。確かに、文政九（一八二六）年の「成仏村明細記」と現在とでは、井堰の統合などもあり、井堰の数・名称が異なることは、ある意味当然のかもしれないが、昭和四二年から現在までの間でも同様のことが起こっているのである。

それでも、昭和四二年の水利調査票は当時の井堰の数、井堰の構造、どのような作物をつくっていたのか、どのように取水していたのかなど、ある意味地元の「生の声」が反映されており、重要な資料といえる。例えば、井堰の構造をみると、各河川とも下流域ではコンクリート造がほとんどであるが、中上流域にいくと、土袋や粘土などで築いたもの、「かりせき」のように石で川を堰き止めただけのものも少なくない。ここに、昭和四二年段階には多様な構造の井堰があつたことがわかる。それに、各河川の上流域では過疎などによって放棄された水田が多い。当然、これに伴って失われた井堰もまた多いのが現状である。その点でも、水利調査票は貴重な流域の「歴史情報」を提供する記録である。今回、こうした水利調査票をデータ化したことは、四〇年ほど前の調査記録が既に歴史資料となっていることに掲げる。

ちなみに、昭和四二年に作成された水利調査票は、国東地域のすべての河川について伝存せず、瀬江川・高良川の井渠については、調査票をまとめた井渠覽表で名称のみしか確認できなかった。ただし、この水利調査をもとに、現地調査などを行い、統一された蓄式でまとめられたものが昭和四五年の水利台帳である。水利調査票がない井渠は水利台帳で補つた。しかし、台帳では作物や取水方法などは記されておらず、台帳をもとにした井渠ではやむをえず空欄の箇所ができたことをあらかじめお断りしておきたい。

なお、本報告書とともに刊行する『豊後國国東郷の調査 本編』には、付図として国東郷の灌漑体系図があるが、ここでは圃場整備以前の灌漑体系を同化することを基本とし、井渠名も一連の調査で聞き取ったものを採用した。

河川	番号	施設名	取水口	流域 面積	蓄貯 量	簡便 戸数	第一次開 始年	作物	構造など	備考
老 舗 川	1	古吉母井堰	左岸	岩戸寺	7ha	1	-	①水桶	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は自然流入。
	2	倉ヶヶ井堰	右岸	岩戸寺	8ha	1	明治初年頃	①水桶	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげる。 ・川幅3m、井戸幅2.5m。
	3	柳原井堰	右岸	岩戸寺	25ha	3	-	水桶・堀	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は自然流入。各自で貯蔵。
	4	ケンノ木井堰	左岸	岩戸寺	27ha	2	不明	①水桶 ②堀	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土手で30cmをせきあげる。
	5	向井堰	右岸	岩戸寺	13ha	2	-	水桶・堀	石・コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・石をすべて自分で貯水する。
	6	山森井堰	右岸	岩戸寺	10ha	1	-	水桶・堀	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・石をすべて自分で貯水する。
	7	川藤井堰	右岸	岩戸寺	30ha	2	-	①水桶 ②堀	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は20cmの高さにせきあげる。 ・泥水時は防治池を利用する。
	8	三世仁井堰	右岸	岩戸寺	0.15ha	13	-	①水桶 ②堀	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は20cmの高さにせきあげ、船巻に簡便者で運搬する。
	9	小林井堰	右岸	岩戸寺	22ha	3	-	水桶・堀	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は自然流入。各自で貯蔵。
	10	他の下井堰	右岸	岩戸寺	9ha	1	-	水桶・堀	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・石をすべて自分で貯水する。
	11	妙力井堰	右岸	岩戸寺	140ha	10	-	①水桶 ②堀	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は自然流入。各自で貯蔵。
	12	ダイイ井堰	右岸	岩戸寺	100ha	8	元禄時代	①水桶 ②堀	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水はせきあげない。水守が管理。 ・泥水時は山口池を利用する。
	13	鶴元井堰	右岸	岩戸寺	85ha	-	元禄時代	①水桶	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は40cmをせきあげてを行い、本守が灌漑池、川幅6m、井戸幅1.5m。
	14	大井手頭首工	左岸	岩戸寺	70ha	9	-	①水桶・七島面 ②堀	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は25cmをせきあげて行い、本守が灌漑。 ・泥水時は山口池を利用する。
	15	吉戸頭首工	左岸	岩戸寺	128.3ha	12	元禄2年	①水桶・七島面	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、開墾者の内1名が運搬に管理する。 ・泥水時は山口池を利用する。
	16	道元井堰	右岸	岩戸寺	1ha	5	元禄時代	①水桶 ②堀	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。
	17	中野頭首工	左岸	岩戸寺	54.2ha	7	元禄時代	①水桶 ②堀・蒸籠・タバコ ③バコ	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。 ・町附頭首工頭までは水害時の水没番をおいた。
	18	中領井堰	左岸	岩戸寺	147ha	-	-	①水桶 ②堀	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は40cmをせきあげてを行い、本守が灌漑。 ・泥水時は山口池を利用する。
	19	坂原頭首工	右岸	岩戸寺	47ha	-	元禄時代	①水桶 ②堀	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は40cmをせきあげて行い、本守が灌漑。 ・水守は頭首者が頼寄者である。
	20	山口頭首工	右岸	岩戸寺	800ha	8	-	①水桶	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月上旬。 ・河川以外の蓄積池を用いる。 ・用田22ha、頭首工幅2.5m。
	21	尾原井堰	左岸	岩戸寺	57ha	6	元禄時代	①水桶・タバコ ②堀	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmをせきあげて行い、水守が灌漑。 ・泥水時は山口池を利用する。
	22	フル頭首工	左岸	岩戸寺	26ha	-	元禄時代	①水桶 ②堀	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は25cmをせきあげて行い、水守が灌漑。 ・泥水時は山口池を利用する。
	23	細敷田頭首工	右岸	岩戸寺	2.6ha	14	-	水桶・堀	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は150cmをせきあげて行い、水守が灌漑。 ・泥水時は山口池を利用する。
	24	木戸頭首工	左岸	米浦	4.4ha	32	元禄時代	水桶・堀	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は自然放入したが、幹線水路途中で調節し、水守が灌漑。澗水時は山口池を利用。
	25	牧野頭首工	右岸	木戸寺	360ha	9	-	①水桶 ②堀・タバコ	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は自然放入したが、幹線水路途中で調節し、水守が灌漑。澗水時は山口池を利用。
	26	義治福岡頭首工	左岸	米浦	6.37ha	-	元禄時代	①水桶 ②堀	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は40cmをせきあげて行い、水守が灌漑。 ・泥水時は山口池を利用する。
	27	松ノ木頭首工	左岸	米浦	850ha	42	元禄時代	水桶・堀	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は自然放入したが、幹線水路途中で調節し、水守が灌漑。
	28	寺田頭首工	右岸	米浦	2.5ha	20	元禄時代	①水桶・七島面	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は自然放入したが、幹線水路途中で調節し、水守が灌漑。
	29	下長頭首工	左岸	米浦	358ha	6	-	①水桶・七島面 ②堀	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は12mの高さにせきあげ、本守が灌漑。

河川	港名	施設名	取水口	港面積	港敷地面積	開港戸数	取水開始年代	作物	構造など	備考
東浦川	30	移田頭首工	左岸	米浦	495ha	34	元禄時代	①水船・七島園 ②麦	コンクリート	・造設期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は5m×45mの板でせきあげ、水守が運営。
	31	田ノ口頭首工	右岸	浜	25ha	-	元禄時代	①水船 ②麦	コンクリート	・造設期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は45cmの高さにせきあげ、水守が運営、湯水時は山川に放流。
	32	仲後頭首工	左岸	米浦	49ha	-	-	①水船・七島園 ②麦	コンクリート	・造設期間は6月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、水守が運営。
	33	青成井頭	左岸	米浦	253ha	16	-	①水船	コンクリート	・造設期間は6月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、水守が運営。
	34	アミダ頭首工	右岸	浜	240ha	-	元禄時代	①水船・七島園 ②麦・タバコ	コンクリート	・造設期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、水守が運営。
	35	柳頭首工	右岸	浜	6.13ha	-	元禄時代	①水船・七島園 ②麦	コンクリート	・造設期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は5mの高さにせきあげ、水守が運営。
	36	乙七島井田頭	左岸	浜	0.57ha	-	-	水船・七島園	掘水ポンプ	・昭和32年(1957)は井戸掘りがあったが、現在はボンブ。
	37	乙井頭	左岸	米浦	280ha	23	-	①水船・七島園 ②麦	コンクリート	・造設期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は80cmの高さにせきあげ、水守が管理。
	38	藤の口頭首工	左岸	浜	17ha	88	明治初期	①水船・七島園	コンクリート	・造設期間は5月中旬～9月下旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげ、水守が管理、幅22m、高さ1.5m。
	39	吉田頭首工	右岸	浜	2.9ha	-	元禄時代	①水船・七島園 ②麦	コンクリート	・造設期間は5月下旬～9月上旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげ、水守が管理、幅21m、高さ1.5m。
横堀川	40	浜田頭首工	左岸	浜	3.88ha	35	元禄時代	①水船・七島園 ②麦	コンクリート	・造設期間は5月下旬～9月上旬。 ・取水は自流水入管があり、水路途中の水門で調整、水守が運営する。
	41	古新田頭首工	左岸	浜	270ha	30	-	①水船・七島園 ②麦	コンクリート	・造設期間は5月下旬～9月上旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげ、水守が運営。
	42	新々田頭首工	左岸	浜	10.3ha	-	元禄時代	①水船・七島園	コンクリート	・造設期間は5月下旬～9月上旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、水守が運営。
	1	貴船船第1頭首工	左岸	東堅来	12ha	31	明治初期 (船渠造時)	①水船 ②麦・タバコ	コンクリート	・造設期間は5月中旬～10月上旬。 ・取水は、中間幅1m、高50cmを板でせきあげ、代2号が運営、宇ほさ・舟中堤防の間を遮断。
	2	貴船船第2頭首工	右岸	東堅来	11ha	31	明治初期 (船渠造時)	①水船 ②麦・タバコ	コンクリート	・造設期間は5月中旬～10月上旬。 ・取水は、中間幅1m、高1mを板でせきあげ、代2号が運営。
	3	貴船船第3頭首工	右岸	東堅来	13ha	31	明治初期 (船渠造時)	①水船 ②麦・タバコ	コンクリート	・造設期間は5月中旬～10月上旬。 ・取水は、中間幅1m、高50cmを板でせきあげ、代2号が運営、舟中堤防を遮断。
	4	貴船船第4頭首工	左岸	東堅来	15ha	31	明治初期 (船渠造時)	①水船 ②麦・みかん	コンクリート	・造設期間は5月中旬～10月上旬。 ・取水は、中間幅1m、高1mを板でせきあげ、代2号が運営、舟中堤防を遮断。
	5	貴船船第5頭首工	右岸	東堅来	10ha	31	明治初期 (船渠造時)	①水船 ②麦・みかん	コンクリート	・造設期間は5月中旬～10月上旬。 ・取水は、中間幅1m、高1mを板でせきあげ、代2号が運営、花の木・院堤防を遮断。
	6	貴船船第6頭首工	右岸	東堅来	11ha	31	明治初期 (船渠造時)	①水船 ②麦	コンクリート	・造設期間は5月中旬～10月上旬。 ・取水は、中間幅1m、高1mを板でせきあげ、代2号が運営、舟心筋・院堤防を遮断。
	7	貴船船第7頭首工	右岸	東堅来	15ha	31	明治初期 (船渠造時)	①水船 ②麦	コンクリート	・造設期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は、中間幅1m、高50cmを石土でせきあげ、代2号が運営、貴船沙原・院堤防を遮断。
	8	半ヶ井頭	右岸	東堅来	4.5ha	13	明治10年頃	①水船・七島園	コンクリート	・造設期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、同施設者が二代で運営する。
	9	庄内井頭	左岸	東堅来	0.87ha	7	明治初年頃	-	石築	・造設期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は45cmの高さにせきあげ、同施設者が二代で運営する。
	10	大西井頭	右岸	東堅来	8反	6	明治10年頃	-	コンクリート	・造設期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、同施設者が三代で運営する。
利根川	11	川久保井頭	右岸	東堅来	5反	1	明治10年頃	-	コンクリート	・造設期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は2mの高さにせきあげる。
	12	第1正友用水	右岸	東堅来	40ha	1	明治10年5月1日	①水船・七島園 ②麦・茶園	コンクリート	・造設期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は2mの高さにせきあげる。
	13	周田井頭	左岸	東堅来	1町	8	明治10年頃	-	コンクリート	・造設期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は45cmの高さにせきあげ、同施設者が二代で運営する。
	14	砂子井手	左岸	東堅来	1町	8	明治8年4月	①水船・七島園	コンクリート	・造設期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は1mまでせきあげ、利用者はその都度施設者全員で協議する。

河川	番号	施設名	取水口	運営 業者	灌漑 面積	開発 戸数	取水開始 年代	作物	構造など	備考
墨 田 川	15	上井手用水	左岸	東堅永	95万畝	8	明治10年5月 5日	①水船・七島園 笠置・末置	コンクリート	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあがる。水守が運営。 ・受水は高さ1mほどせきとめて行う。因縁 者が作付で運営する。
	16	六戸導渠	左岸	東堅永	8ha	10	明治10年頃	①水船・七島園	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあがる。「合組」頃貸 で運営する。
	17	宮ノ下井堰	左岸	東堅永	2町	-	明治元年頃	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあがる。 ・昭和10年頃は土木工事をしたが、最近墨田と なり、再び土を生産。
	18	さまかいぜ雨水	左岸	東堅永	3ha	20	明治以前	①水船 笠置・末置	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあがり、代表者が運 営する。受水は高さ約20cm。
	19	清水井堰	左岸	東堅永	4ha	43	明治20年頃	①水船・七島園 笠置・末置	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあがり、水守2名が 監視管理。受水は高さ約20cm。 ・大正10年頃は30ha、芳町であったが、後の 湖沼造成で現在の面積になった。
	20	福田用水	右岸	東堅永	3ha	25	明治始年頃	②水船・七島園 笠置	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあがり、代表者が運 営する。受水は高さ約20cm。
	21	紫木用水	左岸	京堅永	約1.8町	16	明治5年5月	①水船・七島園 笠置・末置	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は60cmの高さにせきあがり、本守が運 営。受水は高さ約20cm。
	22	浜田用水	左岸	東堅永	3町3反	-	明治初年頃	①水船・七島園 笠置など	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～10月中旬。 ・取水はせきあがりで行い、貯水池2名と水守 が監視。運営人は遠くから運ぶ。
	23	堤屋第2防護水池	左岸	東堅永	600m <sup>2</sup>	25	明治3年1月	-	-	・防火水槽、雨潤野水池600t。
	1	文殊1号井堰	左岸	大恩寺	7畝	-	明治20年頃	-	石・コンクリー ト	・灌漑期間は4月下旬～10月上旬。 ・取水は自然流人。 ・文2461, 2464-1, 2470番地を溉流。
富 士 川	2	文殊3号井堰	右岸	大恩寺	4畝	-	明治20年頃	-	石・土	・灌漑期間は4月下旬～10月上旬。 ・取水は自然流人。
	3	清水井堰	左岸	大恩寺	5反	5	明治10年	-	石造	・灌漑期間は4月上旬～10月。 ・取水はせきあがりで行い、水守が運営する。
	4	磐岩上井堰	左岸	大恩寺	4畝	1	明治40年	①水船	石造	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水はせきあがりする。
	5	磐岩舟堰	左岸	大恩寺	10ha	-	明治10年	-	石・土	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は自然流人。 ・文2474番地を溉流する。
	6	文殊4号井堰	右岸	大恩寺	8畝	1	明治20年頃	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は高さ30cmのコンクリートでせきあげる。
	7	文殊2号井堰	左岸	大恩寺	1反	-	明治20年頃	-	石造	・灌漑期間は4月上旬～10月上旬。 ・取水は自然流人。 ・文2475番地を溉流する。
	8	水田井手	左岸	大恩寺	10a	-	明治10年	①水船 笠置	石積・コンク リート壁	・灌漑期間は5月上旬～11月上旬。 ・取水は1mの高さにせきあがる。
	9	水田排水用水	右岸	大恩寺	18ha	-	昭和34年6月	-	ポンプ	・水田10ha、昭和34年。 ・取水は4月～11月、日平均18000t。
	10	植松井堰	左岸	大恩寺	4反	-	明治10年頃	①水船 笠置	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月。 ・取水は高さ30cmのコンクリートでせきあげる。
	11	池の下井堰1号	右岸	大恩寺	2反	-	明治10年頃	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水はせきあがりで行い、水守が運営。
	12	池の下井堰2号	右岸	大恩寺	2反	-	明治10年頃	-	石・粘土	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水はせきあがりで行い、水守が運営。
	13	清水井手	右岸	大恩寺	1ha	1	明治以前	-	石造	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水はせきあがりで行い、水守が運営。
	14	大久保井堰	左岸	大恩寺	8ha	7	明治20年頃	①水船	石造	・灌漑期間は5月上旬～10月。 ・取水は自然流人。
	15	上日向井手	左岸	大恩寺	1段6畝	2	明治10年頃 小字	①水船 笠置	石造	・灌漑期間は5月上旬～10月。 ・取水は自然流人。
	16	内向井手	左岸	大恩寺	3反	3	明治10年	①水船 笠置	石造り	・灌漑期間は5月上旬～10月。 ・取水はせきあがりで行い、水守が運営。
	17	用作井堰	左岸	大恩寺	1町4反	6	明治10年頃	①水船	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月。 ・取水は1mの高さにせきあがる。
	18	碕堤井堰手	左岸	大恩寺	1段5畝	1	明治10年	①水船 笠置	石造	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水はせきあがりで行い、水守が運営。
	19	西ノ井田井堰	左岸	大恩寺	5反	4	明治初期	①水船	石造	・灌漑期間は5月上旬～10月。 ・取水は1mの高さにせきあがる。
	20	対ノ井本井堰	右岸	大恩寺	3段5畝	4	明治10年頃	①水船	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は約1mの高さにせきあがる。
	21	元城井手牛井	右岸	大恩寺	1段5畝	2	明治23年4 月頃	①水船・妻	石積み	・灌漑期間は5月上旬～10月。 ・取水は1mの高さにせきあがる。
	22	大越岩三重井堰	左岸	大恩寺	4反	3	明治10年	-	石造	・灌漑期間は5月上旬～10月。 ・取水はせきあがりで行う。
	23	奥田井堰	右岸	大恩寺	2反	2	明治初期	①水船	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は約1mの高さにせきあがる。
	24	大平豊井堰	左岸	大恩寺	4段5畝	2	明治元年頃	①水船	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月。 ・取水は約1mの高さにせきあがる。
	25	山永揚水	左岸	大恩寺	3.5ha	-	昭和32年3月	-	ポンプ	・灌漑期間は3月上旬～12月下旬。 ・灌漑用消火栓水で、約100t利用。
	26	第2水田井堰	左岸	大恩寺	15a	1	明治10年	①水船 笠置	石積・コンク リート壁	・灌漑期間は4月上旬～11月上旬。 ・取水は10.5mの高さにせきあがる。

河川	番号	施設名	取水口	電源 供給	渠路 断続	閑水 貯蔵	雨水開始 年代	作物	構造など	諸 事
	27	高原揚水	右岸	大恩寺	1反		昭和38年	①木桶 ②麦	ポンプ	・取水は12月～10月。 ・用中にゴミを設置。個人所有。
	28	黄原井堰	右岸	大恩寺	1反4畝		明治25年頃	①木桶	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は土俵で30cmの高さにあげる。
	29	龜の口井手	左岸	大恩寺	2反2畝		明治15年頃	①木桶	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月。
	30	天神用水	右岸	大恩寺	1町		明治元年	①木桶 ②麦、菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は約50mの高さにせきあげ、代表者が運搬。
	31	寺作2号用水	左岸	大恩寺	7反		明治10年5月 10日	①木桶 ②麦、茶種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は水位1mの高さにせきあげる。
	32	石川用水	左岸	大恩寺	1ha		明治元年	①木桶 ②麦、タバコ	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は40cmの高さにせきあげる。
	33	宮ノ西用水	右岸	大恩寺	70a		明治元年	①木桶 ②麦、茶種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は120mの高さにせきあげる。
	34	寺の前井堰	右岸	大恩寺	1町		明治15年5月	①木桶	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、開発者が交代で運搬。
	35	山下井堰	右岸	大恩寺	5反		明治10年頃	①木桶	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は12mの高さにせきあげ、開発者が交代で運搬。
	36	宮の前井堰	左岸	大恩寺	1ha	5	明治15年	①木桶 ②麦、菜種	-	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・噴霧16年の渓水で決済。以後は上方の升幅からりん。
	37	三保原井手	右岸	大恩寺	5町3反	60	明治10年頃	①木桶 ②麦	石作り	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水はせきあげて行い、木桶が運搬。
	38	西ノ田井堰	左岸	大恩寺	9反	10	明治10年頃	①木桶	石造に上蓋	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、開発者が交代で運搬。
	39	新井手	右岸	大恩寺	5町		明治30年頃	①木桶 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、上方の升幅からりん。
	40	大井手井堰	右岸	大恩寺	1町3反	11	明治10年頃	①木桶	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水はせきあげて行い、池塘の水守が運搬。 ・木桶手は水守は治田、小田沼、三牧内池を利用する。
富 来 川	41	中井手用水	左岸	大恩寺	3反		明治20年頃	①木桶 ②麦、菜種	石造及びコンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が運搬。 ・木桶手は水守は治田。
	42	宮の裏用水	左岸	大恩寺	約1町		明治10年頃	①木桶 ②麦	石作り	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水はせきあげて行い、水守が運搬。
	43	向田井堰(下)	左岸	大恩寺	7反	8	明治10年頃	①木桶	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水はせきあげて行い、水守が運搬。
	44	田口掘水	右岸	大恩寺	5反	1	昭和30年	①木桶 ②麦	ポンプ	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・井手手頭は工事の渓水に入注。
	45	下り山附水	左岸	大恩寺	8反	9	明治10年頃	①木桶	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげる。
	46	ヒューガルポンプ	右岸	大恩寺	-	昭和20年8月	-	ポンプ	・渓水の7月～8月の利用。 ・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。	
	47	一番井手	左岸	大恩寺	4町4反	35	昭和10年5月 20日	①木桶、七島園 ②麦、茶種	コンクリート	・現くは1mの高さにせきあげ、水守が運搬。 ・渓工場6m、河川幅5m。
	48	二番井取水	左岸	大恩寺	8反	11	明治10年頃	①木桶、七島園	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげる。
	49	吉田用水	右岸	大恩寺	3ha	23	明治初年頃	①木桶、七島園	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、開発者が船で運搬する。
	50	宮手用水	左岸	大恩寺	3町	32	明治10年5月 4日	①木桶 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、当番が運搬。渠工は定期的に運搬。
	51	尖塔取水	左岸	大恩寺	2町3反	18	明治10年5月 20日	①木桶、七島園 ②麦、茶種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、木守が運搬。 ・前首工場6m、河川幅5m。
	52	塔の本用水	右岸	大恩寺	1町3反	16	明治15年5月 20日	①木桶、七島園 ②麦、茶種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が運搬。 ・渠工は定期的に運搬。
	53	下井手附水	左岸	大恩寺	3町2反 4畝	15	明治11年5月 18日	①木桶、七島園 ②麦、茶種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が運搬。 ・渠工は定期的に運搬。
	54	懸丸井手	左岸	大恩寺	5反	4	明治10年	①木桶 ②麦、茶種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土壁で50cmの高さにせきあげる。
	55	新井手	左岸	富楽	33ha	17	明治15年	①木桶、七島園 ②麦、茶種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・渓水は1mの高さにせきあげ、水守が運搬。渓水時は明治地、古池を利用する。安、茶種は渓水利用。
	56	明治池・占池の サイフォン	-	富楽	33ha	-	昭和26年	①木桶、七島園 ②麦、茶種	コンクリート管	・5月上旬～9月の渓水時に利用。 ・渓水池、水守の水守が井手、渓池より新井手、新井工場の野池水道に注入。
	57	野浦井堰	左岸	富楽	8町5反	41	明治元年頃	①木桶 ②麦、茶種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。
	58	寺塔新音工	左岸	富楽	63ha	50	明治初年頃	①木桶、七島園 ②麦、茶種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、代表者が運搬。
	59	池田上井堰	右岸	富楽	5ha6畝 28歩	10	明治初年頃	①木桶、七島園 ②麦、茶種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は上池で30cmの高さにせきあげ、水守が運搬。

河川	施号	施設名	取水口	灌漑面積	灌漑面積	開保戸数	取水開始年代	作物	構造など	備考	
										灌漑面積	灌漑面積
富士川	60	越田下井堰	右岸	富士	3.4ha	22	-	①木桶・七島面 ②麦・桑枝	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は土俵で30cmの高さにせきあげ、代表者若者共商議する。支・苦種は立石栽培。	
	61	御根用水	左岸	富士	11ha	20	明治21年5月6日	①木桶・七島面 ②麦・桑枝	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が通路する。高水時は富士区有の新池を利用する。	
	62	中村新井堰	右岸	富士	2ha	12	明治初年頃	①木桶・七島面 ②麦・桑枝	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は半径で30cmせきあげる。	
	63	中村頭百工	左岸	富士	1.8ha	8	明治初年頃	①木桶・七島面 ②麦・桑枝	コンクリート・石盤	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は土俵で30cmせきあげる。	
	64	富重用水	右岸	中山	4.7ha	-	明治初年頃	①木桶・七島面	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は約1mせきあげ、網で利用するが、高水時は水守で分けける。	
	65	貢木頭百工	左岸	神	12ha	80	明治初期	①木桶 ③麦・桑枝	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は土俵で30cmの高さにせきあげ、代表者若者共商議する。	
	66	まさいざ用水	左岸	神	17.5ha	150	明治以前	①木桶・七島面	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげ、支・苦種は立石栽培。	
	67	ま5手井手	右岸	富士	5ha	4	昭和初期	-	ポンプ	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬のみ利用。 ・取水は5mの高さにせきあげる。	
	68	成羽頭百工	右岸	寺山	約3ha	20	明治時代	①木桶・七島面 ②麦・桑枝	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。	
	69	奈留井手	右岸	富士	7ha	4	昭和初期	①木桶	ポンプ	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬のみ利用。 ・支・苦種は立石栽培。	
北江川	70	宮園排水	右岸	寺山	3ha	1	昭和21年5月	①七島面	排水桿	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。	
	71	田中用水	右岸	浜野	2ha	20	明治8年2月	①七島面・木桶 ②麦・桑枝	土砂	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が通路。 支・苦種は立石栽培。	
	72	六尺田井堰	左岸	富士	4ha	70	明治以前	①木桶・七島面 ②麦・桑枝	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水本管40cmの高さにせきあげ、代表者が面此。支種は立石栽培。	
	1	上井手	左岸	北江	2.5ha	17	江戸時代	①木桶・七島面 ②麦・桑枝	土石・コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。 支・苦種は立石栽培。	
	2	中井手	左岸	北江	1.5ha	11	江戸時代	①木桶	土石・コンクリート	・灌漑期間は4月上旬～10月中旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。	
	3	豊尾堰	右岸	北江	0.5ha	6	江戸時代	①木桶・七島面 ②麦・桑枝	石・コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。	
	4	長坪井堰	右岸	北江	1.2ha	13	江戸時代	①木桶・七島面 ②麦・桑枝	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。 支・苦種は立石栽培。	
	5	豊安井堰	左岸	北江	1.2ha	14	江戸時代	①木桶 ②麦・桑枝	土石・コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。 支・苦種は立石栽培。	
	6	松井手	右岸	北江	1.7ha	23	江戸時代	①木桶・七島面 ②麦・桑枝	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。 支・苦種は立石栽培。	
	7	福岡用水	右岸	北江	7ha	-	江戸時代	①木桶	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。 支・苦種は立石栽培。	
四子川	1	山田井堰1号	左岸	成仏	9頭11歩	-	江戸時代	-	土俵	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。	
	2	山田井堰2号	左岸	成仏	18頭4歩 8歩	-	江戸時代	①木桶	土俵	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。	
	3	下足井井堰	右岸	成仏	0.3ha	4	江戸時代	①木桶	土俵	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。	
	4	西子川井堰	左岸	成仏	1反5歩	-	明治20年頃	-	石張	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげるが、灌漑期間は約20cmまである。	
	5	中荒井井堰	左岸	成仏	0.08ha	1	江戸時代	①木桶	土俵	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mせきあげる。	
	6	平石堰	左岸	成仏	10a	-	明治8年頃	①木桶	自然流入	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・自然流入で灌漑は農人の自由で行う。	
	7	山田井堰3号	右岸	成仏	2頭	-	江戸時代	-	土俵	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。	
	8	宮ノ木本水路	右岸	成仏	7ha	-	明治13年頃	①木桶 ②麦・桑枝	石積・内側赤土	・灌漑期間は4月上旬～10月上旬。 ・高さ1.5mほど石積りでせきあがるが、灌漑期間は約20cmまである。	
	9	山田井堰4号	右岸	成仏	3ha	1	江戸時代	①木桶	土俵	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mせきあげる。	
	10	おこしん立井堰	左岸	成仏	0.2ha	5	江戸時代	①木桶	土俵	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげする。	
	11	東の井堰	右岸	成仏	2町4反 68.15歩	20	江戸時代	①木桶 ②麦・桑枝	コンクリート	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。	
	12	芋搾井堰	左岸	成仏	8反9歩	7	明治元年	①木桶 ②麦・桑枝	コンクリート	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。	
	13	F吉門用水	右岸	成仏	7反	5	明治10年頃	①木桶 ②麦	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は高さ30cmとせきあげる。	

河川	番号	施設名	取水口	灌漑面積	灌漑面積	開発戸数	取水開始年代	作物	構造など	備考
赤根川	14	上右門用水	右岸	成仮	3反	6	明治10年頃	①木船 ②笠・蓑稚	石・土造	・灌溉期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は高さ3mほどをさあげる。 ・笠・蓑稚は活用栽培。
	1	大泉永路	左岸	成仮	2反	1	明治初年頃	①木船	コンクリート	・灌溉期間は5月下旬～9月中旬。 ・田んぼにせきあがめる。
	2	上大森用水	左岸	成仮	7反	-	明治初年頃	-	コンクリート	・灌溉期間は5月下旬～9月下旬。 ・1mの高さにせきあがめる。
	3	下大森用水	左岸	成仮	1反	-	明治初年頃	-	土俵積	・灌溉期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあがめ、水守が運搬。
	4	赤根口下	左岸	成仮	1反5畝	2	明治初年頃	-	木造または竹とい	・灌溉期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は3mの高さにせきあがめる。
	5	大泉永ノ下	左岸	成仮	7反	1	明治時代	①木船	岸石	・灌溉期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は2mの高さにせきあがめる。
	6	赤根口下ノ下	左岸	成仮	2反5畝	2	明治初年頃	①木船・笠稚	コンクリート	・灌溉期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあがめる。
	7	上赤根口井堰	右岸	成仮	1反	1	明治初年頃	①木船 ②笠稚	土壌積	・灌溉期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は石を用いて水路に注ぐ。
	8	赤根口井堰	右岸	成仮	3反	3	江戸時代	①木船 ②笠・蓑稚	岸船	・灌溉期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあがめて行う。
	9	赤根川用水	左岸	成仮	3反	2	明治10年5月 10日	①木船 ②笠稚	土俵・そだ・石造	・灌溉期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあがめる。
	10	谷戸上部井堰	右岸	成仮	4反	5	江戸時代	①木船 ②笠・蓑稚	土壌積	・灌溉期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は土を用いてせきあがめる。
	11	谷戸用水	左岸	成仮	2反	5	昭和15年5月 10日	①木船 ②笠稚	セメント・石	・灌溉期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあがめる。
	12	爭堤第二用水	右岸	成仮	1反	2	明治初年頃	①木船 ②笠・蓑稚など	土・そだ	・灌溉期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は代表者が運搬する。
	13	笠ノ下上用水	左岸	成仮	1反	1	明治11年5月 20日	水船・笠など	石造	・灌溉期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は60cmの高さにせきあがめる。
田辺川	1	笠ノ下井堰	左岸	成仮	0.12ha	2	江戸時代	①木船 ②笠・蓑稚	コンクリート	・灌溉期間は5月上旬～9月下旬。
	2	僧井頭首工	右岸	成仮	5反	3	明治初年	-	コンクリート	・灌溉期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は土を用いてせきあがめる。
	3	坂口用水	右岸	成仮	1ha	10	昭和16年5月 14日	①木船 ②笠・蓑稚	土俵・そだ・石造	・灌溉期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は2mの高さにせきあがめる。
	4	月の小口用水	左岸	成仮	0.3ha	5	江戸時代	①木船 ②笠・蓑稚	コンクリート	・灌溉期間は4月上旬～9月下旬。
	5	久保田用水	右岸	成仮	80a	-	大正3年5月	①木船 ②笠・小舟・蓑稚	石造	・灌溉期間は5月上旬～10月下旬。 ・蓑稚・笠稚は高橋栽培。
	6	成仮寺井堰	左岸	成仮	50a	8	明治15年5月	①木船 ②笠・小舟	コンクリート	・灌溉期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあがめ、代表者が運搬。
	7	正の田用水	右岸	成仮	1町4反	1	明治初年	①木船 ②笠・小麦	土石積	・灌溉期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあがめ、代表者が運搬する。
	8	前畠用水	左岸	成仮	4反	4	明治30年頃	①木船 ②笠・蓑稚	コンクリート	・灌溉期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあがめ、代表者が運搬する。
	9	西田用水	左岸	成仮	2.5ha	16	明治以前	①木船・七島間	コンクリート	・灌溉期間は4月上旬～10月上旬。 ・取水は水守共河でせきあがめ、以降は水守交代制。
	10	東田用水	右岸	成仮	1町5反 50a	9	江戸時代	①木船 ②笠・蓑稚など	石造・コンクリート	・灌溉期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は2mの高さにせきあがめる。
	11	向川原井堰	西岸	成仮	4.2ha	30	明治初年	①木船 ②笠・蓑稚	コンクリート	・灌溉期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.8mの高さにせきあがめ、水守が運搬。 ・水守は2名で、毎年交代。
	12	中浦井堰	右岸	成仮	1町	-	明治6年2月	①木船・七島間	コンクリート	・築9年、七島間口。
	13	長日用水	右岸	成仮	5.67ha 14歩	7	明治初期	①木船 ②笠・蓑稚	土俵積	・灌溉期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあがめ。
	14	小野用水	右岸	成仮	2.3ha	17	明治初期	①木船 ②笠・蓑稚	コンクリート	・灌溉期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあがめる。 ・笠・蓑稚は高橋栽培。
	15	本キノ下井堰	右岸	成仮	1町1反	9	明治初期	①木船 ②笠・蓑稚	コンクリート	・灌溉期間は5月上旬～9月下旬。 ・笠・蓑稚は高橋栽培。
	16	竹ノ下井手	左岸	成仮	1町9反	16	-	①木船・七島間 ②笠・蓑稚	コンクリート	・灌溉期間は5月上旬～9月下旬。 ・笠・蓑稚は高橋栽培。
	17	九ノ坪用水	右岸	成仮	2.5ha	-	-	①木船	-	・灌溉期間は12月～1月。 ・昭和16年の洪水で災害、現在は竹ノ下井堰と統合して九ノ坪堰として使用。
	18	岸ノ下頭首工	右岸	成仮	1町5反 60a	-	明治初年頃	-	自然流入	・灌溉期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は30cmほどをせきあがめる。
	19	八乙井堰	左岸	見地	4町6反	30	明治初年頃	①木船・七島間 ②笠・小舟	コンクリート	・灌溉期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は30cmほどをせきあがめる。
	20	一の井手井堰	左岸	見地	13町	50	明治初年頃	①木船・七島間 ②笠・小舟	コンクリート	・灌溉期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は30cmほどをせきあがめる。
	21	中用水	右岸	見地	4町3反	40	明治5年頃	①木船 ②笠・蓑稚	石造・コンクリート	・灌溉期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は30cmほどをせきあがめる。代表者が運搬。 ・海水跡で中山道を利用。淡水は大田井港の水路に接す。

河川	番号	施設名	取水口	渠蓋 高さ mm	渠蓋 幅員 mm	閘門 戸数	取水開始 年代	作物	構造など	備考
	22	大田井堰	左岸	見地	600反 250	30	明治初年頃	①木桶・七島園 ②小麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は240cmほどでせきあげて行う。
	23	津井井堰	左岸	見地	800	35	明治初年頃	①木桶・七島園 ②小麦・大豆	石・コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mほどでせきあげる。
	24	御瀬井堰	右岸	見地	約200	15	-	①木桶・七島園 ②小麦・大豆	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さでせきあげる。
	25	馬崎井堰	右岸	見地	2.2ha	21	明治初年頃	①木桶 ②小麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は土質でせきあげる。
	26	門前用水	左岸	見地	1町1反 4段25歩	13	明治初年	①木桶・七島園 ②小麦・茶種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1mほどでせきあげ、水守が誰 だ。水守は農業組合。
	27	船山用水	右岸	見地	8ha	40	明治38年(1905) 4月	①木桶 ②小麦・茶種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1mほどでせきあげ、水守が誰 だ。水守は農業組合。
	28	佐久井堰	右岸	中田	4ha	-	明治以前	-	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は必要に応じ、又は一定の規制の下で 行う。
	29	向井手井堰	左岸	中田	3反50m	-	明治元年	①木桶	右造および土壌	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は85cmほどでせきあげ、代表者が 誰だ。
	30	新瀬井堰	右岸	中田	6町4反 60m	約50	明治以前	①木桶・七島園 ②小麦・茶種	砂防堤	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は高さ32mにせきあげ、代表者の轄 域により、井手が誰だ。 ・場合により、北の八ヶ森、南の又日番 であり、番水を時節ごとにひく。特別の場 合にこり、12時間制とする。
	31	中井堰	右岸	中田	7ha	40	明治以前	①木桶・七島園 ②小麦・茶種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、代表者が誰 だ。水守は農業組合。
	32	小坪井堰	左岸	中田	1町43歩	11	明治4年5月 21日	①木桶 ②小麦・茶種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、代表者が誰 だ。水守は農業組合。
	33	利田手井用水	左岸	中田	3町6反	-	明治13年(3月)	①木桶 ②小麦・茶種	コンクリート・土壌	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、代表者が誰 だ。水守は農業組合。
	34	鶴手井	左岸	中田	約5ha	20	不詳	①木桶・七島園 ②小麦・茶種	石・コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は各田の収量による押時刻で配水 する。半耕作は井戸手で取水。
	35	川成井堰	右岸	中田	37.5ha	22	明治以前	①木桶 ②小麦・茶種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は土俵で50cmにせきあげ、代表者が誰 だ。河床北下で大芝10畳、半耕作から右側と した。
	36	五太田井堰	右岸	智程	6町2反	35	明治以前	①木桶・七島園 ③麦・茶種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は70cmの高さにせきあげて行う。
	37	東光寺井堰	左岸	立野	100m	-	-	-	石船	・灌漑期間は4月中旬～10月末日。 ・取水は100m水位までせきあげて行う。
	38	東光寺井堰	右岸	立野	200m	-	-	-	コンクリート	・灌漑期間は4月中旬～10月末日。
	39	立野井堰	左岸	立野	500m	-	-	-	コンクリート	・冬季は立野温泉の非常用水。
	40	松井堰	左岸	川原	40ha	109	明治以前	①木桶・七島園	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・牛糞運び、非常用水として利用。
	41	八尾井堰	右岸	原	5.3ha	-	-	①木桶 ③麦・茶種	土俵・石舟	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、代表者が誰 だ。土俵はボンボンを使用。
	42	安国寺手井堰	右岸	安国寺	-	-	明治以前	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・水守は高畠栽培。
	43	吉本源工	左岸	吉本	12町1反	47	明治以降	①木桶・七島園	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・水守は高畠栽培。
	44	田澤木井堰	左岸	吉本	476ha	125	文化3年頃	①木桶 ②麦・茶種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・水守は高畠栽培。
	45	下井手用水	右岸	安国寺	3ha	-	明治5年4月	①木桶 ②麦・茶種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげて行 う。女・茶種は高畠栽培。
	46	つる井堰	左岸	田澤	3ha	40	明治初期	①木桶・七島園 ②麦・茶種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげ、代表者が 誰だ。
	47	四谷寺水利組合	右岸	鶴見	約12町	-	昭和32年(1957) 完成	①木桶	ポンプ	・取水は5月～10月。 ・大字安国寺843-3番地に所在。
	48	今在豪シング用水	右岸	鶴見	3町9反	1	昭和10年	①木桶 ②麦・茶種	ポンプ	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1.5mで50cmにせきあげ、代表者が誰 だ。
横手川	1	高地区用	左岸	横手	2ha	1	-	①木桶	小石・砂の盛 り上げ	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は0.5mに高さにせきあげて行う。
	2	下木山井堰	左岸	横手	8ha	-	明治以前	-	かりせき・土俵	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mほどを規定してくる。
	3	エーケリ用水	左岸	横手	4ha	1	明治初年頃	①木桶	簡単な堰き止め	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。
	4	春山井堰	左岸	横手	7ha	-	明治以前	-	かりせき・土俵	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mほどを規定してくる。給水は 協議の上実験。
	5	蘭川井堰	右岸	横手	3反	-	明治以前	-	かりせき・土俵	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mほどの段差をつくる。給水は渠 の上部取水。

河川	識別	建設名	取水口	灌漑面積	開発戸数	取水開始年代	作物	構造など	備考	
	6	下田用水	左岸	横手	1a	1	明治初年頃	-	小石・砂・粘土等 取水は0.3mの高さにせきあげる。	
	7	尻川用水	左岸	横手	3a	3	明治初年頃	-	小石・砂・粘土等 取水は0.3mの高さにせきあげる。	
	8	車駒イゼ	左岸	横手	30a	-	明治15年	①水船	土表 取水は1mの高さにせきあげる。	
	9	赤五郎用水	左岸	横手	2a	1	明治以前	-	土砂つくり 取水は1mの高さにせきあげる。	
	10	上仙沼井川	右岸	横手	20a	1	明治初年頃	-	砂防堤を利用 砂防堤から取水。	
	11	黒毛井川	右岸	横手	10a	2	明治初年頃	①木桶 ②土支・紫穂	土表 取水は約1.5mの高さにせきあげる。	
	12	猿森井川	右岸	横手	4a	1	明治初年頃	①水桶 ②土支・紫穂	土表及び石積 取水は1mの高さにせきあげる。土表・紫穂は高さ約1.5m。	
	13	旗邊井川	左岸	横手	1反5畝	1	明治以前	-	かりやせき・土砂 づくり 取水は約1.5mの高さにせきあげる。	
	14	大迫井川	左岸	横手	10a	1	明治初年頃	①水船	土表及び石積 取水は約1.5mの高さにせきあげる。	
	15	角石下井川	左岸	横手	8a	2	明治初年頃	①水船 ②土支・紫穂	砂防堤を利用 砂防堤から取水。	
	16	角石下井川	右岸	横手	10a	1	明治初年頃	①水船	土表及び石積 取水は1.5mの高さにせきあげる。	
	17	下井川	左岸	横手	2a	1	明治初年頃	①水桶 ②土支・紫穂	土表及び石積 取水は1mの高さにせきあげる。	
	18	許多井川	右岸	横手	50a	4	明治初年頃	-	コンクリート ①水桶 ②土支・紫穂	コンクリート 井池の高さ1.5m。
	19	角の本井川	左岸	横手	1ha	11	明治初年頃	①水桶 ②土支・紫穂	土表 取水は約1.5mの高さにせきあげる。	
	20	瀬戸のかげ井川	右岸	横手	10a	1	明治初年頃	①水桶	土表 取水は約1.5mの高さにせきあげる。	
	21	曲井川	右岸	横手	60a	5	明治初年頃	①水桶 ②土支・紫穂	土表及び石積 取水は高さ1.5mにせきあげる。	
	22	上西井川	左岸	横手	36a	1	明治初年頃	①水桶 ②土支・紫穂	土表及び石積 取水は約1.5mの高さにせきあげる。	
	23	瀬戸井川	右岸	横手	12a	11	明治初年頃	①水桶 ②土支・紫穂 タバコ	コンクリート 取水は1mの高さにせきあげる。	
	24	山田井川	左岸	横手	4.5ha	4	明治以前	①水桶 ②土支・紫穂	コンクリート 取水は60cmの高さにせきあげる。	
	25	馬場田道育工	右岸	横手	65.2ha	5	明治初年頃	①水桶 ②土支	コンクリート 取水は45cmの高さにせきあげる。イセ穂が堰設、取水は45cm用に排水。	
	26	上清田井川	右岸	横手	6ha	2	明治初年頃	①水桶 ②土支・紫穂	石留造 姿と高さは高さ既成。	
	27	原の下井川	左岸	横手	53.8ha	8	明治3年	①水桶	コンクリート 取水は30cmの高さにせきあげる。	
	28	漢井川	左岸	横手	13ha	15	明治以前	①水桶 ②土支・紫穂	コンクリート 取水は60cmの高さにせきあげ、代表者が漢籍、姿・高さは既成既設。	
	29	一ノ延井川	左岸	横手	3ha	16	明治以前	①水桶・七島問 ②土支・紫穂など	コンクリート 取水は4mの高さにせきあげ、代表者が漢籍。	
	30	長久井川	右岸	横手	3ha	3	明治以前	①水桶 ②土支	コンクリート 取水は30cmの高さにせきあげる。	
	31	ワサダ置首工	左岸	横手	5町	30	明治初年頃	①水桶 ②土支	コンクリート 砂防堤は5月上旬～9月下旬。	
	32	山竹用水	右岸	横手	2町	15	江戸時代	①水桶 ②土支・紫穂	コンクリート 取水は30cmの高さにせきあげる。	
	33	前久井川	左岸	横手	5町6反	34	江戸時代	①水桶・七島問	砂防堤は5月上旬～10月上旬。 取水は30cmの高さにせきあぐ。	
	34	竜立井川	左岸	横手	1町2反 2町	15	明治初年頃	①木桶・七島問	コンクリート 砂防堤は5月上旬～10月上旬。 取水は30cmの高さにせきあぐ。	
	35	鶴の坪用水	左岸	横手	3.64ha	-	明治初年頃	①水桶 ②土支	簡単な取き止め 砂防堤は5月上旬～10月中旬。 取水は4mの高さにせきあげる。小堤の場合は水位によって排水。 砂防堤の都度復旧して、現在に至る。	
	36	寺井川	右岸	横手	1町2反 3町	15	明治初年頃	①水桶	コンクリート 取水は30cmの高さにせきあぐ。 砂防堤は5月上旬～9月下旬。	
	37	久保田井川	左岸	横手	1町5反	13	明治初年頃	①水桶 ②土支	コンクリート 取水は45cmの高さにせきあぐ。イセ穂(代表者)が堰設。	
	38	宗入井川	左岸	横手	4a	6	明治初年頃	①水桶 ②土支	コンクリート 取水は土壁でせきあぐ。	
	39	寺脇井川	左岸	横手	5a	-	明治初年頃	①水桶	石留造 -	
	40	新田井川	右岸	横手	2町5反	16	JL戸時代	①水桶	コンクリート 代表者が築造し、時間割で給水。	

河川	番号	施設名	取水口	灌漑面積	灌漑実積	助効戸数	取水開始年代	作物	構造など	備考
横手川	41	海水井頭	左岸	横手	9.8ha	52	明治初年頃	①木桶 ②索-素縫	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土俵でさきあげし、水守が運搬。海水時は平六池・新池を利用。
	42	吉田用水	左岸	横手	1町5反	10	明治13年5月 4日	①木桶 ②索-素縫	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげし、水守が運搬。
	43	脇下用水	右岸	横手	3反6畝	2	明治13年5月 4日	①木桶 ②索-素縫	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげし、水守が運搬。
	44	向井堰	右岸	横手	2ha	32	明治初年頃	①木桶 ②索-素縫	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土俵で50cmせきあげし、代表者が運搬。索-素縫は高砂縫。
	45	新井堰	右岸	横手	5.6ha	7	江戸時代	①木桶 ②索-小委 ③バコなど	石積造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は笠置で2mに区割りで打う。最後の区割りは2年で交代する。水量少。
	46	中領井頭堰	右岸	横手	0.6ha	-	明治初年頃	①木桶 ②索	コンクリート	・灌漑期間は5月～10月下旬。 ・代表者が御説、索は高砂縫。
	47	長木井頭	右岸	横手	8反6畝	8	明治以前	①木桶-七島筒 ②索-小委	石積造	・灌漑期間は5月～10月下旬。 ・輪作をもくって、順次供給。水が不足。
	48	上衣田頭首工	左岸	横手	9ha	13	明治初年頃	①木桶-七島筒	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は10.5mの高さにせきあげ。
	49	東井堰	右岸	横手	3反5畝	5	明治初年頃	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ。水番をして運搬する。
	50	下在井頭堰	左岸	横手	2町5反	-	明治初年頃	①木桶-七島筒 ②索-素縫	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は12.5mの高さにせきあげし、水守が運搬。船舟等で井頭のポンプから引張船に注入。
高森川	51	山吹頭首工	右岸	横手	1町1反	42	明治初年頃	①木桶-七島筒 ②索-素縫	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は笠置カタドリ30cmせきあげし、代表者が運搬。
	52	城尾用水	左岸	横手	5.785ha	-	明治以前	①木桶-七島筒 ②索-素縫	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は12.5mの高さにせきあげし、水守が運搬。
	53	移の木井堰	右岸	横手	36ha	22	大正11年頃	①木桶	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげし、代表者が運搬。
	54	草本頭首工	右岸	横手	115ha	45	明治初年頃	①木桶-七島筒 ②索-素縫	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は笠置カタドリ30cmせきあげし、代表者が運搬。 ・海水時も下流にポンプを設け輸送。
	1	高良12号井堰	右岸	横手	0.42ha	5	-	-	コンクリート	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・干天なし。
	2	高良1号井堰	左岸	横手	0.42ha	5	-	-	野面石転石	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・自然乾く。干天なし。
	3	高良10号井堰	右岸	横手	0.47ha	4	-	-	野面石疊積	・灌漑期間は5月20日～10月10日。
	4	高良9号井堰	左岸	横手	0.32ha	4	-	-	野面石疊積	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・干天なし。
	5	高良8号井堰	左岸	横手	0.35ha	3	-	-	野面石疊積	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・干天なし。
	6	高良7号井堰	右岸	横手	0.28ha	3	-	-	野面石空	・灌漑期間は5月20日～10月10日。
	7	高良6号井堰	左岸	横手	0.6ha	5	-	-	コンクリート	・灌漑期間は5月20日～10月10日。
	8	高良5分井堰	右岸	横手	0.52ha	7	-	-	野面石空	・灌漑期間は5月20日～10月10日。
	9	高良4分井堰	左岸	横手	0.62ha	4	-	-	野面石積重ね	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・干天なし。
	10	高良3号井堰	右岸	横手	0.5ha	7	-	-	野面石空	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・干天なし。
赤松川	11	高良2号井堰	左岸	横手	0.32ha	3	-	-	野面石積重ね	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・干天なし。
	12	高良1号井堰	右岸	横手	0.36ha	2	-	-	野面石積重ね	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・干天なし。
	13	木足2号井堰	左岸	赤松	0.6ha	4	-	-	野面石積重ね	・灌漑期間は5月20日～10月20日。
	14	木足1号井堰	右岸	赤松	0.2ha	2	-	-	石依	・灌漑期間は5月20日～10月20日。 ・干天なし。
	15	小井堰	左岸	横手	14ha	19	-	-	コンクリート	・灌漑期間は5月15日～9月10日。 ・干天無。
	16	ワタダ井堰	左岸	横手	2.8ha	28	-	-	コンクリート	・灌漑期間は5月15日～9月10日。 ・干天無。
	17	鶴引井堰	左岸	横手	22ha	15	-	-	コンクリート	・灌漑期間は5月15日～9月10日。 ・干天15日。ポンプで差し水。
	1	北砂井堰	右岸	赤松	7反	11	明治初年	①木桶 ②索-素縫	流れ込み	・灌漑期間は6月上旬～10月中旬。 ・取水は流れ込み水路。
	2	国広井堰	両岸	赤松	1町	-	明治以前	①木桶	砂防堤を利用して	・灌漑期間は25日～9月。代表者が運搬する。 ・砂防堤の上に砂防堤を設ける。
	3	七島田頭取	左岸	赤松	8反	13	明治初年頃	①木桶 ②索-素縫	砂工を利用。	・灌漑期間は6月1日～9月10日～10月中旬。 ・砂工の上に土手。
	4	南田用水	左岸	赤松	8ha	-	明治以前	①木桶 ②索-素縫	砂防堤(石ねり)	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・取水は10mの高さにせきあげる。
	5	楊木瀬(楊の木井堰)	右岸	赤松	10ha	-	-	①木桶	ポンプ	・6月頃から取水。昭和28年頃からポンプを利用。水景堂で水分はない。
	6	渋田井堰	左岸	赤松	7反	-	明治以前	①木桶	砂防堤を利用。	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・砂防堤に高1mの仮版を設ける。

河川	番号	施設名	取水口	灌漑面積	灌漑面積	開削年	取水開始年代	作物	構造など		備考
									灌漑面積	灌漑面積	
	7	天津井取	右岸	赤松	20a	-	明治以前	①木桶	石造り	取水は5月中から開始、約1m上行でさあげする。灌漑期始まりで水を保有していた。	
	8	柏口井取	左岸	赤松	5ha	-	明治以前	①木桶	砂防コンクリート堤	昭和26年の洪水後、完成した砂防堤を利用し、外構とする。	
	9	鶴木の下井取	右岸	赤松	1ha	-	明治以前	①木桶	-	灌漑期は4月下旬～9月下旬。 取水は当番地で行う。	
	10	西口井取	左岸	赤松	3ha	3	明治初期	①木桶	コンクリート造、土俵積	灌漑期は5月下旬～10月30日。	
	11	えのみ用水	右岸	赤松	9反5畝	11	明治初期 (明治5年)	①木桶 ②麦	土砂・石で重ね合わせ。	灌漑期は4月上旬～10月末。 取水は3mの高さに土砂でさあげ、反則により時折水で運搬する。	
	12	ぐはた井取	田畠用右岸	赤松	1ha	-	明治以前	①木桶 ②麦	コンクリート	灌漑期は4月上旬～10月上旬。 取水は70cmの高さにさあげ、代表者が運搬。	
	13	ヨンダ用水	右岸	赤松	5反3畝	7	明治初期 (明治5年)	①木桶 ②麦・茶種	土俵積	灌漑期は4月5日下旬～9月下旬。 取水は10cmの高さでさあげ、水守が監視。 愛・茶葉は当番地運搬。	
	14	ひやけ用水	右岸	赤松	1町	-	明治初期	①木桶 ②麦	土・石	灌漑期は4月5日下旬～10月6日。 取水は高30cm、幅1.5mにせきあげ、代表者が運搬。	
	15	六塙築井取	左岸	赤松	7反5畝	6	明治初期 (明治5年)	①木桶	砂防堤	灌漑期は4月5日下旬～10月30日。 取水は自走灌入。	
	16	三反田井取	左岸	赤松	1町	-	明治以前	①木桶	砂防堤を利用	灌漑期は4月上旬～9月下旬。 取水は被覆と設け、開拓者協議の上、時限水で給水する。	
	17	ほりぬ多留原工	右岸	赤松	9反	-	明治7年	①木桶	コンクリート	灌漑期は4月上旬～9月下旬。 取水は開拓者協議の上、時限水で給水する。	
	18	朝ノ木井取	右岸	赤松	5a	6	明治初年頃	①木桶 ②麦・茶種	帶工を利用	灌漑期は4月5日上旬～10月上旬。 帶工を土砂でさあげる。麦・茶葉は高畦栽培。	
	19	ハサコノ井取	右岸	赤松	7反	-	明治以前	①木桶	砂防堤を利用	灌漑期は4月5日上旬～9月下旬。 砂防堤上の砂をかきいり石で高40cmの堰を作り、砂を運搬する。木桶などを使用する場合はその砂を運搬する。	
	20	ハサコ2号井取	左岸	赤松	1反5畝	-	明治以前	①木桶	砂防堤を利用	灌漑期は4月5日上旬～9月下旬。 砂防堤から砂を採り時限給水する。	
赤松川	21	天水井取	右岸	赤松	1町5畝	-	明治以前	①木桶	帶工を利用	灌漑期は4月5日上旬～9月10日。 带工は土砂でさあげる。麦・茶葉は高畦栽培。	
	22	上志野井取	右岸	赤松	4町5歩	1	明治初期 (明治5年)	①七島鶴	砂防堤の土に土俵積	灌漑期は4月5日上旬～9月上旬。 砂防堤上の砂をかきいり石で高40cmの堰を作り、砂を運搬する。木桶などを使用する場合はその砂を運搬する。	
	23	東堀井取	左岸	赤松	4反	1	明治以前	①木桶	砂防堤の土に土俵積	灌漑期は4月5日上旬～9月上旬。 砂防堤上に土俵で壓すり分け水を取る。	
	24	苗田井取	左岸	赤松	8反5畝 7合	-	明治初期	①木桶 ②麦・小麦	コンクリート	灌漑期は4月5日下旬～10月10日。	
	25	ひかけ用水	右岸	赤松	40a	2	明治3年5月 6日	①木桶 ③麦	土石造	灌漑期は4月5日下旬～10月10日。 木守が監視。	
	26	細間田用水	右岸	赤松	3ha	16	明治10年5月 1日	①木桶 ②麦・茶種	土俵	灌漑期は4月5日下旬～10月10日。 木守が監視。	
	27	安瀬井取	左岸	赤松	7a	6	明治初期頃	①木桶 ②茶種	帶工を利用	灌漑期は4月5日上旬～9月上旬。 木守が監視。麦・茶葉は高畦栽培。	
	28	ワサツ井取	左岸	赤松	10a	9	明治初年頃	①木桶 ②茶種	土俵	灌漑期は4月5日上旬～10月上旬。 取水は土砂でさあげる。	
	29	庵ヶ道用水	左岸	赤松	70a	-	昭和25年	-	土俵積	灌漑期は4月5日下旬～9月上旬。 木守は5月を土俵でさあげる。	
	30	明神寺手	左岸	赤松	5町12反	-	大正以前	-	コンクリート	灌漑期は4月5日上旬～9月上旬。 赤松地区に跨る4区・山吹地主に3町8反。	
	31	面白用水	左岸	赤松	1町8反 64.5歩	-	明治初期	①七島鶴・木桶 ②麦・小麦	コンクリート	灌漑期は4月5日上旬～9月上旬。 取水は約30cm上石でさあげる。余水は赤松末架から十手ノ木で貯水。	
	32	上手ノ内	右岸	赤松	6ha	6	明治初年頃	①木桶	砂防堤、コンクリート	灌漑期は4月5日上旬～9月下旬。 砂防堤には砂を撒く。	
	33	牛井井取	右岸	赤松	1町8反	-	明治初年頃	-	砂防堤、コンクリート	灌漑期は4月5日上旬～9月下旬。 取水は川を1mせきあげ、水差をして運搬する。	
三尾井用	1	新池用水	左岸	安国寺	6町8反	40	明治初年頃	①木桶・七島鶴 ②麦・茶種	コンクリート	灌漑期は4月5日上旬～9月上旬。 取水は120cmの高さにせきあげ、木守が運搬。 「尾根引」から取水した水を一度貯池にため、必要時に汲み出す。	
	2	安国寺小谷池井取	左岸	安国寺	7.8ha	-	江戸時代	①木桶	石積み	取水は8月～9月下旬。 池は3つあり、上池の水路は安国寺安落の貯池と連結する。	
	3	石臼用水	右岸	安国寺	4町3歩	4	明治10年3月	①木桶 ②麦・茶種	コンクリート	灌漑期は4月5日上旬～10月中旬。 取水は3mの高さにせきあげ、木守が運搬。	
	4	用造井取	左岸	安国寺	7ha	5	明治時代	①木桶 ②麦・茶種	石積・土俵	灌漑期は4月5日上旬～9月中旬。 取水は2mほどとの高さにせきあげる。	
	5	上うは井手	右岸	小原	50a	-	-	①木桶・七島鶴	石積・粘土・ござ等	作付前にセメントで石・粘土などをづくり。 取水後は土を撒く。早耕時は不足。	灌漑期は4月5日上旬～10月。
	6	かみした井手	右岸	小原	45a	-	-	①木桶・七島鶴	石積・粘土・ござ等	作付前にセメントで石・粘土などをづくり。 取水後は取り除く。早耕時は不足。	灌漑期は4月5日上旬～10月。

河川	番号	施設名	取水口	差別 渠系	灌漑 面積	開保 戸数	取水開始 年代	作物	構造など	備　考
三尾谷川	7	佐之跡井手	右岸	小原	1876反 25歩	9	-	①水桶	コンクリート	・灌漑期間は6月～10月。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。
	8	ヒイテ原工	左岸	小原	132ha	13	-	③水桶	石垣造	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。
	9	猪木堀	左岸	小原	98.18歩	1	-	①水桶	ポンプ	・3月に一度灌漑を行う。
	10	二鬼谷下井堰	右岸	小原	173ha	18	明治10年5月 5日	①水桶・七島面 ②麦	石積・砂土	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。
	11	三尾七郎丸井手	左岸	興寺寺	12ha	8	明治以前	①水桶・七島面 ②麦	石積	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。
	12	三尾龍井堰	右岸	興寺寺	100a	-	-	③水桶	石積・砂土・ごさ 等	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・作付資本はイゼヤ等で、他社などでつくり、 取扱料を取り除く。
	13	ガニハゼ井堰	右岸	小原	630a	24	江戸時代	①水桶・七島面 土俵	石積	・灌漑期間は6月1日～9月末。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。
	14	小原越井堰	左岸	興寺寺	45a	4	明治以前	①水桶	石積・砂土	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水は1.5mの高さにせきあげ、開拓者で 順次分公め、各自順次に譲渡。
	15	喜田井堰	左岸	興寺寺	200a	-	-	①水桶・七島面	石積・砂土・ごさ 等	・灌漑期間は6月～10月。 ・作付資本はイゼヤ等で石・砂土などでつくり、 取扱料を取り除く。
	16	本削当1番井堰 (上井原)	左岸	小原	6.4ha	4	明治初年頃	①七島面 安妻・奈良	土表	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。 ・灌水用に本別当池を利用。
清波川	2	本削当2番井堰 (仙木井原)	左岸	小原	1ha	7	明治以前	①水桶・七島面 ②麦・奈良	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげ、水守が灌 溉。汲水用に本別当池を利用。
	3	本削当3番井堰 (宿路井原)	左岸	小原	90a	9	明治初年頃	①水桶・七島面 ②麦・奈良	土表	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。 ・灌水用に本別当池を利用。
	4	本削当4番井堰 (山ノ田井原)	左岸	小原	15a	3	明治初年頃	①水桶・七島面 ②麦・奈良	土表	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。 ・灌水用に本別当池を利用。
	5	谷畑用水	左岸	小原	40a	4	明治初年頃	①水桶 麦など	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげ、代表者が灌 溉。汲水用に本別当池を利用。
	6	谷畑頭工	左岸	小原	56a	4	明治初年頃	①水桶	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげ、代表者が灌 溉。汲水用に本別当池を利用。
	7	お・きいぜ用水	右岸	小原	45a	4	明治初年頃	①水桶 麦など	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。
	8	山の田用水	左岸	小原	15a	3	明治初年	①水桶 麦など	石造り	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげ、代表者が灌 溉。汲水時は本別当池を利用。
	9	山の田用水	右岸	小原	20a	3	明治初年	①水桶 麦など	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。
	10	本削当9番井堰 (山の田井原)	左岸	小原	20a	3	明治初年	①水桶 麦・奈良	土表・やだ・石垣	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげ、水守が灌 溉。汲水時は本別当池を利用。
	11	山田10番用水	左岸	小原	30a	-	明治初年	①水桶 麦など	土表・やだ・石垣	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげ、水守が灌 溉。汲水時は本別当池を利用。
	12	上尚田用水	左岸	小原	34a	3	明治初年	①水桶 麦など	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげ、代表者が灌 溉。汲水時は本別当池を利用。
	13	御子宇塔用水	右岸	小原	60a	8	明治初年	①水桶・七島面 ②麦・奈良	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。
	14	田代井堰	左岸	小原	30a	3	明治初年	①水桶・七島面 ②麦・奈良	土表	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。
	15	森子井堰	左岸	小原	30a	-	明治初年頃	①水桶 ②麦・奈良	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。
	16	首不願工	左岸	小原	247	11	明治初年	①本桶・七島面	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。
	17	上尚田頭工	左岸	小原	31a54a	3	明治初年	①本桶	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・灌改管は反則耕で行う。
	18	阿田形水	右岸	小原	12a	-	明治初年	①水桶 ②麦・奈良	石造り	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。
	19	大井堀	左岸	小原	45a	-	明治初年	①本桶 ②麦・奈良	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。
	20	荒山下用水	右岸	小原	1反	1	元治元年	①水桶・七島面	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。
	21	河内用水	左岸	小原	56a	4	明治元年6月 3日	①水桶・七島面 モダバゴ 芋芋	石造・コンク リート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。
	22	庄の下井堰	右岸	小原	40a	-	明治初年頃	①本桶 ②麦・奈良	石積み	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。

河川	番号	施設名	取水口	灌漑面積	灌漑面積	関係戸数	取水開始年代	作物	構造など	備考
	23	淀田用水	岡岸	小原	6ha	-	明治初年頃	①水船・七島園 ②茶	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は30cmの高さにせきあげ、代表者が運営。
	24	鶴田用水	右岸	小原	30a	3	明治元年	①水船 ②茶	コンクリート	灌漑期間は5月下旬～9月上旬。 取水は30cmの高さにせきあげ、関係者が手合いで、毎日手巻きを行う。
	25	高田用水	左岸	小原	7反	7	明治初年頃	①水船 ②茶・茶種	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は120cmの高さにせきあげる。 安・茶種は高畦栽培。
	26	前田用水	右岸	小原	4反	4	明治初年頃	①水船・七島園 ②茶・高畦	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月上旬。 取水は120cmの高さにせきあげる。 安・茶種は高畦栽培。
	27	力堂用水	左岸	小原	25ha	24	明治初年頃	①水船・タバコ ②茶・茶種	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月上旬。 取水は80cmの高さにせきあげ、水字が確認。 安・茶種は高畦栽培。
	28	明宿用水	左岸	小原	5ha	5	-	①水船 ②茶	石積み	灌漑期間は5月上旬～9月上旬。 取水は3mまでせきあげ、水守が運営。雨水時は大箱より放流し、安は高畦栽培。
	29	奥畠用水	右岸	小原	52a	6	大正初期	①木船 ②茶	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は60cmの高さにせきあげ、水守が運営。 雨水時は木船当池を利する。 手巻きによる運営が困難なため、雨水時は貯貯池で運営的に判断する。
	30	新貝用水	岡岸	小原	3ha	17	明治初年頃	①水船・七島園 ②茶・油種	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は450cmの高さにせきあげ、代表者が運営。 安・茶種は高畦栽培。
	31	小岸井堰	右岸	小原	0.3ha	3	明治以前	①木船 ②茶・茶種	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月上旬。 取水は250cmの高さにせきあげ、代表者が運営。 安・茶種は高畦栽培。
	32	講ノ下導取	右岸	小原	17ha	14	明治以前	①水船・七島園 ②茶・茶種	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は150cmの高さにせきあげ、代表者が運営。 安・茶種は高畦栽培。
	33	垂井井堰	左岸	小原	65.7ha	6	明治以前	①木船 ②茶・茶種	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は上部で50cmまでせきあげ、代表者が運営。木別当池の水を用に洗したものを利用。 安・茶種は高畦栽培。 雨床沈下式、昭和30年コンクリート造成になる。
清流川	34	鬼郷用水	左岸	小原	1町7反 58.2歩	14	明治以前	①水船 ②茶・茶種	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は土手で30cmまでせきあげ、代表者が運営。木別当池の水を用に洗したものを利用。 安・茶種は高畦栽培。 河床沈下式、昭和30年コンクリート造成になる。
	35	小泉用水	左岸	小原	1町7反 58.5歩	15	明治以前	①水船 ②茶・茶	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は土手で30cmまでせきあげ、代表者が運営。木別当池の水を用に洗したものを利用。 安・茶種は高畦栽培。 河床沈下式、昭和21年コンクリート造成になる。
	36	吉の光用水	右岸	小原	2町1反 7.10歩	13	明治以前	①水船・七島園	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は3mの高さにせきあげる。
	37	淀田用水	右岸	小原	3町	18	明治以前	①水船・七島園	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は30cmの高さにせきあげる。
	38	見田用水	右岸	小原	2町7反	18	明治以前	①水船 ②茶・茶種	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は50cmの高さにせきあげ、関係者が当番制で運営する。
	39	淀田下用水	左岸	小原	1町5反	10	明治以前	①水船	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は30cmの高さにせきあげる。
	40	大井井堰	左岸	小原	51ha	35	明治以前	①水船・七島園 ②茶・茶種	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は120cmの高さにせきあげ、代表者が運営。 安・茶種は高畦栽培。
	41	石反田井堰	右岸	小原	39ha	30	明治以前	①水船・七島園 ②茶・茶種	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は50cmの高さにせきあげ、代表者が運営。 安・茶種は高畦栽培。
	42	小井堰	左岸	小原	52ha	30	明治以前	①木船・七島園 ②茶・茶種	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は30cmの高さにせきあげ、代表者が運営。 安・茶種は高畦栽培。
	43	兼が井手	右岸	小原	7ha	5	明治以前	①水船・七島園 ②茶・茶種	河川の農工を河 土で根を製作	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 河川の農工を利用し、代表者が土管の口を開閉して灌漑する。
	44	馬渡井堰	岡岸	小原	9ha	7	明治以前	①水船・七島園 ②茶	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水は50cmの高さにせきあげ、代表者が運営。 安・茶種は高畦栽培。
	45	八反田井堰	左岸	小原	744a	48	明治以前	①水船・七島園	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 取水はせきあげて引い、旱魃時のみ代表者が運営。
	46	八反田勝手井	左岸	小原	15ha	20	明治以前	①水船・七島園	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水はせきあげて引い、旱魃時のみ代表者が運営。
	47	ひやけ用水	右岸	小原	2町1反 11歩	36	明治初年頃	①水船・七島園 ②茶	土表	灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 取水は3mの高さにせきあげる。
	48	サオリいば	右岸	小原	5.91ha	50	明治初期	①水船・七島園 ②茶・茶種	コンクリート	灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 河川の水を利利用し、代表者が土管の口を開閉して灌漑する。
	49	宮計井堰	左岸	小原	3ha	-	明治以前	-	コンクリート	-

河川	番号	施設名	取水口	灌漑 草薙	直渠 面積	開保 戸数	取水開始 年代	作物	構造など	備　考
50	福井堰		右岸	小原	60a	7	明治以前	①水稻・七島面	コンクリート	・開発期間は6月2日～9月末日。 ・取水はせきあけを行?

当時改修をはじめ、本表の記載は基本的に調査時に記入されたものをそのまま掲載した。また、信考額の灌漑期間などは岡島旁に体裁を改めたが、文言は調査時の記述にしたがってある。

西良川水系と深江川水系は、調査額が確認できなかつたため、昭和45年の水利台帳に掲つた。

## IV 石造文化財実測図

製作した石工の系譜をひく者の製作も想定できる。

昨年度に刊行した「轟後国国東郷の調査 資料編」（以下では「資料」と略す）では、三四点の石造文化財について実測図と写真を掲載した。今回、その補遺として五点の石造物の実測図と写真を掲載した。

### 1 吉木九重塔（八分真有形文化財・大字北江）

田深川左岸の段丘上に所在し、高さは七mをこえる。実測図は、平成二〇年度に実施したデジタルオルソ写真測量に基づいている。この塔は、周間を植え込みと樹木に囲まれており、今回の測量は一面のみで実施した。

今回のデジタルオルソ写真測量において、改めて確認された点について二・三触れておきたい。

一つは、九重塔の構造についてである。最下層にあたる一層目の塔身部分は一材であるが、一層目の笠より上は、基本的に一層目の笠と二層目の塔身が一材から成るよう、笠とその上の塔身部分を一つの石材からつくつる。その中で、下から四層目の塔身部分は下の笠と別材であり、明確な年代は不明であるが、九重塔の修理時に塔身部分を補つたことがわかる。

二点目としては、九重塔の最上部は笠のみを残し、上の塔身部分は欠失している点が挙げられる。ここから、現在は笠が九つの塔であるが、本来の姿はこれと異なる可能性も指摘できる。

### 2 正友一号板碑（大字東堅来）

二基は、堅来川右岸の水田の畦に並んでたつてある。ともに、劣化が激しく、政友一号板碑は、一度折損したものを探合している。碑身の奥行があり、全体に前傾する姿などは、堅来川の支流鳴川右岸に所在する鳴三号板碑（「資料」No.15）に似る。両者は一m弱の距離にあり、これらの点から、政友板碑は鳴三号板碑を

### 4 岩戸寺坊中二号五輪塔（大字岩戸寺）

#### 5 追家一号五輪塔（大字志）

「資料」に掲載した五輪塔（No.30）と同じく、岩戸寺坊中西側の「坊中」と呼ばれる地にある。同地には、五輪塔三基、五輪塔残欠四基分がある。このため、「資料」掲載のものは、岩戸寺坊中一号五輪塔と名称を変更し、今回掲載したもの

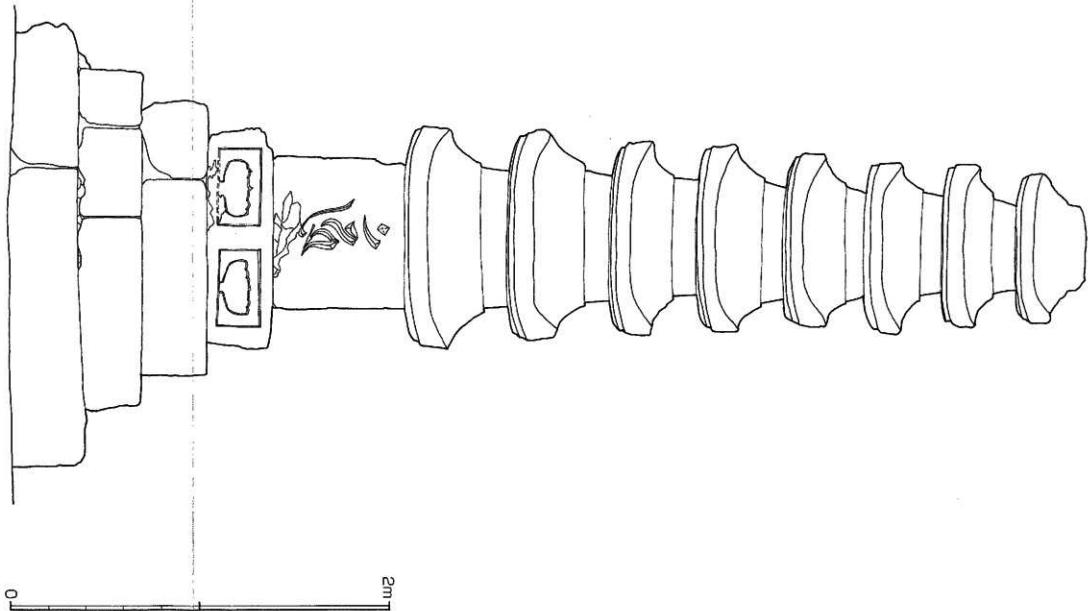
は岩戸寺坊中二号五輪塔と呼ぶことにしたい。

この五輪塔は、風輪部分に蓮華をあしらつている所に特徴がある。現況は、火輪より上と火輪より下がずれた状態にあるが、火輪底部の納の径が火輪の突起部分の径に合致することから、後世の組み合わせではないことが確認できる。実測図では、こうした石材のずれた状態を補正した形で示した。

また、5は大字岩戸寺の下流部に位置する坊の故地に所在するものである。同地には、「資料」に掲載した宝蓋印塔（No.21）があり、他に板碑や五輪塔が所在する。特に、五輪塔は三基あり、以下に掲載したものはその一つである。このため、今後の調査研究の可能性もふまえて、ここでは右のよう、「追家一号五輪塔」と名付けた。これも、4と同様に風輪に蓮華をあしらつている。こうしたデザインの五輪塔は、他にも岩戸寺周辺で確認できるところから、石造物の「地域性」を示す事例と位置づけることができる。また、空・風輪の納が火輪上部に穿たれているが、これは火輪を貫通している。

なお、後掲の図面は、1が縮尺二〇分の一、2~5は縮尺一〇分の一である。

圖1 古方八面塔



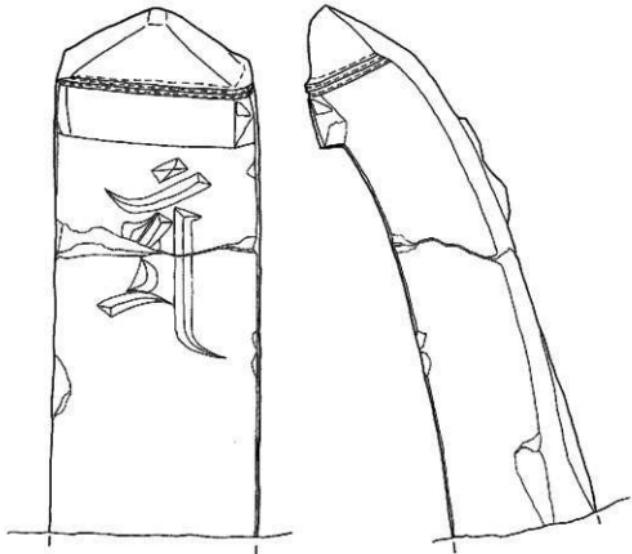


图2 正友1号板碑

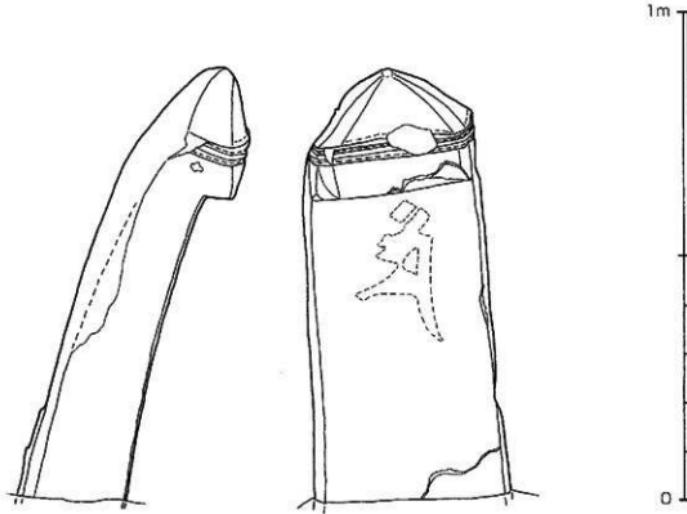


图3 正友2号板碑

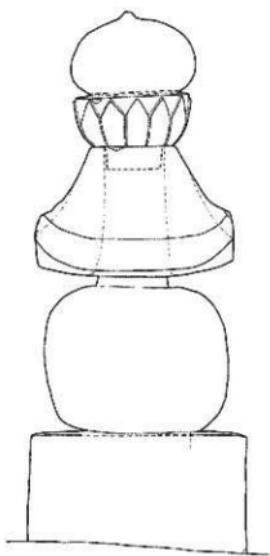


図5　追家1号五輪塔

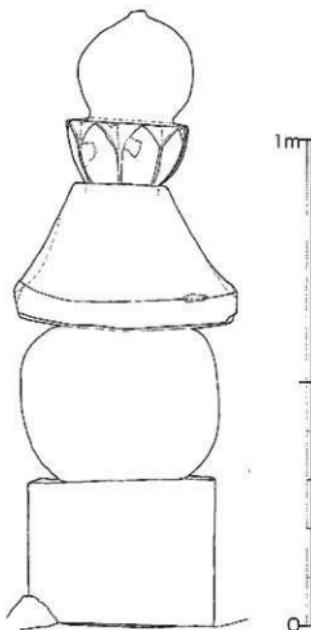


図4　岩戸寺坊中2号五輪塔



写真2 吉木九重塔上部



写真1 吉木九重塔



写真4 正友2号板碑



写真3 正友1号板碑

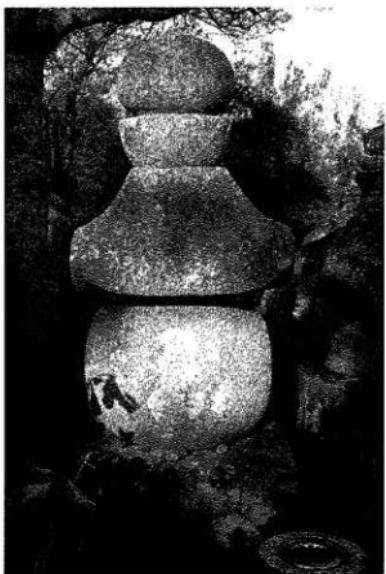


写真6 追家1号五輪塔

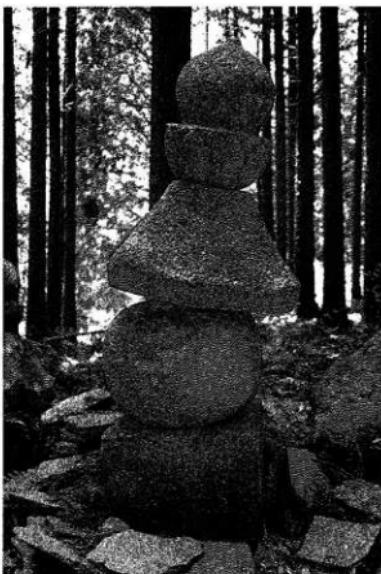


写真5 岩戸寺坊中2号五輪塔

# 報告書抄録

ふりがな	ぶんごのくににくにさきごうのちょうさ しりょうへんほい							
書名	豊後國國東郷の調査 資料編補遺							
シリーズ名	大分県立歴史博物館報告書							
シリーズ番号	第12集							
編著者名	櫻井成昭							
編集機関	大分県立歴史博物館							
所在地	〒872-0101 大分県宇佐市大字高森字京塚							
発行年月日	2009年3月31日							
所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東經	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
安岐郷	大分県 国東市国東町	44214				040401 ↓ 090331		遺跡詳細 分布調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺跡		主な遺物		特記事項	
安岐郷	莊園村落	中世～近代						

---

大分県立歴史博物館 資料編補遺第12集

**豊後國國東郷の調査 資料編補遺**

発行日 平成21年3月31日

発 行 大分県立歴史博物館

宇佐市大学高森学京原 T 872-0101

Tel. 0978 (37) 2100

印 刷 明治印刷株式会社

大分県宇佐市長洲 607

Tel. 0978 (38) 0135

---

